

第七十二回 参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和四十九年三月二十六日(火曜日)
午前十時四十七分開会

委員の異動

三月二十三日

辭任 稲嶺 一郎君

補欠選任 増田 盛君

三月二十五日

辭任 棚辺 四郎君

補欠選任 齋藤 寿夫君

三月二十六日

辭任 久次米健太郎君

補欠選任 片山 正英君

三月二十六日

辭任 上林繁次郎君

補欠選任 柏原 ヤス君

片山 正英君

齋藤 十朗君

増田 盛君

山内 一郎君

小山邦太郎君

松垣徳太郎君

安井 謙君

久保田藤麿君

出席者は左のとおり。

委員長

久保田藤麿君

理事

高橋 邦雄君

委員

原 文兵衛君

齋藤 十朗君

柴立 芳文君

鍋島 直紹君

松垣徳太郎君

山内 一郎君

若林 正武君

松永 忠二君

国務大臣

自治 大臣

政府委員

大蔵大臣官房審

議官

運輸省鉄道監督

局国有鉄道部長

建設省道路局長

自治政務次官

自治大臣官房長

自治省行政局長

自治省財政局長

自治省税務局長

事務局側

常任委員会専門

説明員

公正取引委員会

事務局取引部景

品表示指導課長

大蔵大臣官房審

議官

農林大臣官房審

議官

農林省畜産局畜

産経営課長

農林省畜産局流

通飼料課長

農林水産技術会

議事務局技術総

務官

水産庁漁政部治

岸漁業課長

宮之原貞光君

柏原 ヤス君

藤原 房雄君

村尾 重雄君

町村 金五君

岩瀬 義郎君

住田 正二君

菊池 三男君

古屋 亨君

山本 悟君

林 忠雄君

松浦 功君

首藤 堯君

伊藤 保君

利部 脩二君

且 弘昌君

須賀 博君

齋藤 稔君

白根 亨君

宮崎 武幸君

鈴木 章生君

平井 義徳君

通商産業省生活

産業局繊維製品

課長

運輸省海運局参

事官

郵政大臣官房電

氣通信参事官

郵政省電波監理

局放送部業務課

長

田代 功君

三浦 一郎君

浜田直太郎君

田口健次郎君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査

(昭和四十九年度地方財政計画に関する件)

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

○奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特

別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

○委員長(久保田藤麿君) ただいまから地方行政

委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨三月二十五日、久次米健太郎君及び上林繁次

郎君が委員を辞任され、その補欠として片山正英

君及び柏原ヤス君が選任されました。

○委員長(久保田藤麿君) 地方行政の改革に関する

調査のうち、昭和四十九年度地方財政計画に関

する件及び地方税法の一部を改正する法律案(閣

法第四〇号)を一括議題とし、まず、昭和四十九

年度地方財政計画に関する件について説明を聴取

いたします。町村自治大臣。

○国務大臣(町村金五君) 昭和四十九年度の地方

財政計画の概要について御説明申し上げます。

昭和四十九年度の地方財政につきましても、最

近における物価上昇、石油問題等内外の経済情勢

の推移と地方財政の現状にかんがみ、地方財源の

確保に配慮を加えつつ、国と同一の基調により、

総需要の抑制に資するため、公共投資をはじめと

する歳出を極力圧縮するとともに、財源の重点的

配分と経費支出の効率化につとめ、地域住民の生

活の安定と福祉の充実をはかるための施策を推進

することを基本とし、あわせて経済情勢の推移に

応じて地方財政の機動的、弾力的運用をはかり得

るよう措置する必要があります。

昭和四十九年度の地方財政計画はこのような考

え方を基本として策定いたしております。以下、

その策定方針及び特徴について申し上げます。

第一は、地方税及び地方譲与税についてであり

ます。

まず、住民負担の現状にかんがみ、個人の住民

税及び事業税、小規模住宅用地の固定資産税等

についてその軽減合理化をはかることとしておりま

す。

一方、市町村民税法人税割りの税率の引き上げ

等により地方税源を拡充強化するとともに、自動

車取得税の税率の引き上げ並びに地方道路譲与税

及び自動車重量税と税の増強により地方道路財源

の確保をはかることとしてしております。

第二は、地方交付税についてであります。

地方財政の状況等を考慮し、昭和四十九年度の

特例として交付税及び譲与税配付金特別会計の借

り入れ金残高に相当する千六百八十億円の減額調

整を行なうとともに、引き続き沖縄県及び同県市

町村に対して交付すべき地方交付税の財源に資す

るため、臨時沖縄特別交付金三百二十一億円を国

の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計

に繰り入れることとしております。

第三は、総需要抑制の見地から地方債の発行額

を極力圧縮するとともに、地方債資金における政府資金の構成比率を高める等、地方債の質的改善をはかることとしております。

第四は、総需要抑制の要請を踏まえつつ、住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策を重点的に推進することにあります。このため、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等を通じて重点的な財源配分を行なうこととしていたしております。

まず、生活保護、児童福祉、老人福祉等の社会福祉施策の充実、教職員の定数及び処遇の改善、私学助成の拡充等教育の振興をはかるとともに、消防救急対策、公害対策、交通安全対策、消費者行政等を推進することとしたしております。

次に、上下水道、廃棄物処理施設、教育施設、社会福祉施設、住宅等、住民福祉の充実をはかるための事業を重点的に進めることとし、また、人口急増地域における教育施設、消防施設等の整備に対する財政措置を拡充するとともに、過疎及び辺地対策事業債の増額、集落の移転整備、僻地医療の確保等、過疎地域対策を推進することとしたしております。

さらに、土地開発基金の計上等により、公共用地の先行取得及び公有地の拡大に資することとております。

第五は、地方公営企業の経営の健全化を積極的に推進し、経営基盤の強化をはかることであります。特に病院事業の経営の現状にかんがみ、不届債務解消のため新たな助成措置を講ずるとともに、引き続き交通事業の経営の再建を推進し、また、地方公営企業に対する地方債の重点的配分、質的改善をはかることとしております。

第六は、地方財政の健全化及び財政秩序の確
をはかる見地から、国庫補助負担事業にかかる地
方団体の超過負担の解消及び税外負担の解消、官
員管理の合理化、既定経費の節減について所要
措置を講ずるとともに、今後の経済情勢の推移
に応じて地方財政の弾力的な運用をはかり得るよ
うにするため、新たに財政調整資金を計上するこ
といたしております。

以上の方針のもとに、昭和四十九年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は十七兆三千七百五十三億円となり、前年度に対し、二兆八千二百四十三億円、一九・四%の増加となっております。

以上が昭和四十九年度地方財政計画の概要であります。

○委員長(久保田藤麿君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)について趣旨説明を聴取いたします。町村自治大臣。

○国務大臣(町村金五君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、地方税負担と地方財政の現状にかんがみ、住民負担の軽減合理化をはかるため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引き上げ、事業税の事業主控除額引上げの引き上げ、小規模住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例の創設、ガス税の税率の引き下げ等を行ない、また、地方税源の充実等をはかるため、市町村民税法人税割り及び自動車取得税の税率を引き上げる必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、住民負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととし、基礎控除の額を二五円、配偶者控除の額を三万円及び扶養控除の額を二万円引き上げ、老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族にかかる扶養控除の額をそれぞれ二万円引き上げることとした。また、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額についてもそれぞれ一万円引き上げるとともに、特別障害者控除の額を二万円引き上げることとした。

なお、障害者、未成年者、老年者及び寡婦についての非課税の範囲を、年所得五十万円までに拡大するとともに、白色申告者の専従者控除の控除限度額を二十万円に引き上げることとしたしております。

法人の道府県民税及び市町村民税につきましては、市町村税源の充実に資するため、市町村民税の法人税割りの税率を二・一％に引き上げるとともに、道府県民税の法人税割りの税率を五・二％に改めることといたしました。

その二は、**事業税**についてであります。

個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減をはかるため、事業主控除額を大幅に引き上げて百五十万円にするともに、白色申告者の専従者控除の控除限度額を二十万円に引き上げることといたしました。

法人の事業税につきましては、中小法人に対する負担の軽減をはかるため、軽減税率の適用所得の範囲を拡大することとし、また、保険事業の課税標準の算定方法の合理化をはかるため、生命保険事業の課税標準である各事業年度の収入金額は各事業年度の収入保険料に生命保険の区分に応ずる一定率を乗じて得た金額によって算定することに変更するとともに、損害保険事業の課税標準である各事業年度の収入金額を算定する場合の正味収入保険料に乘すべき率を改めることといたしました。

その三は、不動産取得税についてであります。

不動産取得税につきましては、新都市基盤整備事業の施行に伴う換地等の取得について非課税とするほか、農業委員会のおつせんによる一定の農地の交換分合によって取得する土地等の課税標準の特例措置の適用期限を延長するとともに、心身障害者を多数雇用する事業所において取得する施設については、不動産取得税を軽減することとしたしております。

その四は、料理飲食等消費税についてであります。料理飲食等消費税につきましては、大衆負担の

軽減をはかるため、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の基礎控除の額を千五百円に引き上げることいたしました。

その五は、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税についてであります。

自動車税及び軽自動車税につきましては、所有権留保自動車等にかかる自動車税及び軽自動車税について、買主の住所等が不明である場合等を除き、その自動車の買主から徴収するようにしなければならぬものとすることいたしました。

また、自動車取得税につきましては、自動車の取得が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行なわれる場合に限り、軽自動車以外の自家用自動車にかかる税率を5%に引き上げるとともに、免税点を三十万円に引き上げることといたしました。

その六は、固定資産税についてであります。固定資産税につきましては、二百平方メートル以下の小規模な住宅用地にかかる固定資産税について、課税標準をその価額の四分の一の額とし、その額が昭和四十八年度の課税標準となるべき額をこえるときは、昭和四十九年度及び昭和五十年度は昭和四十八年度の課税標準額に据え置くこととするともに、個人の所有する非住宅用地にかかる昭和四十九年度及び昭和五十年度の固定資産税額は、原則として前年度の課税標準となるべき額の一・五倍の額を限度として算定した税額とすることいたしました。

また、国立公園または国立公園の特別保護地区等の区域内の特定の土地について非課税とするほか、流通の合理化、良質の住宅の供給その他国民生活の安定向上に直接寄与する機械その他の設備について課税標準の特例を設けるとともに、発電所及び重要産業用合理化機械にかかる固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する等、負担の軽減の合理化をはかることとしたしました。

さらに、大規模償却資産にかかる固定資産税の市町村の課税限度額を引き上げるため、市町村の人口段階に応ずる課税定額を増額するとともに、

資産価額に対する課税最低限度保障額及び基準財政需要額に乘すべき財源保障率を引き上げることとした。

なお、上水道または工業用水道の用に供するダムについては固定資産税を課した市町村交付金の対象とすることとした。

その七は、電気税及びガス税についてであります。

電気税及びガス税につきましては、現行の電気ガス税を電気税及びガス税に分離することとし、住民負担の軽減をはかるため、ガス税にかかる税率を五％に引き下げるとともに、電気税にかかる免税点を千二百円に、ガス税にかかる免税点を二千七百円に引き上げることとした。

また、保育所において入所者の保育のために直接使用する電気及びガスを非課税とする等の軽減措置を講ずることとした。

その八は、国民健康保険税についてであります。

国民健康保険税につきましては、その課税限度額を十二万円に引き上げることとした。

このほか、地方税制の合理化をはかるための規定の整備等、所要の規定の整備を行なっております。

以上の改正により、昭和四十九年度においては、個人の住民税におきまして千七百七十三億円、個人の事業税におきまして三百二十二億円、固定資産税におきまして千五百億円、ガス税その他におきまして五百六十三億円、合計三千六百六十三億円、平年度四千二百九十億円の減税を行なうこととなりますが、一方、市町村民税法人税割りの税率の引き上げ等により千八百九十九億円、自動車取得税の税率の引き上げにより六百十三億円、固定資産税の特例の整理縮小その他で二百二十九億円、合計千九百三十一億円の増収が見込まれますので、差し引き千七百三十二億円、平年度一千三百四十四億円の減収となります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(久保田藤彦君) 奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二十九号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○宮之原貞光君 奄美群島振興特別措置法のあり方の基本的な考え方につきまして、若干お尋ねをいたしたいと思います。もちろん、この法案にいう振興開発計画の原案は、鹿児島県知事が作成をして、政府に提出をし、審議会の議を経て決定するということになっておるわけですが、いまから申し上げますところの基本的な問題についてどうお考えを持っておられるか、お聞きしたいのであります。

その一つは、計画の目標をどのように考えておられますか、まずお聞かせを願いたいと思います。○国務大臣(町村金五君) 奄美群島振興開発計画の原案は鹿児島県において作成することになっておるものであります。現在、その計画につきましては県庁において検討中でございますけれども、現在のところ、何と申しましても明るく住みよい地域社会の実現を目ざしまして、地域の特性を生かした産業の振興をはかる、あるいは恵まれた自然を基調とする海洋性レクリエーション地帯の形成といったような諸点を基本方向として定めまして、これらの施策を推進することによりまして、本土とのいわゆる所得格差というものを極力縮めてまいりますとともに、今後この地域に施設されますような施設水準につきまして、国民的水準に達するよう整備を進めていくべきである、かように考えておるところでございます。

○宮之原貞光君 いま御答弁いただきました計画の目標なりあるいは振興開発の基本的な方向の問

題でございますが、御承知のように、復興法はその住民生活の到達目標を、おおむね戦前の昭和九年から十一年の本土並みに引き上げることになったようにございます。さらに、その後の振興特別措置法は、おおむね鹿児島県本土の水準に近づかせることを目標に総合的な計画を実施すると、こういうふうな一つの到達目標があつたわけでありまして、この法案の到達目標は、いま大臣から説明がありましたように、本土との諸格差の是正と、文字どおりやっぱりその方向に到達をさせるんだということに理解をしてよろしうございましょうか、どうでしょうか。

○政府委員(林忠雄君) 前の復興計画及び振興計画のときの目標は、いま先生の御指摘のとおり目標を掲げたわけでございます。今回の振興開発計画における目標というものは、やはり現在鹿児島県で策定中と申しますか、この計画においてある程度具体的に指示がなされるものと思ひますが、現在はまだそれに關しておさくいるような検討がなされ、議論がなされている段階だと思ひますので、今日ここで、所得をどこまで上げる、あるいはその公共施設水準をどこまで上げるという数字を具体的に申し上げることはまだできないわけでございますけれども、これはこの計画がはつきり定まりまして決定される場合においては明らかになるものと考えております。全体の基本的方向といたしまして、いま大臣が御説明いたしました方向に沿つて現在県で検討中、さらにわれわれもそれに十分の意見を加えて計画が決定されるような運びになると存じておる次第でございます。

○宮之原貞光君 先ほど申し上げたように、いわゆる最終的なものはそれは手続が要りましょう。しかし、所管の、責任のある自治省としては、五年ということでもう出されておるわけなんですから、五年後にはどういふところまでもつていくんだという一つの目安がなければ、ぼくはやっぱり所轄庁として、すべて県まかせですというわけにはまいらないと思うのですよ、これは。したが

まして、そこは皆さんとしてはどこあたりまでもつていきたいんだと、私は科学的な具体的な数字はお聞きしませんけれども、その意欲のほどと申しますか、ものの考え方をまずお聞かせ願ひたい。

○政府委員(林忠雄君) それらにつきまして検討中なんです、あんまり具体的には申し上げられませんが、気持ちといたしましては、この五年間に所得を倍ぐらいにはぜひ引き上げたい、こういう気持ちで現在おる次第でございます。

○宮之原貞光君 所得を倍にと言いますと、四十七年の郡民所得が国民所得の五三・六％ですが、こういう形になっておりますから、いわゆる文字どおりその本土並みの諸格差の是正をやるんだと、その意気込みなんだと、こういうふうに理解してよろしうございましょうか。

○政府委員(林忠雄君) 最近経済界の変動はたいへん激しいものでございまして、いづれにせよ、逐年着実な伸びを示しておると思ひますので、この五年間に本土が所得が全然動かぬということはずから考えられないんじゃないかと思ひますが、意気込みとして、現在の本土並みの所得ぐらひまではぜひいきたい、とおそらく、その間にいろいろこういう経済情勢もありますから、従来のような国全体の経済の成長はあるいは望まれませんけれども、本土としてもあるいは鹿児島県本土として、それぞれの経済成長はたぶんあると存じます。それに極力追いついていく、追っかけていく。復帰当時本土の四分の一であつたのが、とにかく鹿児島本土に比べれば現在八七・九〇％に近いところまで追いついたわけでございますが、さらにその速度を速めまして、追いつくという目標でございますが、完全に五年たつたときには、本土全体の平均までいくかというところにつきましては、いまそこで望めるかどうかということについて十分な確信はございません。意気込みとしてそれに追いついていく速度を速めたい、こういう気持ちでございます。

○宮之原貞光君 決意のほどを聞きまして、これ

はやはりそこまで到達するにはたいへんな決意と馬力が必要と思うんですね。ぜひともひとつその点は、大臣もおられますから、事務当局ともどもに、ひとつ、いま表明されたところの線に沿ってがんばっていただきたい、こう思うんです。

それで、いま一つは、この基本的なあり方の問題で、沖縄との関連でございしますが、これは昨年私は予算委員会の席上、奄美問題に対していろいろ当時の担当大臣にお尋ねいたしました。そのときに小坂経済企画庁長官は、新全総の沖縄の開発方針の中で、奄美群島についても明記をされておるといふ意義は、沖縄と見合った形での奄美の振興開発を意味しておると理解しておると、こういう筋の答弁があった。また、当時の江崎自治大臣も、この経済企画庁長官の発言を肯定をされると同時に、十分沖縄の開発整備を推進をしないと、い合わせた奄美群島の開発整備を推進をしないと、いわゆる担当の考え方を積極的に表明をされた。当時、また奄美群島審議会も同様の建議をされておったことは皆さん御承知のとおりでございます。言うならば奄美の振興開発というのは、地理的にも歴史的にも経済的にも、いろんな面でこれはやはり沖縄と見合った形にこの条件があるだけに、沖縄並みの開発振興ということ、これは群島民の一つの悲願でもあるわけでございしますが、おそらく私は、この法案は非常に抽象的に書かれておりますからあれですけれども、事務当局の考え方としては、法案は一貫してやはり沖縄並みの振興開発、それに比肩し得るところの振興開発という考え方が貫かれておると理解をするわけでございますけれども、いかがでしょう、その点は。

○政府委員(林忠雄君) まさに事務当局としてはそういう考え方でもって法案をつくり、関係各省と折衝し、ここまで仕上げてまいったわけでございます。現実には、それは補助率等につきましまして、沖縄と離島の間にあるいは離島並みのものがあるいは沖縄並みのものも実はあるわけでございまして、その意味では一切沖縄並みになっておらぬじゃないかというおしかりがあるいは受ける面もあるかと存じますが、まず、この法案をつくります事務当局の意気込みと申しますか、考え方としては、この新全国総合開発に書いてありますとおり、沖縄並みということ、折衝を繰り返してまいったわけでございします。現実にはこういう形になりましたのは、一方においては沖縄は復帰直後である、奄美の場合はすでに二十年間相当な高率補助率もついている事業を実施している、その実績もあるという面もかたがたございします。また一方においては、沖縄には適用されない過疎地域の緊急措置法とか、辺地にかかる公共的施設の整備のための財政上の特別措置、これらは奄美の市町村が財政力が特に弱いということ、これらの法律による積み上げが大きいという意味にもつながるわけでございしますが、こういうこともありまして、それこれあれこれいろいろ引くくめ、今後とも沖縄並みというのを目標として、これからの計画の策定でも、毎年度の予算でも、できるだけそういう気持ちをもつて進めてまいりたい、こういうふう存じておる次第でございます。

○宮之原貞光君 たてまえは沖縄並みということ、でやっただけけれども、現実にはそうでない。確かに補助率の面を見ますと、そのことは、いま局長から答弁になったように、言えると思うんです。しかし、私はやはり事務当局としては、こうなつたんだからしかたがないんだということではなくして、いま表明をされたところのたてまえの線に沿って、これは今後最大の努力をしてもらわなければ困ると思うんですね。私から申し上げなくても、それは一番行政局長がおわかりですけれども、奄美の町村の財政力指数などは、これは四十七年度で〇・〇五から〇・〇九という、いわゆる〇・一以下が六町村もあるというきわめて貧弱な町村でございしますから、これはある程度金をやるから、補助をやるからおまたち自力でやれと、こう言われても、なかなかその町村でもってやるというわけにはいかないという実態もあるわけですから、そういう点で見れば、補助率を引き上げていくということ、これは大事なこと、ばりポイントになると思ひますから、この点はひとつ大臣、沖縄並みの補助率ということに今後やっぱ努力をしていただきたいと思ひますがね。これは私も大臣がそういうお気持ちがあることはわかりますけれども、この機会にひとつ決意のほどをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(町村金五君) 奄美群島の開発、復興、振興のために、何と申しましたも補助率をできるだけ高率なものにしなければならぬということ、自治省当局といたしましては、この補助率の決定に際しましては非常な努力をいたしたものと、かように考えておるのでございします。結果的には沖縄より若干低いということに終わったわけでございします。現状が、沖縄と奄美とを対比して一体どちらが経済的に力があるのかどううかといったような問題もございしますが、それはそれといたしまして、先ほども行政局長からお答えを申し上げましたように、われわれとして、奄美群島というものをぜひなるべく早い機会に本土並みの振興がはかれるように、結果的には地域住民の所得がなるべく本土に近づくようにさせなければならぬ、そういう意気込みで今後取り組んでまいる考えでございします。いま御指摘になりました補助率等につきましても、私どもは沖縄と大体同様であつてしかるべきだ、こういう実は考え方はもとより持つておるわけでございします。ただ、いま御説明もいたしました、すでに沖縄とは復帰の年限がかなり違つておるといふようなことで、結果的にはこういうことになつたやうであります。今後とも、やはり補助率等につきましては、沖縄並みにして、なるべく急速に振興開発をはかるんだという考えでこのことにはひとつ対処してまいりたいと、かように考えております。

○宮之原貞光君 次は、やはり基本的な今後の振興方策の問題と関連をいたしまして、いわゆる地域の特性を生かしたところの産業の振興のあり方の問題について、二お伺いをいたしたいと思ひますが、まずこの基本的なあり方の問題ですが、私はこの点、「沖縄振興開発計画」、これは四十七年十二月十八日に策定されております、これをみて感じたわけなんですけれども、沖縄の産業振興の開発の基本的な姿勢は、この文章ではこのように明確にされておるのであります。「沖縄の特性を生かしつつ、環境の保全を優先する等新しい時代に即応した」云々と、こう明確に、今後の開発の方向というものはあくまでも環境保全を優先にしながらやるんだという点を、明確にやはり基本的な方向性として打ち出しているのが私は一つの特色だと思ひます。

先ほど来私が申し上げておりますように、沖縄と全くいろんな条件で似ておる。もちろん、今日のアメリカの軍事力、アメリカの基地があるという問題は違ひますけれども、やはり振興のあり方を通して、あるいはいろんな地域的な条件から見れば同じようなところにもかかわらず、奄美の場合、私は少なくともこの点がいままで不明確であつたと思ひます。不明確であつた。まあ去年県が示したところの素案でございしますか、あたりは、自然との調和の上に立つて云々という、昔使われたようなことばで、いま政府が出されておるところの新全総の計画案にさへもそれはもう姿を消しておるんでございしますけれども、そういうくだりのものを書いておるといふ問題ですね。少なくとも私は、産業開発の基本的なあり方というのは、あくまでもやっぱ環境保全を優先をさせるという立場に立つたところの産業開発というものが行なわれるべきだと、こう思うんでございしますけれども、この点が奄美に対するところの振興開発の基本的な姿勢としてはどうなのか、その点、大臣にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(町村金五君) いま宮之原議員から、今後の奄美群島の産業の振興開発をはかる上において、環境の保全というものを特に優先してやるべきではないか、こういう御指摘でございします

が、これは私も全く同様に考えておるのでございませう。おそろく今後、沖繩県が、先ほど申し上げました振興開発計画を作成するにあたりまして、このことを十分基本として私は計画が進められるものであらう、かように考えるのでございませう。

ただ、何と申しまして、奄美群島は、産業的に、いわゆるサトウキビあるいは大島つむぎといったような、昔からの古い伝統を持った産業だけに現在のところはとどまっておる。今後奄美群島が発展をいたしてまいりますためには、やはりあの地域の特性を生かした種々の産業の開発を進めていかなければ、関係地域住民の所得の向上ということも望みがないことであることは言うまでもございせんので、そういう方向を旨としながら、なおかつ、いままでのように、ややもといいたしますれば自然環境の保全ということを忘れた開発が進められてきたというところに、いま日本が新しいやっかいな困難な問題に当面をいたしておるわけにございませうから、そういった過去における失敗は絶対に繰り返さない。が、しかし同時に、特性を生かしたあらゆる産業の発展につとめなきやならぬということ、これはもう言うまでもないところでございまして、そういうところ、今後の奄美群島の産業開発の基本方向というものを私は置いて進めてまいらざるべきものと、かように考えておるところであります。

○宮之原貞光君 私、奄美の生活水準を引き上げて、先ほど、いわゆる今後の到達目標については、ほんとうに本土並みに持っていくという意欲の中では、その産業開発の中でも、いわゆる第一次産業や第三次産業並みだけでは困難だということによく理解できます。いわゆる生産性と労働自給性の高い第二次産業の誘致ということは私は大きな課題だと思ふんですが、問題は、その第二次産業の誘致すべきところの産業の中身をどうするかということが私はやはりこれは大きな問題だと思ふんです。したがって、先ほど大臣からお答えがありましたように、その場合にも環境の保全とい

うことを優先して考えていきたいという点については私も全く同感でございませうが、その点を踏まえながら、いかなる第二次産業の誘致というものがあるか、このことについては、積極的にやはり所轄官庁としても、私は県にまかせっきりあるいは地元にもまかせっきりということじゃなくて、考えてもらわなければならないと思ふんです。

そこで、私は念のために申し上げておきたいわけにございませうけれども、御承知のように、また私は昨日の予算委員会でもお聞きしたわけでありませうが、いま、いわゆる第二次産業の問題と関連をいたしまして、奄美では、いわゆる枝手久島の石油企業の誘致の可否という問題が大きな問題になっておるわけにございませう。したがって、私は、この問題についていま大臣はどう思うかとこ

ういうお尋ねをしても、おそろくまあ慎重なお答えしかね返つてこないと思ひますけれども、その問題についても、あくまでもひとつ環境の保全の優先ということを念頭に置きながら、この問題に対していわゆる自治省として指導してもらいたい、このように考えておりますが、いかがでございませうか。

○国務大臣(町村金五君) いまもお話にございませうが、地域住民の所得の向上をはかるというのには、やはり第二次産業というものが大島つむぎ以外にはほとんど何もないというところに、奄美群島のいわば弱点と申しませうか、特色があるわけにございまして、どうしてもやっぱり第二次産業の誘致をはからなければならぬというところは、これはもう申し上げるまでもございませう。しかし、第二次産業というものは、どうしてもある程度自然環境を破壊をするというふうなものが多いのでありまして、したがって、第二次産業の誘致にあたりましては、やはりそういう点を十分念頭に置いて、かりに第二次産業の誘致がはかられまして、あのすぐれた自然環境がそこなわれるというふうなことにするだけの配慮なり、あるいはそれに必要とするところの施設なりというふうなものは、ひとつ十分奄美開発の場合

にはこのことを重視しながら、私は第二次産業の誘致というものの選別をしながらその誘致につとめるということ、ひとつ基本方針として進んでいかなければならないと考えます。

したがって、いま宮之原議員は、そういうことを単に地元だけにまかせておかないでという御指摘もございませうが、そういう点は、今後、一体どういふ産業があの地に適しており、しかも第二次産業の企業者が喜んで行ってくれるといふようなものでなければ、無理に希望をいたさな

いものを連れてまいるということは事実上不可能でございませうので、やはり希望される方で、しかもそういった環境保全ということには十分配慮し、それだけの結果を生んでくれるような、そういう態度を持って進む企業の誘致につとめるといふことを、これから私は基本的な考えとして進むべきではないか、こう存じております。

○宮之原貞光君 町村大臣の非常に慎重な、しかも基本的な立場を踏まえての御発言でございませうので、私は了解いたしました。ぜひともいま明らかにされたところの形の問題でこの問題について処置をしてもいいと思ひます。

したがって、次のようなことを申し上げることは、実は大臣には非常に失礼かとは思ひますけれども、こういうことがあったんです。昨年の、私もちょっと触れましたように四月二日の本院の予算委員会、この件について当時の江崎自治大臣にたてましたら、江崎さんは、いわゆる枝手久の石油基地問題については、県に照会したら県は

新しい国土総合開発法は現行よりきびしい規制ができるから、しばらくひとつ推移を見ておつてくださうと、こう胸をたいた答弁があつたのであります。私は非常にその当時は力強く思つておつたんですが、どういふわけか、十月の十二日、現地で、視察に行かれた際に記者会見をされた。まあ旅の気やすさもあつたんでしよう、こ

れは。今日石油企業には公害の心配は要らない、公害云々と言ふ人は化学を知らぬ人だ、と

こういう筋のものを自治大臣が言つちやつて、これは奄美でいふ物議をかもしたことがあつたんです。私はいま江崎さんが何かの大臣なら、これはひとつ予算委員会あたりでやらなきやならぬところ思つておつたんですが、いまはもう大臣、閣僚から去られておるわけにございませうから、そういうことが前の大臣の例でございませうけれども、ひとつあつたものですから、町村大臣は慎重な方ですからそういうことは夢にも考えられませうけれども、こういうふうなことは私はやはり行政の政治の信を問われることになる、失うばかりだと思ひますので、この点はひとつゆめゆめなれないと思ひますけれども、一言、あえて要らぬことかもしれませうけれども、前車の轍を踏まざるようにひとつ御配慮をいただきたいと思ひます。

続きまして、もう一つの観点からお尋ねいたしますが、今後の基本方針の中で、先ほど大臣が触れられましたところの、自然を基調とする海洋レクリエーション地帯の形成という点があるわけでありませうが、この基本方針についてお尋ねしたいのでございませうけれども、本年度の予算案

を見てみますと、各省別にこのレクリエーション、福祉関係のいろんな事業がたぐさんあるわけにございませう。たとえば、厚生省の国民休暇村とか、あるいは労働省の勤労者いこいの家とか、あるいは文部省の青年の家とか、いろいろ枚挙にいとまがないくらいあるわけにございませうが、したがって、この予算の成立のめどがつく前後に呼

びたいしまして、猛烈なまま誘致運動まで展開をされておるわけにございませうけれども、奄美は、私も客観的に見ますれば、非常に私はわけておるところのこのレクリエーション地帯として、地理的にも非常にいい条件の地帯にあるということができると思ふんです。しかしながら、やはりこの問題については、先ほどもちつと触れましたように、財政の貧困な市町村からは自前でなかなか誘致に乗り出していけない、あるいはたまたまこれはあまり金がかからないということ

で飛びつければ、それぞれの同じ町村がわれもわれもと争うような形が出てくるというような等々、ほんとうに大所高所から、日本の海洋レクリエーション地帯をどこに設定するかという立場に立つならば、奄美ということが私は一番適切だと思ふのでございますが、さればといって、この問題は県なり地元にかかすという形では、なかなか私はこの文章がそのまま文章で終わってしまふんじゃないだろうかという危惧を持つものでございます。したがって、私はやはりこの問題について、自治省が積極的にいろいろな関係官庁とも話し合いをしていただきまして、積極的に、文字どおりこの方針にありましますところの海洋レクリエーション地帯としての使命を生かされるような方向で御指導願いたいと、御協力、御尽力願いたいと、このように考えるわけでございますが、いかがでしょうか、大臣。

○政府委員(林忠雄君) まさに御指摘のような考へ方でもって今後計画を策定し、さらには次年度以降の予算折衝につきましても、御指摘のような心がまえでやりたいと存じておる次第でございます。つむぎとサトウキビ、これが現在ある産業でございますが、この振興ももちろん大事でございますが、これだけやっておつたんではなかなか所得の向上が望めないという、その最も大きな希望をつなげるのがこの観光でございます。海洋レクリエーション地帯の形成、いまはまだ具体的なこまかい事業その他はきまつておりませんけれども、振興計画の策定の段階で相当にたくさんさんの業容も出てき、計画も具体化してまいらると思ひます。それらの線に沿って、いま先生のお示しいただいたような筋で協力を続けてまいらるつもりでございます。

○宮之原貞光君 いま一つ基本的な問題では、この法案の一つの一番ポイントにもなっておりますところの有効期間の問題ですね、いわゆる五年の問題です。率直に申し上げて、現地ではやはりこの点について不満と不安を持っております、これは、まあ政府の説明によりましますと、皆さんの説明

によりましますと、復興法、振興法それぞれが五年であつて、五年ずつ延長してきた、こういう前例もあるんじゃないか。あるいは変動の激しい社会に対応するためには五年が適切なんだ、こういう答弁を、議事録等拝見をいたしますとされておるわけでありますが、私はほんとうにこの点、自治省は腹の底からそう思つておられるかどうか、実は疑問に感ぜざるを得ないんです。なぜかと申しますと、先ほど申し上げたように、五年であつての全国水準並みに努力をしたいという意欲なら、ほんとうに、たとえばことしの第一年度の予算、あれがマル一つつくならこれは相当やはり到達したいという意欲があるのとわかります。五百九十億とか何百億というんらです。けれども、去年よりもちょっとと毛がはえたようなものですか、率直に申し上げれば、それだけに、この問題は私は五年にしておくからけしからぬと申し上げるつもりはないんですが、いざにしても、先ほど局長の言われたところの到達目標に達させるためには、相当地なやはりこれはいまから予算の面でも馬力がかからなければならぬ。同時に、じゃ五年たつてできなかったら一体どうなるのか、こういう問題について私はやはり決意のほどをお聞きをいたしたいのです。これは大臣、必ず到達できるんだと、させるんだと、この意欲はわかりましますけれども、予算規模から見てもなかなか私は言うはやすく實際むずかしいと思ひますだけに、最大の努力はしていただきますけれども、もし到達目標に五年後に到達できないとするならば、やはり前例もあることだから、さらに延長という方向を相当やはり考慮に置きながらこの問題について対処したいんだというのが自治省の考え方なんだというふうに理解したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(町村金五君) この特別措置法を、五年間で私ども奄美群島の発展が本土並みに進むというところは、実は率直に考えて、意気込みはそこに置いてはおりますけれども、なかなか実はそう簡単にはいかないというふうに私どもも実際は考へておるところであります。しかし、こういう特別措置法というものが、御承知のように、大部分は五カ年計画ということになっており、それを二度も三度も更新をするというようにことが現実のやり方になつておるということは、宮之原委員もよく御承知のところでございます。しかし、あんまり長い計画にしておいてゆつくりやるんだというふうなことは、やはりひとと五年間といふ一つの区切りを置いて、そしてこの間にできるだけの努力をするということが、私はやっぱり、五年というたいへん短い期間ではありますけれども、まあかえつてこういう考え方もまた私は適切であるんじゃないかという感じがいたすのであります。したがつて、意気込みとしてはひとと五年間であつてはなかなかさう簡単にはいかないという場合には、当然私はさらにこれを更新をはかつていくということ、これはもう当然だと、こゝろ考へておるのであります。

○宮之原貞光君 次に、この開発のあり方の具体的な内容ですね、そういう面について具体的に伺ひたいと思ひます。これは、関係官庁の方も来ておられますから、その方々を中心にしていろいろお聞きをいたしたいと思ひますが、まず、その第一は、御承知のように、奄美が隔絶をしたところの海外離島でありますだけに、それぞれの島内におけるところの道路、港湾、空港、さらには通信網の整備ということばきわめて重要な点だと思ひますので、まず、まずその道路の問題でございますけれども、私はやはり五年後には、少なくとも道路網を整備拡充をして、各島々は一時間、あるいは大島本島でも、半日で本島内で行動できるような整備の半日行動圏ですね、そこをやはりつくり上げていくぐらゐる目標をやはりこの問題については設定すべきだと思ひます。で、そのもとに、五年間で具体的にどのよう道路網を整備していくかというやはり一つの方針が立てられなければ、国の道路五カ年計画があるからということ、奄美には

これだけの予算を配分しようということで、ちよびちよびと、一年に十キロとかあるいは十五キロというふうな形でされたんじや、これは私はほんとうの意味でのいま申し上げましたところの奄美の開発計画が生きてこないと思ひます。そういう立場を踏まえながら、一、二道路関係について質問申し上げたいと思ひますが、まず、その国道昇格の案件ですが、この件は、もう二年前の西村建設大臣時代から、あるいはまた前の道路局長の高橋さん時代から、いろいろな委員会の機会をとらえて、政府の考え方をただし、かつまた、その点については次には最優先的に考慮しますというこゝろになつておるこゝろの問題でございますが、まあ道路局長の前回の答弁を聞いても、大体その道路審議会というの五年から七年おきぐらゐる時期にやらないかと思ひますが、この点はさうさう時期じゃないかと思ひますが、この点はいかがでしよう。

○政府委員(菊池三男君) ただいまの国道昇格の時期の問題でございますが、これは別に何年おきとか五年おきとか七年おきということがきまつたわけではございません。ただ、いままでの実績から申しますと、大体五年ないし七年ぐらゐの間に、その間に国道がほとんど整備をされるということから、県道からまた国道へ引き上げて、さらに国道としての整備を進めるといふ意味で、五年ないし七年の周期で行なわれているという実態があるだけでございます。前回は四十四年にやっております。その前が三十七年でございまして、まあ七年たつたわけですが、四十四年からその後やつておりませんが、ただ、沖縄が復帰になりましたときに、沖縄県の中についてだけの国道昇格をやつておりますが、一般的にはやつておりません。最近また道路の整備が進みまして、国道のほうの整備もだいぶ進んだということ、また全国的に国道昇格という動きも相当ございまして、まあ七年と言わずに、少し早い機会にやるかどうかというふうな検討をいまいたしております。

○宮之原貞光君 そすると、事務当局として

は、いわゆる従来の観念の七年を待たないで、こ
としか来年あたりぐらひにひとつやろうという形
で準備を進めつつあると、こういうふうな理解し
てよろしうございませうか、どうでしょう
か。

○政府委員(菊池三男君) そういうことでいま逐
次準備を始めておるといふふうに考えていただい
てけっこうでございます。

○宮之原貞光君 まあそうなりますと、お約束の
最優先にして考えたいと、こういういままでの
——やっぱりそれぞれの責任者のことでございま
すから、まあ私は道路局長もそのことを踏まえて
この問題に対処していただくというふうに考えた
いと思ひますし、したがって、そういう意味
では奄美の主要地方道の国道昇格はそう遠くない
んだと、間近いんだと、このように理解をしてよ
ろしうございませう。

○政府委員(菊池三男君) まあ事務的にはいまそ
ういうことで進んでおりますけれども、これはま
だ審議会等を経るべき問題でございますので、
そういうふうなまだはつきりときめつけるわけに
いきませんけれども、そういう考え方で進んでい
るといふことはけっこうでございます。それから
同時に私ども、国道にならなくても、現在主要地
方道でございますので、主要地方道として整備を
進めております。これは全国的に見ますと、この
主要地方道は非常に整備率がよくなっております。
ただ、舗装が若干おくれしておりますけれども、
これは舗装を早急に全国並みに取り戻すとい
うことでやっておりますので、必ずしも国道に昇
格になることだけが道路の整備だという考え方は
私ども持っておりませんけれども、お話しするよ
うに、これは国道に昇格してほしいというのが長い
間の問題でございますので、そういう整備もあわ
せ進める一方、そういう国道昇格ということも事
務的に進めていきたいというふうに考えておりま
す。

○宮之原貞光君 これは、国道になったからたな
ごころを返すように急になるとは私も思つて

いませんけれども、これはやはり関係者、地元
に与えるところの心理的な影響、あるいは今後、私
がまたいろいろお尋ねしたいところの面について
も、今後非常に大きな展望を私は切り開いていく
ことになると思ふのです。したがって、やはりこ
の点については私どもは道路局長のほうから、ま
あ事務当局の考え方がはつきりされましたので、
それはそれでいいと思ひますが、ぜひその方向で
進めていただきたいと思います。

なお、これは昨年十月の十二日です。かね、前の
建設大臣の金丸さんが奄美を視察された際に、主
要地方道のみならず、主要幹線ですね、奄美本島
で申しますと外場にあるところの環状線ですね、
環状線についても同時に国道に昇格させるのだ
と、させたいと、こういう旨の発言をされて、非
常にこれはもう現地はまことにけっこうな話だと
大喜びなんです。したがって、私はやはり
単に主要地方道を上げるんだということだけでな
くて、そういう環状線あるいは徳之島とか永良部
とかと論議と、それぞれ中央環状線というものが、
主要道路があるわけですね。こういう問題につ
いても、その一環として検討をされてしかるべきじ
やないかと私は思つておつただけに、金丸さんの
この発言を非常に歓迎しておるんですが、おそ
らく建設省の事務当局からも行かれたと思ひま
すから、もうあれは大臣が変わつたんだから、あ
るいはまた大臣が向こうで気やすくこう言つたん
だから、私も責任ありませんと、こういうこと
とじゃないと思ふんです。あれは間違いでした
ということになったら、素朴な群島民を全くあれす
るということになりかねませんからね。おそらく
事務当局もその方向で進んでおると思ふんです
が、その点いかがでしょう。

○政府委員(菊池三男君) まだ現在のところは、
たとえば国道がネットワークとして全国的にどの
ぐらひであるべきとか、いろいろ基本的なことを
いま検討しておりますので、まだ具体的な路線
として、どこからどこまでの路線を昇格させるか
というところまで作業はいたしておりません。し

たがひまして、今度の奄美の場合も、どのルート
が国道になるのか、これはちょっとまだ検討の段
階までいってありませんが、いずれにいたしまし
ても、これは国道の基準がございませう。道路法の
五条に定められております基準から申しますと、
これは鹿児島とそれから沖縄を結ぶという国道が
ございませうので、あるいはその国道にこれが乗っ
ていくという考え方もあるわけでございます。し
かし、その場合に、やはり一本のものであつて、
それが環状的に乗れるのかどうか、そこら辺にな
りますと、あるいはまた、どこで上陸してどこで
また島から出るのかということになりますと、非
常に具体的な問題になりますので、これはこれか
ら作業をするところでございます。

○宮之原貞光君 私はあまり、勉強不足ですから
わからないうですけれども、国道に格上げをする
場合には、これは地方主要道からいくんですか。
それとも、一般県道でも、これは審議会が必要と
認めた場合は、そのまゝやっぱり国道に持つてい
くということができるのですか。そこらあたりど
ういう仕組みになっておりますか。

○政府委員(菊池三男君) 国道に指定します場合
には、必ずしも主要地方道であることとか県道で
あることというには、法的には関係ございま
せん。ただ、ネットワークとして考えます場合
に、やはり主要地方道というものは地方の幹線道
路としての位置づけがございませうので、やはり主
要地方道が主体に国道に上がるということになる
わけです。そのとき一緒に一部一般県道なり——市
町村道はあまりありませんけれども、一般県道な
りが一緒に上がるという事例はございます。法的
条件ではございせんが、やはりほとんどが主要
地方道から上がり、しかもその路線の重要性とい
うことをいろいろ客観的に見まして路線を決定を
するといふやり方をとっております。

○宮之原貞光君 それはわかりました。そうなり
ますと、やはりただいま申し上げましたところの
この環状線の問題とか、他のこの離島の一番中心
的な道路というものは、いま一般県道でございま

けれども、これをとりあえずはやはり地方主要道
という形にさせておくということは、非常に国道
問題の審議の場合には一つのやっぱり有利な条件
になるということがあるとお話の中から考えられ
るのですが、これまた教えていただきたいのです
が、この場合に、その一般地方主要道の指定とい
うのはどういう手続でやるものですか。

○政府委員(菊池三男君) これは県のほうから、
主要地方道に指定したいということが出まして、
建設大臣が認可する形をとっております。けれど
も、いまお話しするように、たとえば、主要地方道
に指定したから国道になるのに有利だというよう
なことは必ずしも言われないうと思ひます。やはり
その地区に、ネットワークとしてやはりもう一
つのそこにもし国道が一本通るとすれば、そのほ
かのところは、ネットワークでまた主要地方道の
ネットワークというものがきまっております
し、さらにそれを補完するものに市町村道があり、そ
れをさらにこまかく補完するものに市町村道があ
るといふことでございませうので、必ずしも主要地
方道だから国道になるし、そのほうが有利だとい
うことではございせん。また、主要地方道の指
定にいたしましても、これは随時やるものではな
くて、たとえば国道が昇格になりますと、主要地
方道に相当穴があきます。したがって、やはりある一
定の時期にこの主要地方道の指定も事務的にはや
っております。

○宮之原貞光君 まあ、その手続はわかりまし
た。それで、ここでお聞きしたいのは、予算委員会
でも私問題にしたところですが、いわゆる沖縄復
帰の際に、那覇とそれから辺土岬まで——国頭村
です、あそこまで行つて、それからずっと海上
も続いて、あの鹿児島島の橋から県庁のとな
りまでが五十八号線、こうなっておりますね。
このとき、これは、私参議院の、その場合に、私
は委員会ではたびたびお尋ねをしたときに、いわゆ
る沖縄の五十八号線の決定というものは道路法のど

こに基づいてやったんだと、こういう質問に對しまして、皆さんのほうからは、道路法五条の第一項ですか、県庁所在地間を結んだ、したがって鹿児島市と那覇市、したがってその間の海上があるから云々と、こういう説明をされておったわけなんです。そのことは私は間違いないと思ひますが、そういう認定のしかたをされておりましたですね。その点は間違ひございませんでしよう。

○政府委員(菊池三男君) そのとおりでございます。

○宮之原貞光君 それで、私はその際にも、それならば鹿児島とこの沖繩の間にずうと点在をするところの大きな島々ですね、言うならば種子島、屋久島、大島、本島、徳之島、永良部、与論という、言うならば一直線上に並んでおるところの島、しかも幹線道路として整備されつつあるところの島、そのことを考えれば、国頭から、辺土岬から、その島々の一番その島の主要道を通って、幹線道を通って、ずうとこう結ぶものが点々とあつても、これは国道として指定されてしかるべきじゃないか、これは論理が成り立つと思ひます。また、その方向に、いわゆるこの南西諸島の開発ということ、振興ということを考えれば、これはやっぱり具体的な日程にのぼせなければならぬと、こう考へておるものですがね、それを私も普通海上国道と、こういう呼び方もしてやるわけですが、したがって、それぞれの島々の幹線道路が国道になって五十八号線になったとしますれば、これはその間は、ちょうど鳴門、淡路島がフェリーで結ばれるように、フェリーでもつけていって結ばせていくという一つの交通網の整備のあり方ということも考へられると思ひますが、その問題について検討されたことはございませんで。

○政府委員(菊池三男君) まだ国道の昇格の問題としては検討いたしておりません。ただ、沖繩の五十八号線をきめましたときに、鹿児島から沖繩の辺土岬まで海上を通るといふときに、あるいは奄美大島を通るといふ問題の考へ方はござい

ました。ただ、その場合は、沖繩だけについてしかやりませんでしたから、今度のその奄美大島については特にこまかい検討はいたしておりませんけれども、ただいまお話しのように、確かに国道が海上を通っておりますと、奄美群島を通るといふ場合は、やはり国道として認定をします。ただ、その場合、当然交通の流れというものが合せて認定するのがあるべきであるというふうなことからいえますと、島があれば全部その島をそのまま抜けていくというものが国道であるのか、あるいはやはり大きな、奄美大島という大きな島々のだけがその対象になるのか、ここら辺はこれから問題だらうと思ひますが、ただ、従来の考へ方からいいますと、やはり国道でございまして、そういう交通の流れというものを考えますと、小さい島は、これは県道なりあるいは市町村道、また使ひ方がそういう使ひ方でございますので、そういう認定になるのが道路法のたまふべきでないかというふうなことも考へております。まだきめてはおりません。

○宮之原貞光君 まあ、いわゆるこの海上国道問題で、私、先般予算委員会の総括質問の際に総理にお聞きしました。総理はだいたい大演説をされておりましたですが、つづめて言うならば、大体五十八号線という名前からおかしと、こう言われるんです。少なくとも、北海道から東京を通ってずうと沖繩まで、日本のまん中を通っていかなきゃならぬのだから、これは東京から出るところの鹿児島島の三号線ですね、三号線の延長として沖繩までこれは行くのがあたりまえだと、何で五十八号線という名前がついておるのかうい、ふしぎでたまらぬという、したがって、その海上国道問題という問題については、それはあなたの質問の言ひ方は、これは検討にも値すると思ふと、こういう形で総理の見解も述べられておるんです。私は、これはもう常識的に考へれば一番そのとおりだと思ふのです。いま局長のほうからは、交通の流れと、こういうことが言われましたけれども、

確かにそれは交通量からいえば、ここから名瀬を通って、それから那覇に行くという定期船がありますだけに、いまそう困つておりませんよ。先ほど来あなたもお聞きのように、奄美の振興開発をどうはかるかというところになると、観光資源というものを生かすかというところになると、この亜熱帯海洋性を生かしたところの高度な視野から立つたところのやはり開発計画というものがなされなければならぬ。そうなりますと、この島伝いに道路網を整備し、言うならば、いま申し上げたように海上国道というものの考へ方ですつと開発をしていくということになれば、自然これは交通の流れもそこに従つていくものですよ。したがって、私は現在あるところの交通の流れに沿つて道路網を考へるということじゃなくて、あるべきところの、やはり南西諸島、奄美、沖繩を含めたところの、要すれば、また種子、屋久を含めたところのこの開発をどうするかという、その観点から私はやはり考へてもらわなければ、ただ事務的に交通量がどうあるから、こうあるからという形で、これは考へてもらいたくないんです。したがって、ぜひとも私はやはり局長にお願いをしたいのは、いま申し上げたところの観点からこの問題をひとつ検討していただきたい、前向きに。その点を御要請申し上げたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(菊池三男君) そういう考へ方も確かにあると思ひます。ただ、それと同時に、やはり国道としてのネットワークの問題もございまして、これは島が非常に近い場合に、まああるいは橋で渡れるというような場合、これは本州、四国、連絡橋の問題でありますけれども、尾道から今治へ参りますルート、あれは全部大島を橋で渡れるようなものでございまして、そういう場合にはそのまゝ島の上を走らんとん国道という形で認定してやっておくというような事例はございまして、ただ、今度の場合は相当間隔も大きいし、交通の流れがどうなるかというふうなことも、これは先

ほども申しましたように、まだこれから検討するところでございますので、ただいまのお話の趣は十分考へてまいりたいと思ひます。

○宮之原貞光君 検討をされるということですが、ぜひ前向きな検討をしてもらいたいと思ふんですがね。ただ申し上げておかなければならないのは、ほかの島々ね、これは一つの大きなネットワークの中で支流なんだと、こういう認識では困るんです。これはたとえば開発計画の中に、それぞれの島には一万吨の船が着けるパイプをつくらうとやっている、計画は、ですから、船も非常に大型化されて、それぞれの島々を一万トンがずつと着きながら沖繩に行くような仕組みに今後はなっていくんです。したがって、当然そういうことにならなく、交通の流れも変わっていくわけですからね。だから現在の立場で、觀念で考へられるんじゃないかと、そういうことをもあわせて考へていただいて、ぜひともひとつ検討を願つておきたい、このことをまず申し上げておきたいと思ひます。

次は、通信情報網の整備の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、本土との格差は正、離島化の解消ということには、全国各地と奄美とを結ぶところの、いわゆる通信情報のネットワークをつくり上げていくということがきつめて私大事なことだと思ふんです。したがって、これは自治大臣もいろいろ理解をいただきたいたいですけれども、先ほど決意があらましたように、五年間でつくり上げていくというからは、この通信情報のネットワークというものは、ほんとうは先行的にでも私は整備していくところの要因があるところの問題だと思ふのであります。そこでお聞きしたいことは、全群島の電話の自動化の問題は、いま電電公社が五カ年計画で進めていることは承知をいたしておりますが、私は電話の自動化だけではいかならないと思ふ。少なくとも、やはり通信回線を増幅をして整備をしていく、あるいはデータ通信を整備をしていくということ、あるいは民放の放映を実現をさせていくということ

となども、これは通信情報網を整備するというところとは違っては、大事な奄美の振興開発の一つの側面だと、このように考えておるわけですが、その点に郵政省としてはどういふお考えなのか、どういふ検討をされているか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(三浦一郎君) たいだいま先生のお話になりました。通信回線の問題でございまして、けれども、通信の場合は、通信回線は鹿児島から奄美群島へいま電話で二システムございまして、さらに二システム増設を検討中でございます。したがって、電話の自動化の問題、あるいは電話の増設と、この問題とあわせて、本土とつながる自動化網に電電公社の計画は進んでおるわけでございます。

なお、データ通信の問題でございすけれども、何といつても国民の通信網というものは電話が一番の基本である。それがなかつて、いま先生御指摘のとおり、まだ全国的についてないところがございます。そのために、電電公社といたしましては、第一的に電話の積滞の解消をはかっている。自動化をはかっていると、そういうぐあいでございす。しかしながら、データ通信につきましても、いま逐次整備をいたしておりますので、将来奄美群島におきまして需要ができれば、それにも応ずるといふことはなると、そのように考えております。

○宮之原貞光君 電話をとりあえずやるんだと、それはけっこうです。しかし、その電話をまずやってから次に考えますと、これは今後のいふような政策の先取りをしてやっていくという意欲は一つも出てこぬと思うんです。あんな、衛星が上がつてです、宇宙衛星が上がつてアメリカのどきどきとも入ってくる世の中なのに、同じ日本の国内でそういうデータ通信網を整備をしきれぬというのでは、ぼくはほんと、どうかと思ひます。国内はそのままおいてまず外ばかりやるんだということでも、これは話は始まらぬわけですからね。私は検討中なら検討中いいんで

すけれども、もう少しやはり具体性を持たせて、今後はどうするんだと、郵政の行政面ではこの問題は私はやっぱり考えてもらわなければならぬと思ひますね。

あるいはまた民放の放映の問題にしても、これはNHKだけでしよう、いまはね。それも、見にくいところの個所というものが相当あるんですよ、この眺めが非常に困難なところが。それはNHKに言いますけれども、いわゆる民放も一つのチャンネルの中に入り得るぐらゐのいわゆる回線をやはり相当ふやしていく。しかも、それは沖繩との関連の中に当然私は郵政行政事務当局としてはやらなければならぬ仕事だと思ひます。まあそれはあんなの所管でないかもしれせんけれどもね。そのところもこれはぜひひとつ皆さん検討してもらいたい。ですから、そういう強い要求があったらということ、ひとつつきようはお帰りになつたら局長にも部長にもちゃんと申し上げて、そしてやっぱり検討してもらいたい。で、次の機会に私はまた答えを求めますから、まだその言われた、何でもありませんというところでは困りますから、その点よろしゅうございすね、検討は。

○説明員(田代功君) 民放の放映の件について御説明申し上げます。民放、鹿児島県にある二社のうち、南日本放送につきましましては、本年の五月中旬から、種子島から名瀬までの間の中継ルートの検討とかあるいは電波伝播状況の調査、あるいは置局場所の選定などの調査を行ないまして、その後具体的な建設計画を定める予定であります。いまのところ、昭和五十年年度中には名瀬市内においてテレビが見えるようにしたいと、こういう計画を持っております。

もう一方の民放であります鹿児島テレビ放送については、いまの南日本放送が行ないます置局調査にその職員を派遣して、同時に共同調査を行なうことにしておりますが、具体的な建設計画についてはまだ定まっております。いずれにしても、民放がこの地区で見えますように、私も郵政省におきましてもふだんから指導いたしておりますが、本日のお話、この両者に伝えまして、今後とも指導してまいりたいと思ひます。

○説明員(三浦一郎君) データ通信サービスにつきましては、一応これは二種類ございまして、データ通信回線サービスとそれからデータ通信設備サービスというものがございす。データ通信回線サービスというものは、これはもう需要があればできるように検討いたしたいと考えておるのでございす。

なお、先生のおっしゃるとおり、いずれにいたしましても、電電公社といたしましては通信サービスを全国的に提供する義務を持っております。でございすので、将来必ずそのような方向に向かわせる、そういうことで検討いたしたいと考えています。

○宮之原貞光君 次は、自治省にお尋ねしたいと思ひますが、奄美の格差差正には、これまた生活環境を早急に整備をしていくというところはきわめて大事なことでございす。私は、やはりそういうふうないろいろな衛生あるいはその他の面から生活環境を整備をしていくためには、どうしても適正規模の広域の生活圏というものは、これはやはり事奄美に關してはきわめて大事な問題だと思ひます。関係市町村が力を合わせて、いわゆる市町村道路の整備をするとか、あるいは上下水道、尿尿処理、ごみ処理の生活環境の整備をしていくとか、保健医療の充実をしていくとか、社会福祉の福祉施設を整備をしていくことは、精神的に私は今後やらなきゃならぬと思ひますが、その点、自治省の場合は奄美全体を一広域市町村圏としてこれをやっておられますが、私はこれは実際を見ておいて、奄美全体を一つの広域市町村圏として指定をしてやるというやり方は効率的でないし、予算が重点的に配分されておらないという感じがしてならないんです。したがって、これを文字どおり、それを生かすとするならば、奄美を全体とするのじゃなくて、あれを幾つかのプロ

ックに分ける。たとえば大島本島だったら北と南を二つぐらいに区分をするとか、徳之島は徳之島で一つにするというぐらゐの、二つ三つぐらいの町村を合わせた生活圏をつくらせる。そこにやはり重点的に、先ほど申し上げたところの問題点を注入をしていくやり方のほうが効果的で効率的だと、このように見ておるわけでございますが、その点はいかがでございすか。

○政府委員(林忠雄君) もちろんその生活環境の整備というものは、市町村と申しますか、基礎的自治体の本来の仕事でございまして、自治省で現在広域市町村圏というのをつくりまして、それによつて事務の共同処理をいろいろ進め、あるいは推奨しておりますけれども、この生活環境の整備の仕事はこの広域市町村圏だけでやるのではございせん。で、広域市町村圏でも、それぞれの市町村はそれぞれの市町村の受け持つ範囲でやっております。うわけでございす。そこで、広域市町村圏というのは、生活物資の調達とか、教育、医療、娯楽、養、娯楽と、そういう面についての住民の日常の社会生活上の通常の需要がほぼ充足されると申しますと、奄美の場合は、これらがある程度集積している都市としてはいま名瀬しか数え上げるわけにまいりませんので、それぞれの島でそれぞれの日常の、何と申しますか、生活環境の整備は、それぞれその島あるいはそれぞれの市町村でやっております。それから、また奄美全体を、名瀬市を中心としてより高度な、ある意味では都市的施設、都市的機能というものを使得つての生活内容の充実というものを考える場合、これは奄美全体を一つの圏域として考えるを得ないということであつたと思ひます。具体的には、これは設定するにつては、県知事が地元の市町村と御相談をなさつて、こうしたいと言つてこられます。奄美の場合、そういうことで、奄美全体ということが知事さんと地元の市町村長さん、市町村との御協議でおきまひになつて持つておいでになつたし、私のほうも拝見いたしました。現在そういう都市的施設が名瀬にしかない以上、それを一つとして考えて、

むしろその間の交通網をできるだけ早く整備をするというほうに進むことが正しいのではないかと考えまして、その案をそのままとらしていただきまして、現在でもそれはそれでいいんじゃないかという気がいたしております。

で、それぞれの市町村が、この広域市町村圏にみんな仕事をゆだねてしまつて仕事がないでなくなつてしまつたら、これ、話が別でございますが、ああいう特殊な地域につきましては、徳之島、永良部あるいは与論、それぞれで環境整備をしながら、今度は交通網をできるだけ早く整備をして、名瀬市の持っている都市的機能というものをできるだけ島民全体に及ぶというような形で、一つとして発展をさせていこうという考え方で進めることがやはり必要なんだろう、こういうふうな考えでおります。現在でもそれは正しいんじゃないかと考えておる次第でございます。

○宮之原貞光君 交通網整備ということを非常に前提に置かれていますが、しかし、交通網の整備というのは、先ほど道路局長のお話聞いても、あるいはあんたも御存じのように、私も現地でもって整備状況を見てきましたけれども、本島でもさえないかなにかいへんな交通事情で、それを交通網の整備が先ですというところで、もう今日現在の生活に私は間に合わないと思つて、したがって、やっぱりある程度区分をして、それは精力的にやりながら交通網の整備をさせていく。ある段階であなたがとおっしゃったようなことになつて交通網が整備されれば、私は一つのものであつたらいいと思つて、だから、この点を、いまのものがいいんだということ、実際のやっばり生活に即したものの考え方というのをもう一回検討しておいてもらいたいと思つておる。

それはおたくのほうとしては、いや、地元から上がつてきたんだ、いや、知事からそうあつたんだということになれば、それはそういうものの言い方も成り立ちますけれども、えてして、地方に行きますと、自治省のものの考え方はこうだ

し、知事さんのものの考え方というのはこうらしいという、それが先行しちゃつて、じゃ、しかたないわと、こうなつちゃうというのが政治の実態なんですよ。私は、事少なくて奄美の場合のこの問題については、もう少しやはり検討しておいてもらいたい、こう思います。

それで、次にまいりたいと思つて、生活環境を改善していく生活圏をつくり上げていくという中でいま一つ大事なことは、奄美を含むところの離島の物価に対して、いわゆる狂乱物価といわれている以上の物価高なんですから、離島は、この物価対策に対してどうするかという問題もきわめて大事なことです。これは、自治省は小笠原とそれから奄美を一応所管をしておられるわけでありまして、予算委員会では自治大臣からううと答弁をお聞きいたしましたけれども、どういう離島物価対策を自治省としては考えておられるのか。少しそこらあたりお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(林忠雄君) これは島の方々の生活に直接響く基本的な問題でございます。それで、これに対する対策はいろいろ考えられまして、場合によれば、これが今度の振興開発計画以外にもはみ出した、もつとはかの省の所管に属する基本的な問題もあるいはあるかと存じますけれども、さしあつて、振興開発計画の中で、この物価についての対策と申しますか、物価を引き下げるために効果のある対策といたしまして、まず生活物資の自給度をできるだけ上げていきたいということをお考えます。特に野菜とか畜産というものにつきましまして、米もそうでございますけれども、現在自給度が非常に低い。したがって、よそから持つてこなければいけないために、運賃がかかつて物価が上がる。この自給度を高めれば、それなりの物価の引き下げについて効果があるということ、野菜、畜産、それらの自給度、あるいは水産を振興いたしましたして、魚介類についても、できるだけそこでとれたものをそこで消費するということが一つ。

さらにその次には、それでもとも完全に一〇〇%自給するわけにまいりませんので、運賃のコストを安くするというこのために、港湾あるいはそういつた交通施設の整備ということも必要だと存じます。現在港湾整備には力を注いでおりますが、船のほうもどんどん大きくなつてまいりまして、いまだに、名瀬を除いてははしけ取りのところが多い。こういうところではやはり輸送の効率が落ちて、それが物価にはね返ってくるというところもございまして、そういう交通施設の整備、これも地元の物価に及ぼす効力、効果というものがやはり相当あるのではないかと。これにも力を注いでまいりたい。さらに、島内の流通施設を整備ということも同じく輸送コストの低減に役立つかと思ひます。こういうことで振興開発計画では力を注いでまいりたい。

しかし、実はこれだけではなお根本的な解決には至らない面もございまして、この前のこの委員会あるいは衆議院の委員会でも、そのほかに航路補助は考えられないか、あるいは、先ほども出ましたけれども、国鉄の航路というものを一つつて、国鉄の運賃並みで運ばないかと、いろいろな施策があり得ると存じます。それらについては、それぞれの主管の役所で十分前向きに検討していただくようこちらでも引き続きお願いをしております。これらの施策を全部総合いたしまして、できるだけ地元の物価というものを対する影響を強めて、これを引き下げてまいらう努力してまいりたいと、私のほうはこういう考え方で進めてまいりて存じます。

○宮之原貞光君 これは、奄美を含めました離島にとつてはきわめて重要な課題でございますし、何も私もこれは自治省ひとりだけでできるとは思つていません。しかしながら、やっばりそれぞれが島嶼を所管しておられる官庁が、所轄庁がやっばりイニシアをとりながら、いま御答弁があつたところの問題について積極的なひとつ御努力をお願いしたい、このように考えますが、その点ではよろしうございすね、大臣。

○國務大臣(町村金五君) 昨今のような時代になりますと、物価の問題は、離島において特に私は顯著に上がつておるといふふうに考えられると思ひます。これはもちろん奄美だけではございせん。他の地域にもそういうことが考えられるわけでありまして、そればかりでなく、従来とも離島に住んでおられる方の生活費がどうしても高くなる。この海上輸送の料金問題というものを、御承知のように、ある程度、いま運輸省あるいは地方団体におきまして若干の補助、助成をやつておるといふところもあるようでございますけれども、なかなかこれによりまして本土との物価のバランスがとれるというところまではまだ至っていないことは私も大体承知をいたしておりますが、今後は、離島の振興発展のためには、やはりそういうことをもつと私は積極的の考えでいかんければいけないのではないかと。この点は自治省といたしまして、他の関係省庁とよくひとつ協力をして、地域の発展、地域住民の生活の向上の一助にこれは当然なるわけでありまして、この点はひとつ十分配慮をして努力をしてまいりたいと、こう存じます。

○宮之原貞光君 ぜひひとつ、御答弁の筋で御努力をお願いをいたしたいと思ひますが、いまも、御答弁の中にもありましたように、私は、物価対策のそれぞれの手だてをやる中で、一つのポイント、何と申し上げましたもやはりこの航路運賃の問題だと思つておる。したがって、離島物価の適正化は航路問題の抜本的なやはり改善なくしては不可能だと極言をいたしたぐらゐの気持ちなんです。それで、この間の予算委員会でも申し上げたわけでございますけれども、いわゆる本土は国鉄が、赤字のローカル線でも、これはやはり全体的の中で補われておる。しかし、離島はすべて船にたよるやうなやらない。しかも、物価と一番関係のある貨物は、船の場合には、海上運送法によつていわゆる届け出制でこの運賃がきめられておる、こういう仕組みになつておるんです。私は、やはりこれについても非常に問題があ

らと思つておる。そこから、こういうことではだめだから、ここをやはり、もうすでに今日の世の中では本四架橋やら青函トンネルもあるんだから、もうひとつ、離島にはその船を国鉄船として回したらどうか、こういうやはり地元の見解が、要望が強い声になってきておるところのゆえんであるわけなんです。したがって、田中総理も、この間は私の質問に対して、やはりもう今後は橋ができたトンネルがでたりすると、宇高船や青函船の国鉄連絡船は要らなくなるんだから、それを回すことも一つの方法だねえという筋の話をされておつたぐらゐに、総理はだいぶ前向きになつておられるわけなんです。したがって、私はやはりこの離島の問題を解決する中で、この国鉄船化という問題については、相当私は担当の運輸省としても考えてもらわなければ、検討してもらわなければならない時期に来ておると、このように思うのですが、その点、どのように運輸省当局は検討されておるか、現在のお考えをお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(住田正二君) 鹿兒島と奄美の間に国鉄の船を配船したらどうかという御提案でございますが、いろいろ検討はいたしますが、この問題、非常に困難な問題であるということも御理解いただきたいと思います。といひますのは、第一に、国鉄はいま陸上で鉄道事業を営みましておるわけでございまして、もちろん例外的には連絡船等で海上運送もやつておりますが、本来、海上運送の分野は国鉄の分野ではございせんので、海運業が担当する分野であらうと思ひます。したがって、かりに国鉄が海上運送をやるとした場合に、相当の理由が必要ではないかということが第一点でございます。

それから第二点といたしまして、現在鹿兒島と奄美の間には、民間の定期運送業者が事業を営みましておられて、輸送力等についても十分なものを提供しているように承知いたしております。国鉄が民間の事業と競合して進出するということは非常にむづかしい問題でございまして、こ

れは民業圧迫という問題も起きますので、民間で十分な輸送力を提供している現状で国鉄が進出することはまず困難ではないかというように考えております。

それから第三番目に、かりに輸送力が足りないというふうなことで、何らかの公共的な使命を持つた機関がその輸送を担当しなければいかぬという場合でも、直ちに国鉄がやらなければいかぬかどうか、きわめて疑問ではないか。むしろ、国と地方公共団体との間でしかるべき機関をつくつて、それが海上運送を担当すればいいわけでございます。それが、本来、国鉄は陸上で仕事をすることであるが、業務でございまして、海上運送に国鉄が当然出ていくということには相当の問題があるかと存じます。

○宮之原貞光君 困難な問題があるからいまでも私はできなかったと思うのです。しかし、やはり事態はそういう事態じゃないでしよう。だって、総理自体、国鉄民営移管論までおつておるところの世の中なんですか。これはやつぱり従来のように、民営をどうだこうだということばかり考へておると、私は一歩も出られぬと思ひます。しかも私も言つておるのは、単に貨物船の貨物の運賃だけをそうしなさいと言つておるのではないですよ。これは物価高と直接関係ないけれども、いわゆる船客の輸送という問題についても、やはり離島にとっては大きな問題点なんです。そういうようなものを考えますと、これはいままでの現状の中においてそれは考えられないにしても、今後の離島の発展あるいは沖縄とのずうとところ一貫したところのものを考へていくとするならば、それくらいやはり大胆に踏み込んでこの問題を解決しなければならぬ時代に私は来ておると思ひます。したがって、その時代の進展、趨勢、あるいは地域住民の声ということ考へていただいて、なるほど私は現状ではできないという困難性のことはわかります。しかしながら、それを踏み越えた形で、ぜひともやはりこの問題は前向きに検討を願わなければならぬ。そ

れは県と地方自治団体にまかせればいいのだと、そして何か公社でもおつくりなさいということでは、一体だれの国鉄かというかつこうに私は論争をすればならざるを得ないと思ひます。ほんとうに国民本位、住民本位という立場になつて、困難な問題点があることは承知をし、承知しながらもなおたとえ衆議院で附帯決議が上がる、あるいはいはずれきょうでも決議案が上がるのではないだろうかと思ひますが、その意のあるところは、そのところを踏まえてのやはり国会におけるところの要望なんですからね。ぜひともそういう角度からこの問題については対処してもらいたい、これだけを一と強く申し上げておきたいと思ひます。ぜひともひとつ検討願いたいと思ひますが、よろしゅうございませうか、その点。

○政府委員(住田正二君) 先ほど申し上げましたように、検討は申し上げますけれども、やはり国鉄が海運業に進出できるかどうかということになりますと、国鉄の基本的なあり方の問題に關連することでございますし、また、民業圧迫という問題を避けて通ることもできませんので、まあ非常にむづかしい問題ではないかということも御理解いただきたいと思います。

○宮之原貞光君 まあ午前の時間が切れましたのでこれで終わりますが、これはあなた、そう否定的な立場に立たぬで、総理大臣さへも、この問題については前向きに考えなきゃならぬと国会で答弁されておるのです。それを肝心かなめの皆さんが今度は逆の方向を向かれたのじゃ、一体政治の姿勢というのはどこにあるかと疑いたくなりまして。困難な点があることは承知の上で、この問題について検討願いたい、こう言つておるわけですからね。その意向というものが那邊にあるかというところは私はやはり謙虚に受け取つていただきたい、こう思ひます。したがって、その点は困難だ、困難だということではなくて、困難性を克服して、どういふふうになつてそれを切り開いていくかと、こういう立場からひとつ御検討をわづらわしたい。そういう点だけを申し上げて午前の質問を

終わります。

○委員長(久保田藤麿君) 本案に対する午前中の審査はこの程度とし、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(久保田藤麿君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行ないます。

○宮之原貞光君 国鉄船化の問題について非常に困難な点があるという答弁でございましたが、なおその問題については検討課題として検討をしてもらうにいたしましたけれども、やはりこの問題が実現するまで手をこまねているわけにはまいらないのでございまして。したがって、とりあえずは、先ほど来申し上げておりましたところの、物価高の一つの大きな要因になっているところの貨物のことを考へてみましても、いわゆる貨物、客両面にわたるところの運賃を、せめて当面の間は国鉄運賃並みに輸送費をせめてもらいたい、こういう要求が現地には強いわけでございますが、この問題については運輸省当局もお聞き及びかと思ひますが、どういふ検討がされておるか、まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○説明員(浜田直太郎君) お答えをいたします。離島におきまして、この物価を抑制するということがつきまして、運賃問題に非常に大きな関係があるということは御指摘のとおりだと思ひます。ただ、先生御案内のように、貨物運賃と申しますのは届け出制ということに相なつておりまして、したがって、私どもはその届け出を受け付けるに際しまして、いわゆる行政指導という形で、できるだけこれを低位に安定させるように努力しておる次第でございまして。現に奄美・鹿兒島の運賃につきましても、先般三五%の運賃アップ

の要請があったわけでございますけれども、これを業者と話し合いの上、二五%にして実施するというようなことをやったわけでございまして、さような手段を通じてやってみるというところが現在の制度下におきますところの私の最大の努力のポイントであると、かように考えております。

○宮之原貞光君 私がお聞きしておるのは、現在の制度下ではさうだから、これではぐあいが悪いと、したがって、やはり国鉄の運賃輸送費に同じような形で、いわゆる奄美を含む離島航路の運賃をさういう方向に持っていけないかどうか、いくべきじゃないかと、こういう問題について現在運輸省当局でどういう検討がされておりますかと、このことをお聞きしておるんです。

○説明員(浜田直太郎君) 運賃の問題はいろんな角度から考える必要がございまして、特にいま問題になっておりますところの離島の物価関連で運賃を考えます場合には、まずその物価の中に占めるところの流通コストが幾らかと、またその流通コストの中で、運賃はどのようなウェイトを占めておるかというように考えなければなりませんし、要するに物価政策一般から考える必要がやはりあるんじゃないかということが考えられます。

それから第二には、いわゆる国の過疎政策全般におきまして、どのような過疎地域に対してどういような政策が必要であるかという全般的な問題があるかと思ひます。

第三には、私どもの所管でございしますが、運賃政策一般の問題がございします。かりに国鉄運賃というものを想定いたしました場合に、その国鉄運賃が現在の運賃よりも高いか低いかにという問題はあつてはいたしましても、これがある一定の水準と考へまして補助をするというようにすることをかりに考へる場合には、先ほど申しましたような運賃の届け出制というものでは矛盾するのではないかと思ひます。そういう場合にはやはり運賃制度とい

うものを、内航の貨物運賃というものは一種の認可運賃ないしは免許制度というようなものに近づけて考えなければ、何と申しますか、俗に言ひまして歯どめがなくなるというような心配もあるうかと思ひます。また、離島以外の貨物運賃とのバランスも考慮しなければいけないと思ひます。

さういふような問題を含んでおりますので、先般、離島航路の国営論が出た際に、私といたしましては、今後、運輸省といたしまして総合交通体系あるいは総合交通対策というものを直に姿勢にありましますので、その段階で関係各省とも十分御相談をしながら検討を進めてまいりたい、かように考えておる次第でございします。

○宮之原貞光君 どうも質問と御答弁とかみ合わないやうな感じがね。端的に申し上げるならば、奄美のいろいろな物資の輸送あるいは客の輸送、さういふ面を国鉄運賃並みに持っていけないかどうかと、こういうことなんですよ。その点は御検討願つておるところがございましたらお聞かせ願ひたいと、いわゆる一般論ではなくて、そのところをちょっとお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○説明員(浜田直太郎君) いわゆる国鉄運賃並みというところで現行の運賃制度と比較をいたしました検討はまだやっておりません。ただ、先ほど申しましたやうに、国鉄運賃がかりに現行の制度よりも低いというやうな試算が出ました場合に、全国のあるやうな貨物運賃というものをそのやうなぐあいに設定し直すという運賃体系の根本論に触れる問題につきましては、非常に問題があると申し上げておるわけでございまして、ある特定の航路につきまして、先ほど申しましたところの国鉄運賃並みというところのものと現在の運賃との差額をどうするかという問題は、これを何らかの政策でもって補助していくことになると思ひますけれども、その際考へるべきことは、先ほど申しました物価対策全般の問題あるいは過疎対策全般の問題、そしてまた運賃政策の問題と、非常に困難ないろいろな問題があると、かように考えて

おるわけでございします。

○宮之原貞光君 そうすると、運賃制度そのものはなかなか総合的にやらなければ問題は早急に結論が出せない、それならば、とりあへずの問題として、この奄美の物価が高いというところは、皆さまは、私が申し上げなくてもおわかりなんですよ。それを下げさせるというためには、一つの手だてとして、運賃に対するところの補助をどうするかという問題も一つの方法として出てきますわね。それならば、運賃補助という問題についてどうしようかというところについてお考えになったことはないんですか。現在の離島航路の補助というのは、これは一航路で一つの船会社に限られる。一社一航路ですね。したがって、奄美にたいにたくさん船が通つておるところはなかなかそれは困難だと、さうすれば、輸送コストを下げていくというならば、先ほどの基本的な問題でできないとす

るならば、とりあへず、じゃ輸送の面についての補助という問題も私は一つの問題点として出てくると思う。それはもちろん運輸省の問題でないと言われるかもしれないけれども、片一方にはいわゆる離島航路補助というものがあつながら、先ほど申し上げましたところの一つのやうな問題点がある。それならば、それを現実的に合わせるためにはどうすればいいかという問題もあわせて考えてもらわなきゃならぬけれども、さういふ面について検討されたことございせんか。

○説明員(浜田直太郎君) 貨物運賃につきましては、いわゆる届け出制ということでございします。これに関する補助制度というものを導入するということは、先ほど申し上げるやうに、非常にむづかしいと思ひます。

離島航路の補助制度につきましては、先生御案内のやうに、複数の会社がこれに従事いたしておるという場合には、補助の対象とはいはしておりません。この考え方は、離島航路というものを私どもはいわゆる生活航路と概念いたしておるわけでございまして、離島住民の最低の生活を確保するというこのために、当該離島航路が唯一の交

通手段であるところから出発したものでございします。したがつて、離島の状況なりあるいは環境が変わつてまいりまして、需要がふえ、あるいはまた離島航路の性格自体が変わつてまいりまして、また別の業者がこれを免許するといふやうなことがあるわけでございまして、さういふときには、最初に申しました、当該航路が唯一の生活航路であるという面がだいぶん薄らいでまいりますので、これは補助の対象にはしないと、こ

ういう考え方でございします。そこで、奄美の問題にいたしましてもあるいは沖縄の問題にいたしましても、私ども現状は今後改善する余地はもちろんだと、私どもは現状は十分ではないかと。したがつて、これらの航路を運営しておりますところのあつちの会社に対して、何らかの離島航路補助制度の拡充によるところのものを今後適用していくというところは考えておりません。

○宮之原貞光君 しかしあなた、予算委員会のおたくの大臣の答弁とだいぶ違ふやうな感じがせんか。徳永運輸大臣は、いわゆるこの物価対策の問題と関連をして、私の質問に対して、いわゆる航路補助という問題について、あるいは現在のこの離島航路の補助という問題についても検討してみなさないやうな、さういふ答弁をされておるんですよ。参事官のあなたは、もういまで十分ですよ。さういふ答弁でしよう。私は何も、現在の離島航路のこの法律の中でこの問題について何か方法はありませんかと聞いておるんじゃないんですよ。これはあなたが言われぬでも、これは一つ航路の一つの船会社があつたときにしか補助しないわけなんですよ。ここにもうすでに問題があると言ふんですよ。ほんとにあなたが言うやうな生活航路というならば、単に人を運ぶだけが生活航路じゃないでしょう。その離島の住民の生活水準を引き上げる、あるいは物価が本土に比して高ければ、それをやつぱり本土並みにさせていく、それが生活上の問題なんですよ。したがつて、

生活航路というものをその角度で取り上げるとするならば、その問題も私は検討に値しなげやならぬ問題だと思ふんです。それを、現在の法律からできませんからできません、できませんでは、これは何にも意味ないし、おたくの、予算委員会におけるところの運輸大臣の答弁と私は違ふと思ふんです。その点は皆さんどういう検討をされたんですか。

○説明員(浜田直太郎君) おそらく大臣は、全般的な過疎対策というものを、今後福祉増進という国の大きな政策に沿って考えていかなければならない事情を踏まえて、将来、現在の離島なりあるいは辺地のいわゆるナショナルミナムの水準を高めるということを頭に置きながら答弁をしたものと考えます。当然、私もさうな方向に沿って考えなければならぬと存じております。ただ、現状におきましては、離島航路の性格を私どもはさうに概念いたしておりますので、非常に近い将来におきまして、先生御指摘のような措置を考へるといふことはなかなか困難ではなからうかと、かように申し上げておるわけでございます。

○宮之原貞光君 そうすると、離島航路の政策というの基本的にはどういふお考えなんです。人を運びさすればよいということなんです。離島住民の生活というものはやっぱり関連ないんですか、どうなんですか。

○説明員(浜田直太郎君) 人を運びさすればよいというふうなことで決まてございせん。人とともに生活物資も運び、かつ、その運ぶサービスの内容につきましても、逐次これを改善すべく、できるだけ指導いたしておるつもりでございます。

○宮之原貞光君 それならば、これだけ離島の物価が狂乱以上のやばいへんな高物価を招いておるわけなんです。そうすれば、運輸上の政策の面として、どういふところにメスを入れたらこの物価対策という問題について寄与できるかというところを考へるのは、これは運輸行政をあずかる者として当然考へなければならぬ策じやないですか。そうじやありませんか。それはもう考慮外とおっしゃるのですか。それはほかの省の仕事だ、こうおっしゃるのですか。

○説明員(浜田直太郎君) 御指摘のとおり、運輸省といたしましては当然考へなければならぬ問題だと思ひます。ただ、これは先ほどから申しておりますナショナルミナム、一般の水準の問題、その他関連するいろいろな問題がありますので、関係各省ともやはり十分な打ち合わせが必要であらうかと思ひます。

○宮之原貞光君 それは関係各省と、あなたから言われぬでも、打ち合わせが必要だということとは三つ子だつてわかりますよ、それは。けれども、おたくはどういう考へですかと聞いておるんです。たとえば先ほど来、午前中おたくもいらつしやつたと思ひますけれども、あなたも、問題になつてゐるのは、離島の高物価対策に対してどういふ手だてがあるか、こういうことで、自治省は自治省なりのもの考へ方、関係各省として努力をしてやりたい、こうおっしゃつた。それならば、運輸省としてはどういふ手だてがあるか、こういう私の質問に対して、あなたのいままでの答弁を要約しますと、いわゆる貨物は届け出制です。それから、一定の行政指導には限度がありますからどうにもできません、片一方で、今度は離島航路の補助の問題については、これも一社で一航路だけですらどうにもできません。どつち考へてもどうにもできませんでは、どうにもならぬじやありませんかと言つてゐるんです。だから、この二つの問題を考へると、その問題を考へるとするならば、両方の角度からやはりメスを加えていつて、何か改善策を編み出さないう限り、現状の打破はできないじやありませんか。それをあなたの先ほどの答弁は、現行法から一歩も出まいという、それに對するところの言葉をとられまいという一言に終始してゐるじやありませんか。ほんとうにそういう形で生きた政治というものはできると思ふのですか。

○説明員(浜田直太郎君) 貨物運賃の届け出を受けるに際しまして、できるだけ行政指導の面を通じてそれを低位に押さへようといふことは、いままで以上に一生懸命にやりたいと考へております。また、離島航路補助につきましても、これは全国的な問題でありますので、その補助の内容の引き上げあるいは補助航路の増加という点につきましては、最大の努力を私どもといたしましては傾注いたしたいと存じております。

○宮之原貞光君 そういふもの考へ方を初めから出されるならば、それで私は一つの考へ方だとわかるんです。とにかく何でもできませんといふ話に終始されるから、つい私も声が大きくなつたわけなんですけれども、私はやはりこの問題は、そのまゝの形ではこの離島航路の問題あるいは離島の生活苦という問題は解決できないと思ふのです。これは、何もすべて私は海上運賃がネックになつてゐるとは申し上げておらない。しかしながら、離島のこの物価高というものは、何とんでも船で運ぶわけですから、この運賃がどうであるか、あるいはまた、それに伴うところの運賃補助といふものがどうあるかといふことが大きなポイントになつてゐるだけに、先ほど来、その善処方をお願い申し上げてゐる。

それでもう少し前に続けますが、先ほど、値上げの問題については三五%を二五%に引き下げるように行政指導した、こういうお話でございますが、これはいつから実施でございましてですか。

○説明員(浜田直太郎君) 本年の三月十日からの実施でございまして。

○宮之原貞光君 これはあなたのほうは御存じですかね。三月十日に上げたばかりに對して、また値上げ問題が起きておるんです。現地からの連絡によりますと、今回、石油の値段が上がつたら、それに見合ふ以上のもをひとつ引き上げさせてもらなければ船会社としては困ると、こういう話があるうすに現地で出て、大騒ぎしておるんです。これはどういふふうにあんな情報を聞いておられますか。あるいはこの問題についてどう対処されようとしておりますか、お聞かせ願ひたい。

○説明員(浜田直太郎君) 申しわけございませんが、値上げの情報についての詳細は、いまのところ聞いておりません。ただ、今回の、石油の問題に関連いたしますところの運賃の値上げの問題につきましては、これは奄美のみならず、全国的な問題であると思ひます。当然、これに對しましては、慎重な態度で臨む必要があらうかと考へております。

○宮之原貞光君 もうおわかりだと思ひますけれども、いわゆる三月十日の二五%の値上げ前に、すでに鹿児島と名瀬市との物価のいふんな状況を對比いたしますれば、鹿児島が一〇〇に對して、名瀬が主食が一〇六、調味料が一四九、野菜類が一六九、燃料が一三九、ただ、わずかに生鮮魚介類だけが九一と低いんですよ。今度の三月十日から二五%上がった—これはまだこの開きが出てきておると思ふんです。その上に、いま私が申し上げましたところのように、また船会社が値上げの意向を見せておるんです。そうなりますと、これはもう離島の住民はたまつたものじやないんです。あなたは東京で生活しておるから、その離島苦といふのはおわかりにならぬでしょう。しかし、このように物価がどんどん、どんどん上がつていく、しかもその要因が運ぶところの船の、いわゆる貨物の値上げの問題が非常に大きな影響をしてくるというならば、これはいまの問題については、行政指導から一歩も出られませんが、これは政治を要するものとしては、行政をあずかるものとして、それならば、その届け出制について、さらに強力な行政指導をされるのかどうか、もしされないとするならば、何か片一方でそれを補うところの便法というものは運輸省としてできないのかどうか、そこはどうか考へておりますか。

○説明員(浜田直太郎君) 本年の三月十日からの実施でございまして。

○宮之原貞光君 これはあなたのほうは御存じですかね。三月十日に上げたばかりに對して、また値上げ問題が起きておるんです。現地からの連絡によりますと、今回、石油の値段が上がつたら、それに見合ふ以上のもをひとつ引き上げさせてもらなければ船会社としては困ると、こういう話があるうすに現地で出て、大騒ぎしておるんです。これはどういふふうにあんな情報を聞いておられますか。あるいはこの問題についてどう対処されようとしておりますか、お聞かせ願ひたい。

○説明員(浜田直太郎君) 申しわけございませんが、値上げの情報についての詳細は、いまのところ聞いておりません。ただ、今回の、石油の問題に関連いたしますところの運賃の値上げの問題につきましては、これは奄美のみならず、全国的な問題であると思ひます。当然、これに對しましては、慎重な態度で臨む必要があらうかと考へております。

○宮之原貞光君 もうおわかりだと思ひますけれども、いわゆる三月十日の二五%の値上げ前に、すでに鹿児島と名瀬市との物価のいふんな状況を對比いたしますれば、鹿児島が一〇〇に對して、名瀬が主食が一〇六、調味料が一四九、野菜類が一六九、燃料が一三九、ただ、わずかに生鮮魚介類だけが九一と低いんですよ。今度の三月十日から二五%上がった—これはまだこの開きが出てきておると思ふんです。その上に、いま私が申し上げましたところのように、また船会社が値上げの意向を見せておるんです。そうなりますと、これはもう離島の住民はたまつたものじやないんです。あなたは東京で生活しておるから、その離島苦といふのはおわかりにならぬでしょう。しかし、このように物価がどんどん、どんどん上がつていく、しかもその要因が運ぶところの船の、いわゆる貨物の値上げの問題が非常に大きな影響をしてくるというならば、これはいまの問題については、行政指導から一歩も出られませんが、これは政治を要するものとしては、行政をあずかるものとして、それならば、その届け出制について、さらに強力な行政指導をされるのかどうか、もしされないとするならば、何か片一方でそれを補うところの便法というものは運輸省としてできないのかどうか、そこはどうか考へておりますか。

○説明員(浜田直太郎君) 本年の三月十日からの実施でございまして。

○宮之原貞光君 これはあなたのほうは御存じですかね。三月十日に上げたばかりに對して、また値上げ問題が起きておるんです。現地からの連絡によりますと、今回、石油の値段が上がつたら、それに見合ふ以上のもをひとつ引き上げさせてもらなければ船会社としては困ると、こういう話があるうすに現地で出て、大騒ぎしておるんです。これはどういふふうにあんな情報を聞いておられますか。あるいはこの問題についてどう対処されようとしておりますか、お聞かせ願ひたい。

○説明員(浜田直太郎君) 申しわけございませんが、値上げの情報についての詳細は、いまのところ聞いておりません。ただ、今回の、石油の問題に関連いたしますところの運賃の値上げの問題につきましては、これは奄美のみならず、全国的な問題であると思ひます。当然、これに對しましては、慎重な態度で臨む必要があらうかと考へております。

○宮之原貞光君 もうおわかりだと思ひますけれども、いわゆる三月十日の二五%の値上げ前に、すでに鹿児島と名瀬市との物価のいふんな状況を對比いたしますれば、鹿児島が一〇〇に對して、名瀬が主食が一〇六、調味料が一四九、野菜類が一六九、燃料が一三九、ただ、わずかに生鮮魚介類だけが九一と低いんですよ。今度の三月十日から二五%上がった—これはまだこの開きが出てきておると思ふんです。その上に、いま私が申し上げましたところのように、また船会社が値上げの意向を見せておるんです。そうなりますと、これはもう離島の住民はたまつたものじやないんです。あなたは東京で生活しておるから、その離島苦といふのはおわかりにならぬでしょう。しかし、このように物価がどんどん、どんどん上がつていく、しかもその要因が運ぶところの船の、いわゆる貨物の値上げの問題が非常に大きな影響をしてくるというならば、これはいまの問題については、行政指導から一歩も出られませんが、これは政治を要するものとしては、行政をあずかるものとして、それならば、その届け出制について、さらに強力な行政指導をされるのかどうか、もしされないとするならば、何か片一方でそれを補うところの便法というものは運輸省としてできないのかどうか、そこはどうか考へておりますか。

○説明員(浜田直太郎君) 本年の三月十日からの実施でございまして。

○宮之原貞光君 これはあなたのほうは御存じですかね。三月十日に上げたばかりに對して、また値上げ問題が起きておるんです。現地からの連絡によりますと、今回、石油の値段が上がつたら、それに見合ふ以上のもをひとつ引き上げさせてもらなければ船会社としては困ると、こういう話があるうすに現地で出て、大騒ぎしておるんです。これはどういふふうにあんな情報を聞いておられますか。あるいはこの問題についてどう対処されようとしておりますか、お聞かせ願ひたい。

○説明員(浜田直太郎君) 石油関連の運賃のアップという問題は、御指摘のとおり確かにたいへんな問題であるかと存じます。したがって、私どもとしては、関係地方海運局を通じて、十分、さような軽い動きによりまして起こるところのものは抑制してまいりたいと考えております。ただ、先ほどから申し上げてまいりますように、これはあくまでも行政指導という感じでございます。その辺、こまかく、海運局の個別的な事情をやはり聞いてみる必要はあるかと存じております。

○宮之原貞光君 だから、ほんとうには、まあその届け出制ということ自体にほんとうは問題があるんですよ、これは。いわゆる国鉄の貨物の運賃とか、こういうものは、みんなこれは法律にまで仕込まれる。そして、たまたま自分が離島に住んでおるために、船にたよらなければならぬという住民は、一つの民間会社の届け出制によっても、それはおたくのほうが行政指導されるにしても、ほとんどどんな上があるかと。同じ国民として、平等な権利、あるいはそれに対するところの国の政策の保障がなけりやならないとどうたわれながら、実際としてはどうなんですか。したがって、私は先ほど来申し上げておるように、この届け出制の海上運賃のあり方の問題、さらには、離島航路に対するところの補助のあり方の問題というところについては、これは相当真剣に前向きに検討してもらわなければ、現行法ではどうにもならぬですというところではすまされぬと、私は先ほど来申し上げておるんですよ。その点は御理解いただけると思いますが、どうですか。そういう問題も含めて御検討願いたいと思いますが、どうですか。

○説明員(浜田直太郎君) 届け出制の問題を、将来、認可制その他の別の制度に考え直すかどうかということにつきましては、先ほど来申し上げておりますような、運賃制度論ないしは運賃政策という上からの非常にむずかしい問題があるかと思っております。また、何らかの、特定の航路に對し

ますところの国ないしは地方公共団体の補助の制度というのにつきましても、関連する問題が非常に多ございまして、なかなかむずかしい問題であるかとは思っております。しかしながら、先生御指摘のとおり、これらの問題は非常に重要な問題でございますので、今後、私どもの諮問機関でありますところの運輸政策審議会でございますとか、あるいはそのほかの各種の審議会の御意見も聞き、十分に勉強し、検討してまいりたいと考えております。

○宮之原貞光君 ぜひひとつ前向きに御検討いただきたいと思ひます。次に、自治省にお伺いをしたいと思います。これはやはり離島の住民の生活と関連を話なんですが、いま奄美地区には、御承知のように国家公務員あり、公社あり、公社職員あり、地方、県費の地方公務員職員あり、あるいは市町村費の地方公務員あり、各界各層の公務員があるわけでございますが、その中で、御承知のように、市町村職員以外の公務員は、四割から二五割の、それぞれの特勤手当というのについておるわけですね。ただ、市町村職員だけが、確かにこれはそれなりの理由があることは私はよく承知をいたしております。これは、ただ、しかしながら、同じ地域で、同じ学歴を持ちながら、たまたま市町村役場に付とめておるといふところで開きが出てなければならぬという、生活の実態上もこれは矛盾であることは否定できないと思ふ。そういうことから、現地の関係者からは、自分たちにもこの特勤手当というものを、適用の範囲を広げてもらいたいという強い要求があるんです。しかし、この問題は、現行の制度の中で考えますと、あるいはそのたてまえ論から見ますと、私はいろいろ議論があると思ふんです。しかし、私は少なくともこの手当という特勤手当という名称にはこだわるつもりはないんですけれども、何らかのこれに對するところの方途というものはないのかどうか。もし、自治省で検討されたところの経緯があるとするならば、そこらあたりをお聞かせ願いたいと思ふんです。

○政府委員(林忠雄君) 先生も御質問の中で言っておられましたけれども、この特勤手当というものは、国とか、あるいは県とか、いわゆる通常の勤務地——というのをおかしんでございませうけれども、県で例をとれば、鹿児島市の県庁所在地、まあその本庁につとめる、その人が転勤命令を受けて奄美大島に行くという、本来家族を鹿児島に置いておるのが、家族ぐるみ引越す。あるいは家族は置いてさらに二世帯張ると。そういう僻地なり、離島なり、そういうところに転勤することによって、通常の、その県の職員に對して生活が著しく不便になる、あるいは精神的に負担を負う、そういうものに対する手当の意味でございまして、まるまる、今度は市町村、名瀬市なら名瀬市が奄美本島にあるというところになじむ手当ではないわけでございます。

ところで、同じ名瀬市において、たとえば地元の中学校を出て、一人は県庁に入った、一人は名瀬市の役所に入った。そうすると、市役所に入った人には特勤手当がつかぬが、県庁につとめて名瀬市の県の出先へつとめた人には特勤手当がつくというところで、一見きわめて不均衡と申しますけれども、不合理があるように見えるわけでございます。そして、それはその名瀬市の県の出先だけにとめるわけではなくて、県庁に入った以上、あるいは今度では垂水にも行くかもしれない、あるいは出水にも行くかもしれない、そういう体系の中に入つたからの特勤手当でありますので、理屈上はそれで実はいわけてございませうけれども、ところが実際は、その県の出先へつとめた人も、名瀬市からほとんど転勤をしないということになりますと、おっしゃるような不均衡というものが、これ目についてまいることは間違いないと思ふんです。そこで、これに對して、法的、制度的に差しつかえない形で、何とか処置ができればいいというものが、御質問の御趣旨だと思ひますけれども、それに対して、法的、制度的に問題のないかどうかでこれ

を見るということになります場合は、まさに名瀬市の市役所の職員のベースの問題、給料表の問題ということで解決せざるを得ないわけでありま

す。ところで、じゃ名瀬市の職員の給料ベースの問題、給料表の問題といふと、これは同じところへつとめておる国家公務員なり、県の公務員なりとの均衡ということももちろん考えてしかるべきである。同時に、その名瀬市における民間のいろいろな給料をおもひになるサラリーマン、その方々との均衡ということ、これはいわゆる地方公務員法にいう、民間の給与、それから他の地方公共団体あるいは国の給与を参照して定めると書いてある、この一般原則にのっとって定めるといふ形になるわけでございます。その場合は、当然名瀬市自体の財政力というものを考えていくべきことだろうと思ひますが、そういう一般原則の中で、それらの差異というものを考えながら条例で給料表を定めていく。その場合に、当然そういう要素を考慮するということとはけつこうなことだと思ひます。したがって、まあまるまる——鹿児島県の職員が名瀬市の場合は何%か、私いまちょっとまづわからぬわけじゃないんですが、そのまづ給料表に上のせすというわけにもまいらないでしようけれども、さりとて、そういう特勤手当のない市町村に比べて何がしか高いというようなことは、そういう地方公務員法の諸原則を考慮した結果出てくるかもしれない。その辺、県内の各市との均衡という問題もあり、これはまあよく県の地方課その他と御相談になつて名瀬市の給料表をおきめいただき、その範囲で考慮をなさるといふことで解決をしていただく、これが筋ではないかと考えておる次第でございます。

○宮之原貞光君 筋で言えば全くおたくの答弁したとおりなんです。しかし、その筋を言っておつたんでは、現実の問題として解決つけないから、何とかいろいろのくふうはできないものかというかというのを私はお尋ねしている。それはすべてそうなんだから、けつこうなことだから、ひ

とつ名瀬の市役所やいなさい、あるいは何々役場やいなさいと突つ放されたんでは、これまた財政の非常に乏しいところではどうにもできない。したがって、そういうものに対するところのあり方の問題、その市町村職員のあり方という本質的な問題を含めて少しいろいろ御検討願いたいと思うんです。これは、いま返事もらおうというんならそういう返事が出るかもしれないけれども、これはそれで済まされたい現実があるわけなんです。特になんか、人を、それぞれの末端の行政機関に得るといふことのために、私はこのことは非常にいいことなんじゃないか、考慮しなければならぬことじゃないか、こう思います。検討される点の問題、自治省としての内々のひとつ御検討をわづらわしておきたいと思ひます。検討されることはけっこうでしょう。どうですか。

○政府委員(林忠雄君) もろん地方公務員にできるだけの人材を得る、そのためにできるだけの待遇を改善するというのは、これはひとり名瀬市にとどまらず、全地方団体の問題でもございまして、特に名瀬市のような場合、ああいう僻地において人材を得るということには、ほかの団体に見られない努力も払う必要があるかと存じます。そういうことについて御相談その他あれば、できるだけの知恵をしぼることにやぶさかではございません。

○宮之原貞光君 次は地域産業の振興策について、いろいろな具体的な問題でお尋ねをいたしたいと思ひますが、まず、奄美の主幹産業でありますところのサトウキビ、この生産対策と申しますか、増産対策ですか、そういう問題に対するところの基本的なものの考え方というものを、関係省からお聞きをいたしたいと思ひます。

○説明員(須賀博君) サトウキビにつきましては、私ども気象条件からいまして、奄美地域に非常に適している作物であるというふうに考えておりまして、同地域の基幹作物という重要な地位を占めているというふうに考えております。したがって、この地域と熊毛郡を含めまして、甘

味資源特別措置法に基づきまして生産振興地域というところで指定をしてまいっております。ただ、最近労働力が不足いたしまして、生産が停滞しているという現状でございますが、サトウキビは、ほかの作物に比べて非常に労働力がかかるということが一つのネックになって非常に労働力がかかるためにはそういう労働力をはかるということが一つのポイントになろうかと思ひます。従来から特にネックになっております、収穫の段階におきまして省力化をはかる、合理化をはかるということ、刈り取り機の導入をはかっておるわけでございしますが、四十九年度におきましても、従来は、四十八年度まで四十台程度助成をして導入してはいるわけでございしますが、四十九年度におきましても三十四台程度助成をし、導入してまいりたいというふうに考えております。そういうことにおきまして省力化を促進するということを考えているわけでございします。

それからもう一つのポイントになるのは、この地域では、従来からつくられております品種がNCOの三一〇というのがございします。これはもう十年前から入っている品種でございまして、非常に性質が劣化しているといひますが、退化しているというふうな現状でございまして、どうしても新しい品種にかえていかなければいかぬということとでございまして、四十七年度に新しい品種がございまして、これは種子島に農林省のサトウキビの試験地がございしますが、そこで育成された品種がございまして、これはN11とか、あるいはL60-14というふうな新しい品種がございまして、そういう優良な品種を早く増殖しまして普及するといひことが、また一つのポイントになろうかと思ひます。そういうような省力化あるいはまた優良品種を導入するといひようなことを通じまして、この地域のサトウキビの生産飼育をはかってまいりたいというふうに考えております。

○宮之原貞光君 省力化あるいは品質の改良あるいはまた基盤整備ということ、非常に私は基本的な考え方としては重要になってくるというふう

に思ひます。増産振興策というものを考える場合には、生産者価格の問題も私はそのまゝ置けるわけには、生

○説明員(須賀博君) 最近のバリエーションの指数的傾向でございしますが、四十八年の十月をとつてみますと、これは対前年比一二・三・九三、四十九年の最近時の一月でございしますが、これは対前年同月比一二・七・六七という傾向になっておるわけでございします。

○宮之原貞光君 もうこのバリエーションの一つの傾向から見まして、これは相当やはりことしは横極的に考えていただかなきゃならぬ、こう思うんですが、それにしても、その先行をなすものが、来月にきめられますところのピークの価格設定といひことが問題になってくるかと思ひますが、実はきょうはその問題についてもお尋ねしたいと思ひていたしましたけれども、時間がありませんので、じやこれはそれぐらいにいたしまして、いづれにしても、サトウキビの生産対策の場合には、いわゆる生産者価格の引き上げということも重要なやは

り要素だということをお忘れのないようにして指導していただきたいということだけを申し上げておきたいと思ひます。

なお、引き続きまして、同じ農業関係でございしますが、これは畜産関係になると思ひますけれども、奄美の農業を考えると、サトウキビだけでは、これはもうどうしてもやつていけない。したがって、やっぱりサトウキビプラスアルファといひゆるアルファといひることになると、島別によつてそれぞれの特色はあると思ひますが、いづれにいたしましても、複合農業と申しますか、サトウキビに何かを加えてやるという方式をやら

○説明員(白根亨君) 先生から御指摘のございしましたように、私も畜産を考えてまいります場合に、各地域地域によりまして、それぞれ事情が異なると思ひます。奄美地区の場合を考えた場合に、一つの、非常に特徴だといふふうに私どもが考えておりますのは、気候の点から見まして温暖である。したがって、いわゆる草と申しますか、一言で言ひまして、それが他の日本の地域に比べて、比較的その生育が順調であるといふような面から、これは大きな特徴だと思ひております。

その次に、御指摘のございましたように、やはり既耕地でどういふ作物がつくられておるかといふような点になるわけでございしますと、まさに、

御質問のサトウキビをつくりました際、それを一〇〇％フルに有効に利用することはできないかという点、この点につきましては、特に梢頭部の問題でございまして、バガスの問題とか、こういうものがあるわけでございまして。こういうものをどういうふうな畜産の関係でうまく取り込んでやっていくかと、まあ、こういうところが非常に問題であるし、今後着目すべきポイントになるのではないだろうか、こういう基本的な考え方を持っているわけでございまして。

そこで、他方、畜産のサイドから申しました場合に、そのような粗飼料と申しますが、これの何かこう手がかかるぞというふうな場合に、考えてみました場合に、今後需要がかなり堅調に伸びていくと思われるのが、私は牛肉ではないだろうか、こういふふうな感じでおるわけでございまして。この結びつきを、まさに先生が御指摘されましたような形でどうやっていくかというの、私どものこの奄美を特に頭に置いた場合の一つの課題であると、こういうふうな考え方でおるわけでございまして。

従来も、特に前者につきましては、基盤の整備、あるいは草資源の利用施設を整備してまいりますとかというふうなこと、あるいは明年あたりも、現地のほうからいろいろと現在御相談を受けている事業があるわけでございまして、そういうものをいま検討いたしておる最中でございまして、それに加えて、今後サトウキビの問題につきましても、特に梢頭部の利用というふうなことを十分注意して持っていきたい。ただ、なお今後課題だというふうな思っておりまして、生産の時期が一時的に集中化したままです、あるいは非常にその努力が一時的にまた同様に集中するとかというふうなこと、ここいらのところをどういふふうな対応をすれば——たとえば一つの方法としては、いまいろいろ考えておりますのは、その調整方法とか、貯蔵の方法とかというふうなことにいい知恵はないだろうか。まあこの点については鹿児島県の担当の方々

ともいろいろ話し合っておりますが、何か肉牛の振興策として適切な方策はないかというふうなことも話し合っております。そういうのを詰めたが、かたがた一方では、先ほど申しました基盤の整備だとか、あるいは家畜の導入事業等をやります、畜産、ことに大家畜になりますと、息長くじわじわと続けていくということが基本的な大事だと思っておりますので、いま申し上げましたような点に注意しながら、積み上げをこれからじっくり腰を落ちつけてやっていくべきであると思っております。いきなり、こういうふうな考えでおる次第でございまして。

○宮之原貞光君 畜産の主体を肉牛に置きながらやりたいというお考えですが、その場合に、確かに御指摘されたところの粗飼料としての草——あるいはまあバガスもそれに入りますか、そういう問題を考えてみた場合に、いわゆる奄美のとうもろこしの特産であるところのサトウキビから出るところのバガス、これをどう活用していくかと、このことが私はやはりきわめて、畜産もあわせて行なうという、言うならば一挙兩得の問題点が私にはあると思うんです。したがって、この問題については、相当積極的な検討を農林省としてはしてもらわなければならないかと思うんですが、この件については、私の同僚議員の工藤君が本院の物特でもいろいろおっしゃっておりますので、私は重複は避けたいと思っております。そのバガスでいえば、従来沖縄で使われておったところのバガスに糖みつを入れるところの糖みつバガス、これはやっぱり実験の結果から見れば、有害なリグニンを含んでおって非常に問題があるということがいま明らかになっていまして。しかし一方、いわゆるこのバガスのあり方の中で、発酵バガスという観点のものが、最近いろいろの実験の結果から見ると直直きつ々つある。こういう点では、この発酵バガスを活用してその飼料としてやっていくということについて、早急に私はやっぱり農林省としても結論を出す、いまだ段階にきて

おると思うのです。これは御案内のように、鹿児島でも一部、大分でも一部、広島でも一部、やはりこれを飼料として使ってみて、試験結果としてはやはり非常にいい点が出ております。また、すでに日本以外の六カ国では特許も取っております。こういう事実等を考えてみれば、このバガスを活用していくというところは、奄美にとつては、きわめて畜産を発展させるためには重要な要素だと思つて。まあ実験結果によりますれば、このバガスを活用するならば少なくとも濃厚飼料の二〇％は削減できると、こういわれておるぐらゐのものでございまして、私にはぜひとも農林省の関係局の中で早急に結論を出して、この問題に対するところの積極的な姿勢というものを打ち出したいと思つたいというところをこの際申し上げておきたいと思つております。御承知のように、いまバガスは燃料に使われておりますが、これは、まだ製糖会社の燃料に使っておりますけれども、実は燃料に使って非常に問題が出てきています。というのは、これを燃料にするために、いわゆるばい煙公害という問題で、これはすでに大島では具体的に大きな問題になっておまして、法務局からも再三再四の注意を受けなければならぬということになっておるんです。したがって、いわゆる製糖工場におけるところのバガスの活用というものは、むしろ、飼料として畜産にこれを活用していくという方向こそ、私は、奄美の畜産なり奄美のサトウキビ生産を増大させるためにも一挙兩得的な要素があるんじゃないだろうか、かねがね考えておるわけでございまして、この際やはりこの問題については早急にひとつ前向きな結論を出すように御努力願いたい、こう思いますが、いかがでしょう。

○説明員(宮崎武幸君) お尋ねのバガスの件でございまして、最初に発酵バガスについての御意見でございます。御案内のように、糖みつを添加します方法と、それからただいま申されました発酵によりますれば、両方ございまして。糖みつを添加します方法のほう若干企業化的には先行して

おるといふ感じでございます。沖縄県等でも若干すでに企業化が試みられつつあるところがございます。発酵法によりますれば、その点まだ少し企業化にはなお検討する余地があるんじゃないかというふうな結論が出ております。この両方の方法等につきましても、従来から、科学技術庁等を中心にしたしましていろいろ調査、研究等が行なわれております。もちろんこれには当省からも参加いたしておるわけでございまして。いろいろの嗜好等から見まして、発酵法につきましてはなお検討する余地があるのではないかと、いづれにしましても、どのような方法にいたしまして先生御指摘のように、廃物でございましてバガスを活用しまして飼料資源に回すということは、非常に有効な、かつ必要なこととございまして、そういう技術的な検討を早急に進めて、バガスの実用化に進みたいというふうに考えておる次第でございまして。

○宮之原貞光君 これは早急に結論を出して、積極的な姿勢を示してもらいたいと思つておりますが、ただ、いまあなたの発言ですけれども、ニュアンスとしては発酵バガスよりも非常に糖みつバガスのほうをあなたは評価しておるみたいなニュアンスですけれども、この間も指摘されたように、科学技術庁のあの資料に、非常に問題があつた点は、これは福岡の畜産試験場の結果をあえて隠しておつたところの問題があつたわけなんです。それだけに、私は何も糖みつはだめだからバガスは発酵にしない、こう言っているわけじゃない。しかしながら、少なくともこの問題にされておるところの問題なんですから、その問題点をやっぱり謙虚に受けとめて、ぼくは関係課としてこれは前向きな検討をしてもらわなければ困ると思つて、その点、それだけは申し添えておきますからね。次に移ります。いま一つは、奄美の基幹産業であるところの大島つむぎの振興策であるわけでございましてけれども、これはこの問題と関連をする

ところの法律案も別の委員会に出されていますから、その機会にやるといたしまして、ここでお聞きして、また関係官庁の御協力をいただくかなければならない問題は、水産業の振興策についてでございます。奄美ぐらゐ、水産業を振興させるためには、発展させるためには立地条件はよろしい、しかしながら、現実の問題として水産業が進展をしておらない、これはいわゆる七ふしぎの一つにされておるところの問題でございますけれども、この点、水産庁としてはこの原因がどこにある、問題点は何なんだと、こういうことについてどういうふうな見方をされておるか、まずお伺いしたいと思ひます。

○説明員(平井義徳君) ただいま先生から御指摘のとおり、奄美の海は非常にきれいで、沿岸漁業としては非常に将来性のある漁場というふうな考えております。ただ、なぜそれが発展しないのかという点につきましては、あるいはいろいろなお考えがあるかと思ひますけれども、われわれといたしましては、理由として三つぐらい考えられるのじやなかろうかと思ひます。

第一には、離島でございますために、水産物の消費市場までの距離が非常に遠い、そういうことで、流通面では日本の内地と比べて若干不利な立場にあるということが第一点でございます。それから第二点は、御案内のように、台風が非常に多いございまして、操業の非常に制約になるという面があるのではなかろうかと思ひます。

それから第三番目に、本土に比しまして経営規模といひますか、あるいは漁船の規模といひますか、それが非常に零細でございまして、そういう点があるかと思ひますが、そういう原因に対しまして、われわれといたしましては、第一点の市場の問題その他につきましては、流通関係の施設の助成等によって若干の解決があるのではなかろうかと思ひます。

それから台風とか、あるいは経営規模の問題は、一つには避難をする場合の港の整備をする。それから、あるいは漁船の融資その他によりまして

て大型化をするというふうなことが考えられるのじやないかと思ひます。

○宮之原貞光君 奄美の水産業のふるわな問題点についていろいろ御指摘願つたわけでございしますが、この点は、私も御指摘された面は非常に問題点があると思ひ、早急にやはりこれは予算の面でも生かされていかねばならない課題だと思ひ、このように思つておるわけでございしますが、そこでもう少しお聞きしたいのは、奄美の水産業の振興といつても、取つてつたみたいにいわゆる遠洋漁業をやれといつても、これは無理な話です。それから、言うならば沿岸漁業ないし沖合い漁業をどのようにして振興させ、発展させるかというところが、やはり火急の問題になつてくると思ひますが、そこで、奄美の沿岸漁業を考えてみましても、リーフも多いです、いろいろ魚礁になるところの場所が多そうに見えておつて、なかなかこれだけの収獲が上がつてこない。一体これはどうすればいいのですか。その漁法を見ても非常にまた旧式なんです。したがつて、沿岸漁業という角度からとらえて見た場合に、この振興策ということならば、とりあえずどういう点を一番手直しをしなければならぬというようにお考えになつておられますか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(平井義徳君) いま御指摘の、沿岸漁業の振興についてはどうやったらよろしいかという御質問でございまして、的確にお答えできるかどうかわかりませんが、われわれといたしましては、たとえば魚礁の設置というふうなことがありますが、こういう点につきましては、構造改善事業といふのがございまして、漁場の改良造成をやつております。たとえばコンクリートブロックを入れます、魚の住みかをつくる、そういうような制度がございまして、そういうことによつて漁場がさらによくなるものになつてくるというふうなことが考えられるのではなかろうかと思ひます。

○宮之原貞光君 このいま一つの沖合い漁業の問題ですが、これはとりあえず船の問題、港の問題など、すぐ頭に浮かぶのですがね。この点はどういうふうな考えておられますか。

○説明員(平井義徳君) 沖合い漁業といひますと、たとえばカツオ漁業といふのがございしますが、この問題は、カツオというのは、御存じのように、生きた魚をえさにまきまして、それを食べに上がつてきたところをつるといふ漁法でございまして、この一番大事なえさが、ここでは非常に気候の条件と申しますか、長く生きておれないという弱点があるわけです。で、キビナゴという魚を使うわけですけれども、これが一日ぐらゐしかございまして、それから、えさの供給が非常に変動がございまして、安定して供給できないという点がございます。まして、この漁業はそういう制約のためになかなか発展できないという問題があるかと思ひます。したがつて、カツオ等の沖合い漁業を振興させるには、まず第一に、えさになりますキビナゴの対策を考えないと、発展は困難ではなかろうかと思ひます。

○宮之原貞光君 お答えいただいた部分だけが即沖合い漁業の振興策にはならないと思ひますが、しかし、大事なところのポイントだろうと思ひます。それで、やはりこれら問題について、自治省としても水産庁と十分連携の上、予算の面その他の面でもやはり積極的な手だてを講ずるように関係各庁とお話し合いを進めておいていただきたいと思ひます。

それで、時間もだいぶたちましたので、最後に、二、三お尋ねをしたいと思ひます。基金問題につきましては、旧来の振興信用基金を振興開発基金に改めて、かつ同基金の業務内容についても、その機能を拡大するような法改正が加えられておるといふ点については、私も是非常に意を強くし、同様の意を示すわけでございしますが、なおこの機能を十分発揮させるという面から、二、三ただしてみたい点があるわけであります。

御承知のように、基金は、復帰をした直後に、

いわゆる従来ありましたところの奄美群島の信用保証協会から発展してきたものでございまして、この面については金融業務と保証業務の面があるわけでございしますが、その保証業務の面について申し上げてお尋ねをいたしたいと思ひます。

現在、信用基金の保証基金は三億五千万円となつております。これは従来の保証の伸びに対応して、承継債権の回収が、非常に従来までは、いまでは順調に行なわれてまいつておりましただけに、今日まではこの面に対するところの追加出資がなくてもやつていけたのでございします。しかし、いまやその承継債権者は、どちらかという資金の乏しいもののみが残つておるといふ形でございます。今後、従来と同じように回収率がうまくいくのかどうかという点については、非常に率直に言つて、私は疑問を感じるわけであります。非常に無理があるのじやないか、前と同じように期待することは、したがつて、このままの形で保証業務の増加に対応したところの保証基金の増勢といふことはきわめて困難性が出てくるのではないかと見ておるのでございします。加えて、昨年来の金融の引き締め政策に伴ひまして、保証需要がまた急激に上昇をしてきた。それで、保証債権残高が、業務方法書に規定するところの保証基金の額の十倍にも達しようとしてゐるのが現状のようなんです。

そこで、こういう実態を踏まえてお尋ねをし、また前向きに御検討を願わなければならぬその一つの点は、いま申し上げたところの問題点を解消するためにも、さしあたり保証倍率の引き上げを行なう必要があるんじゃないだろうか、このように考えるわけでございします。衆議院の議事録を拝見をいたしますと、行政局長のほうからは情勢としては明るい情勢がきておるんだという筋の御答弁があったようでございしますが、きょうは直接責任の大蔵省からも来ておられるわけでございします。この問題について、この保証倍率の引き上げという問題について、ぜひともひとつ前

進したところの形で解決してもらいたいと思いますが、どのようにこれは見ていらっしゃるのでしょうか。あるいはまた、この問題に対するところの考え方を聞かせたいと思います。

○政府委員(岩瀬義郎君) 御指摘の保証倍率のこととありますが、現在は基本財産の十倍ということになっております。保証残高から見まして、この十倍ではもうほとんど限度一ぱいにきておるといふ点は御指摘のとおりでございます。ただ、この保証倍率というのを引き上げるにあたりましては、やはり一つは基本財産の問題あるいは事故率の問題等、いろいろ考えてまいらなければならぬわけでございますが、幸いにして、鹿児島県と名瀬市の出資の道も開かれたこととでございますので、基本財産の増加という点においては一つの道が開かれておる。しかし、それを勘案いたしましたとしても、やはり倍率をある程度いまの十倍から上に伸ばすという点については前向きに検討していかなければならないと考えております。

○宮之原貞光君 前向きに検討されるというのは、私もいままでも接触した範囲の中から感じ取れるのですが、単刀直入に申し上げて、やはり二十倍とは申し上げられませんが、思い切つて十五倍ぐらいに引き上げるといふ御意思はございせんか、どうですか。

○政府委員(岩瀬義郎君) いま直ちに十五倍ということをお答えする用意はございませんけれども、これは基準といたしましては、大体似通った倍率のところの保証協会——内地でございまして、そういうところの事故率の状況等、あるいは信用基金の事故率の状況とかいうようなものをいろいろ——これは背景が違いますが、必ずしもすぐ右から左に移すというわけにはまいりませんけれども、そういういろいろな点をやはり検討をする必要があると思っております。したがって、いま具体的に十五倍だということにつきましては即答はいたしかねますが、できるだけ前向きに検討してみたいと考えております。

○宮之原貞光君 その御答弁よくわかるのです

が、ひとつその前後ぐらいには引き上げるように努力をしたいと、こういうような御意向だと理解してよろしゅうございませうね、その点は。いいでしょう、それは。

○政府委員(岩瀬義郎君) 先生のお気持ちも十分わかりますので、その辺をよく勘案して検討してみたいと思っております。

○宮之原貞光君 もう一点は、一般的に保証残高の二〇〇程度の代位弁済が行なわれていて、今後保証の伸びに対応して、保証債務を保険に付する必要がもう生じてくるんじゃないだろうかという考えらるるのです。それをどういう形にするかというところが、非常に実際問題としては関係業者の悩みの種じゃないだろうかと思うのです。ですから、たとえば方法として、中小企業信用保険公庫を利用して付保を考えられないかどうか、あるいは同公庫から低利資金の借り入れということができるといふような処置というものができないものかどうかをどうするかというところを、関係者もいろいろ方法をどうしたらいいだろうかと思っております。どうでございますが、これらの問題について、何か指導の方向性でもおありでしたら、ひとつお示しいただければ非常にありがたいと、こう思いますけれどもね。

○政府委員(岩瀬義郎君) 御承知のように、奄美群島の信用基金というものはひとつ独特のものでございまして、保証業務と融資業務をあわせて併営しておるという形になっております。これは発生的にそういうふうになってきたわけでございますが、この基金と、いま御指摘の信用保険公庫というものは、これは保証協会に対する保険を行なうと、融資保証に対する保険を行なうというたてまえになつておりますが、その保証協会なるものは、国からの出資は受けておりません。ところが、奄美群島の基金につきましては、これは国からの出資が直ちに直接行なわれておるといふところと基本的には違つておりますので、実際には、基金に何かいろいろ保険——通常の観念からいくと保険事故が生じるとすれば、それは国が出資して

いるというたてまえから、国の直接の責任という形になるかと思いますが、保険公庫の場合は、これは民間の融資に対する保証を協会がやっておりますのに対しての保険、その保険公庫に対しては国が出資いたしておりますが、保証協会には国が出資しておりません。したがって、もし、この保証協会を使ひまして、奄美群島の信用基金の保証に対する保険をかけるということになりますと、国が、また国の出資している機関に対して保険をかけるという仕組みになりますので、やや問題がございまして、先ほど申し上げましたように、奄美群島信用基金は、独特のこの地域のためにできた基金でございますので、ちよつと直接に保険、信用保険と結びつけるというのについては難点がいろいろございまして、むずかしいのではないかと考えております。

○宮之原貞光君 たてまえ論からいつてむずかしいというところはよくわかっておりますが、さうばといつて、今後保証業務がどんどん伸びていく。それに対して、その出資の面でも——私が聞き及んでおるのは、県の五百万と名瀬市の百万が新たに増資されたということと聞き及んでおるわけでございますけれども、これがどんどん伸びていくとすれば、一体、出資のほうをふやすことができないとするならば、この保証の債務に対して、何か保証保険的なもので保証させていくという方法を講じない限り、これは実際やるところの連中としても不安が出てくる。それは審議官のお話では、国の直接の責任だからと——国が責任を持つて何かいい方法をひとつ編み出してみよというのなら、また話は別でございまして、けれども、何かこのままでは私は悪いと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(岩瀬義郎君) やはり基本的には、この奄美群島信用基金の保証業務を遂行していく上におけるいろいろな今後の支障がどのように出てくるかということ。先ほど御指摘の保証倍率の問題もそうでございますが、むちゃくちゃにその倍率をふやすというのをやりますと、非常に

に健全性がそこなわれるというような問題が出てまいります。そこで、やはり事故率を見てまいりましたところで、いま信用基金の事故率というのはそれほど高くないわけでございます。むしろ本土の保証協会の中に、かなりそれより高い事故率のものがございまして、先ほどお答えいたしました保証倍率の問題も、その辺からもう少し上げる余地があるのではないかと考えております。したがって、いまの状態でも直ちに保険に付保するような機構に結びつける必要があるかどうかについては、これはちよつと非常に複雑な機構でございまして、検討はさせていただきます、勉強はさせていただきますというところが現状ではなからうかと思っております。

○宮之原貞光君 まあ事故率のないということは非常にけつこうなことですし、また関係職員の方のたまたまのことで、こう思います。しかし、いずれにいたしましても、この奄美の財政、各企業の産業の財政事情を考えてみますれば、相当この活用というものが出てまいりますし、そういうことを考えておりましたら、現状のまま、いいからといってそのまま放置するわけにもまいりませんので、この点はぜひひとつ当局のほうでも考えて検討していただきたいと、こういうふうに思います。

それからもう一点、最後でございますが、これはなおむずかしい問題だろうと思ふんですが、追加出資の問題なんです。これはまあ保証業務の経営基盤を強化するためには、どうしても、先ほどもありましたように、追加出資の額をふやしていく必要があります。しかし、国はこれに対して、もうこれは行なわないという形になつておるわけでございます。ただ、国として追加出資という問題の道を聞く方途というのを検討しておいてもらいたいと思ふんです。なるほど、これは私もいろいろ課長さんからお聞きいたしますと、この現在の第十條三の三の、「融資業務に要する資金」は云々とい

て、法律の面できちつとあるけれども、どうもこの保証業務の面についての出資というものについては何ら触れられておられないでねというお話も聞きました。確かにそれも一理あると思う。さらばといつていわゆる保証業務に出資してはならないという規定もこれまたないんですよね、この法律の面では。しかも、もとのこの発展の歴史を振り返ってみますれば、保証業務が本体だったわけですから、最初の発足がね。したがって、やはりそういうところの点を考えていただく。あるいは地方公共団体の出資といたしまして、県がわずかに五百万しか出せない、あるいは市町村というても、名瀬市しか、百万も出し得ないという財政規模でございますから、それらの点では、私は現行の中ではなかなか問題点があると思ひますけれども、このままやはり放置をするわけにもまいりませんし、ほんとうにやはりこの振興信用基金から文字どおり振興開発基金と銘を打った以上は、積極的にやはり奄美の振興開発にこの基金が役立つと、こういう大前提を踏まえていただいで、御検討いただきたいと思います。いかがでしょう。

○政府委員(岩瀬義郎君) 先ほどから御質問の点で一番私お答えにくい点ではなからうかと思ひますが、この振興基金につきましては、先ほど申し上げましたように、融資業務についてはかなり国も出資もいたしておりますし、それから転貸債等の形で融資もいたしております。この融資業務のほうは、内地の、本土のいろいろな中小金融機関とか、国民公庫、中小公庫等の貸し付けの金利に比べまして、はるかに安い金利で融資をしておるといふような特典を持っております。したがって、そのほうの融資業務については、かなり国が直接も現在もやっておりますわけでございますが、保証業務のほうは、とりあえず倍率をふやして、まあ保証業務というものを拡大していくという形をとるのが一番いいのではないかと。将来どういうふうな姿になりますかというところについて、その段階で検討することになるかと思ひますけれども、現状では、私どもは倍率の増加ということによってこたえられるのではないかと考えております。

○宮之原貞光君 これで質問やめますがね。まあ保証業務についての倍率をふやしていきたいという、その当面の手だてはもうよく私も理解し評価するんです。しかし、やはり保証業務の面で、今後の展望というところを考えた場合に、あの零細な地域におけるところの保証業務の仕事というのは、相当あるわけなんです。したがって、やはり基金だけしかたよりにならないという面があるわけです。ほかの、現在ありますところの、いろいろな保証協会ありますけれども、みんな縦割りでしよう。したがって、なかなか奄美の零細な業者がそこにすがっていくという仕組みはなかなか実際にはもう困難な点があるわけなんです。その点をひとつ勘案していただいで、ぜひとも私最後に申し上げた二点目の点についても、積極的なひとつ大蔵省の御検討をお願いをして、質問を終わりたいと思ひます。

○柏原ヤス君 奄美群島の振興につきましては、道路、港湾、あるいはサトウキビあるいは物産の問題、また石油企業の誘致の問題、こうした問題がございまして、私は大島つむぎという問題にしばらくして聞きたい点をお尋ねいたします。まず、通産省にお願ひしたいんですが、最近の生産高の概況を御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(田口健次郎君) お答えいたします。大体、大島つむぎ産地の概況について御説明申し上げたいと思ひますが、大島つむぎは、大島本島それから徳之島、鹿児島県を中心に、その事業者の数約四千企業でございまして、機械の台数が約二万四千台を擁するわけでございます。年間総生産高八十四万三千反、生産額で申しますと、二百七十億円。他に産業の少ない奄美群島では非常に重要な産業でございまして、いまの生産額の中で、奄美群島の分だけ申し上げますと、二十八万四千反、生産金額のほうが約百二十億円というふうになつております。

なつております。

○柏原ヤス君 それは四十七年ですね。

○説明員(田口健次郎君) さようでございます。

○柏原ヤス君 四十八年度はどうでしょう。

○説明員(田口健次郎君) 恐縮でございますが、まだ正確な数字を把握していません。

○柏原ヤス君 私がちょっと資料をもらひまして調べましたのによりますと、昭和四十八年度は、反数にいたしますと二十六万五千六百反というふうに聞いているわけなんです。それはいかがですか。

○説明員(田口健次郎君) いま実は私の申し上げました資料は、具体的には鹿児島県の絹織物工業組合調べの数字でございます。そういったことで、出所等の関係で若干数字がうまく突合しない面があるのかどうか、私どもよく調査してみたいと思ひます。

○柏原ヤス君 昭和四十七年度よりも四十八年度の生産高が減っているというところは御存じでしょうか。

○説明員(田口健次郎君) 全体といたしまして、特に昨年末から最近にかけまして、消費者の方々も、やはり全体のインフレのせいかなと思われまますが、やはり和装品に対する消費者の需要が相当減っている。やはり食料その他が上がったせいでしょうか、若干耐久財については需要が落ちてきているというところが一つあるようでございます。

それからもう一つは、全体の金融引き締めの影響で、いわゆる流通部門の仮需と申しますか、中間需要が減っているというところで、従来相当生産が伸びてきた大島つむぎについても、最近是不況と申しますか、需要の停滞が見られるというふうな承知しております。

○柏原ヤス君 この間私も現地へ行つてみました、つむぎの業者の方たちの深刻な声を聞いて帰ったわけなんです。いろいろいまそちらでございしたような原因もその原因の一つと思ひますが、生産が落ちていくという原因ですね。しかし、現地の方たちの意見は、いま問題になつてお

ります。韓国のつむぎが大量に輸入されている、その影響が非常に強いんだということを言っているわけなんです。そういうことは、通産省の方も現地においでになつていろいろお聞きにもなつていて、さうして、繊維業界とかあるいは織物業界の現状をもう御存じなわけですから、そのことについてはどのようなお考えを持っていられつしやるか、お聞きしたいと思ひます。

○説明員(田口健次郎君) まず第一に、韓国の大島つむぎの輸入の状況でございますけれども、これは、通関統計。現在つむぎという区分がございせんために、具体的に数字をあげてお答えできないわけでございますけれども、これからは輸入統計の整備をいたしたいと思ひます。

それで、昭和四十八年度におきます韓国からの絹織物全体としての輸入は約八百七十万平方メートル。前年に比べて約一三%の増というところになつております。そのうち、約八〇%程度がしぼり加工の織物であるというふうな考えられております。業界からの推定では、韓国から大島つむぎとして約二万ないし三万反の輸入が行なわれておるといふふうに聞いております。大島つむぎの国内生産高は、先ほど申し上げましたように八十三万反ということでございまして、大体、輸入の現状はそのようでございます。

で、これに対する対策といたしまして、基本的な産業政策の面と、それから貿易面の政策と、二通りになると思うわけでございますけれども、基本的には、現在国会に提出しております特定繊維工業構造改善臨時措置法、それから奄美大島の振興開発措置法といふ法律等によりまして、それぞ

れを法律に適合した……。○柏原ヤス君 あなた、私が聞かないことをあまりべらべらしゃべらないでください。それで、そんなに速く言うともうわからないんですよ。私あなたにお聞きしたのは、現在、大島つむぎの生産が、昭和四十七年から四十八年度を見ると減つていふ。減つておりますね。現地も、非常

に激減しているということを心配しているわけですが、その原因がどこにあるのか。いままでは非常に順調に生産が伸びてきているわけですが、ところが昭和四十七年から四十八年になりますとぐっと減っているわけです。そこに問題があるわけですね。これは大島つむぎだけの問題ではなくて、いろいろ業界の問題あるいは節約のブーム、そういうもの、いろいろな経済のしわ寄せというものがそこへきている。それも一つの原因だと、こう思っています。それはいま御答弁の中にあつたわけですね。ところが、韓国のつむぎが——この大島つむぎの生産が落ちて、そして今後もしんどん落ちていくんじゃないかと。三年たてば大島つむぎはもう維持していけなくて滅亡してしまうんだというようなことを深刻に言っているわけですね。それは奄美大島の業者の人たちなんです。通産省の責任者のあなたはそれをどういうふうに見ていらっしゃるかと、それをお聞きしたいわけなんです。

○説明員(田口健次郎君) 御指摘のように、先ほど申し上げました国内の景気の後退と、それから韓国からの輸入がふえてきている、今後ますますふえていくんじゃないかといったようなことから、現地におきまして、相当業者の皆さまが将来不安を感じておられるということは全く御指摘のとおりだと思います。基本的には、全体の製造業者、中小企業の皆さまの体質を強くしていくというための政策を推し進めたいと思っております。それからもう一つは、その輸入の面につきましては、まず、そのつむぎ製品の輸入状況の実態を正確に把握する、そのための統計整備をいたしたいと思っております。それから、韓国の中でつむぎの生産がどれだけ行なわれているか、今後どういう計画があるかといったような生産事情の調査等を実施したい。それから、その関係業界が、大体、原料の糸をわが国から韓国に輸入して、それを加工しておるといふという事業が韓国でも大部分のようでございます。一部は一貫生産をやっているところもあるようですが、大部分は糸をわが国から輸出しておるといふことのように、関係業界のわ

が国からの原料の輸出あるいは韓国からの製品輸入、こういったものにつきましてでも自衛を要請してまいりたいというふうに考えております。

○柏原ヤス君 私が聞きしていることは、この大島のつむぎの業者たちの言っていることが、そのだとも、もつともだと、そういうふうな思っているの、つむぎの業者、それと奄美大島のつむぎの生産が落ちたのは、韓国のつむぎがどんどん輸入されているという事実にはあまり関係のないことだと、こうお思いになるのか、どちらですかということなんです。

○説明員(田口健次郎君) 現在の段階では——まあ私の見解にすぎませんが、全体として見れば、国内のさつきの消費需要あるいは中間需要といったところの停滞によるところが非常に強いと思います。しかしながら、その将来を考えてみますと、やはり韓国からのつむぎがふえておりまして、今後非常にふえそうだと加わって、非常に心理的な不安が強まってくるというふうな了解しております。

○柏原ヤス君 そうしますと、通産省としまして、現地の業者の人たちが心配しているようなこととに対してはもつともだと、その立場に立つて何とか対策をしていこう、方法も考えていこうという、そういう気持ちになつていらつしやるわけですね。

○説明員(田口健次郎君) それはできるだけだけの努力をして御協力していきたいというふうに思っております。

○柏原ヤス君 それでは、この大島のつむぎと称している韓国製品というものがどんどん入ってきている。この輸入状況を——まあさつきお聞きしないのにあつたのほうで何かおっしゃつたようですね、もう少しゆつくりと、はっきりと、申しわけないんですけども言い直していただきたい。

○説明員(田口健次郎君) どうも失礼いたしました。韓国からの大島つむぎの輸入の状況でございます。

すけれども、実は最近まで統計としてつむぎが分かれておりませんので、具体的な数字をあげてお答えできないのが残念でございます。で、そのつむぎを含む韓国からの絹織物輸入全体といたしますと、昨年約八百七十万平方メートルでございます。

○柏原ヤス君 昨年ですか。

○説明員(田口健次郎君) はい、四十八年の韓国からの絹織物輸入というところで約八百七十万平方メートル。これ、前年に比べますと約一三%の増加になつております。このうち、約八〇%がしほり加工の織物であろうと思われまふ。なお、業界の推定では、大島つむぎといたしまして、韓国から二万ないし三万反程度が昨年少入つておるといふふうに聞いております。

○柏原ヤス君 これは衆議院のほうで、やはり韓国つむぎの輸入状況の質問していらつしやいますけれども、それに対して、絹織物全体は幾ら、その中で韓国のものは幾らというふうに分類してお答えになつていらつしやいますけれども、そのデータといふあなたがおっしゃつたのは、大体同じ統計の上からおっしゃつておるんですね。

○説明員(田口健次郎君) 大蔵省通関統計でございますから、同じデータから申し上げたつもりでございます。

○柏原ヤス君 そこで、どのくらい入っているかということについてもう少しお聞きしたいんですけど、これは商工委員会で保岡委員がお尋ねになつておることに対して、これは大蔵省の方が答えていらつしやいます。やはりこの数は大体同じところから出てるんですね。

○説明員(田口健次郎君) 大蔵省の御答弁の数字はいま確認しておりますけれども、大蔵省通関統計から出るのはさつき思ひます。

○柏原ヤス君 そこで絹織物全体としての統計上の数は把握されているけれど、奄美大島の大島つむぎに影響を及ぼしている現在、もつと大島つむぎの数量——韓国の大島つむぎというんですか、そういうものの数量というものが的確につかめな

きやならないんじゃないか、特に奄美大島のはうでこういう問題を深刻に考えているときでもございまして、まあそういう体制がでないものかどういふふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○説明員(田口健次郎君) 先生御指摘のとおり、やはりつむぎ類として数字を把握する必要があります。な分類的を設けて、実態把握できるようにいたす準備をしておるところでございます。

○柏原ヤス君 そうしたら、それをこちらにも資料としていただけますか。

○説明員(田口健次郎君) まあ統計は大蔵省の関税局でやりになるわけでございますけれども、これは一般の通関統計でございますから、集計ができましたら御報告できると思ひます。

○柏原ヤス君 そこで、大蔵省の方にちよつと聞きしたいんですが、これは大蔵省の方が答えていらつしやるものですか。このお答えの中に、韓国から来る大島つむぎをチェックしているわけですね。この韓国から輸入されているわけ、それからその表示した反物をどのように処理しているか、で、処理されたものがどのくらいなのか、これをお聞きしたいわけなんです。これはここでもおっしゃつてはいるんですね。昨年の五月と十二月に税関に指示しまして、まぎらわしい表示につきましては、関税法で輸入を許可しないということになつておりますので、その細目をきびしくいたしまして指示したのでございます。と、こういうふうにおっしゃつていらつしやるんです。それで、まぎらわしい表示についてチェックしていると、どういふのがまぎらわしい表示なのか、まあいろいろその実例があると思ひます。それを細目をきびしく指示したと、どんなふうな指示されたのか、これをわかりやすく、納得するようにおっしゃつていただきたいんですが。

○説明員(田口健次郎君) 先般商工委員会で答弁いたしましたのは私でございますが、その際御説明いたし

し、また関税法によりますと、積み戻しさせる、つまり韓国にまた返してしまふという措置もあります。それからまた表示自体を塗りつぶしてしまふ、あるいは表示のまぎらわしいものにつきまゝでは原産地の表示を新たにつけさせるというよりな、いろいろな方法がございます。先ほど申し上げました、二月の措置十三件とりましたうち、切断了たものが十一件でございますして、積み戻したものが二件ございます。ですから、いろいろな方法がございますが、切断したのが一番多かったというところでございます。

○柏原ヤス君　そうしますと、そういうものがどんどん入ってきているわけですね。これは大蔵省

の方にお聞きするんじゃないで、公取の方にお聞きするのですけれど、いま聞いていたいたと、思うのですけれども、こういうつむぎがいわば野放しになって入ってくるわけですね。税関のところは通りますけれども、あとは税法上規則に触れたものは処理する、通ったものは通したと、規則の上でこういうふうになつてゐるんだから、大蔵省としてはそのように処置しましたということになつて、通った品物は業者の買手のほうへ渡つてしまふ。聞いたばかりのことですけど、問屋へ送つた反物が来ると、結局表示のところは切つてしまふ。税関で切つてしまつて何にも表示のない、そういう反物が相当入つてゐるということ。それがまた韓国産のものなんです。こういう現状じゃないかと思うのです。こういうことでは、奄美の大島つむぎというものを保護する上からも、また消費者の選択の上からも、問題があると思うのです。これは、公取としてはこの実情というものをどういうふうに認識していらつしやるか。

○説明員(利部修二君) 御指摘の、表示の点につきましては、奄美の業界の方々、あるいは名瀬の市の方々等から、いまでも非常に御熱心な御要望を公正取引委員会にも何度も寄せられております。不当表示の問題として規制いたしますには、実際上非常にむずかしい点があるところでは、ございますが、地元の業界の方々、非常に御熱心に公取に御要望になりましたこともありしたので、私のほうからは、大島つむぎ全体について、業界で適正な表示のルールをつくることを進められたらどうかということを示唆したわけでございまして、それに対して、業界のほうでも非常に熱心にそういう動きを進めてまいつておるよう聞いております。ただ、大島つむぎ全体の問題として考えませんと、いけませんので、いまのところは、奄美の業界では非常に熱心に進めておられますが、大島つむぎ業界全体としてはまだそういった雰囲気になつておりませんので、目に見えた効果はあがつておりません。そういう経緯で

ございまして、私のほうでも、奄美のそういう業界の動きを相当関心を持って見ておりまして、必要な助力をするつもりでおりますし、現にそういうことをしております。

○柏原ヤス君 奄美のほうの業界は熱心だけれど、ほかはまだ熱心じゃない。それはどういうわけですか。また、どこがそういう点について不熱心なんでしょうか。

○説明員(利部修二君) 他が不熱心というわけではございませんが、まだこの問題に強い関心を持つに至つていないせいではないかと思ひます。古来は、大島つむぎと申しますと奄美大島つむぎとほとんど同義語だったやうでございまして、いまでは他の地方でも相当大島つむぎが製造され、販売されております。そうではございまして、けれども、消費者の相当の人はやはり奄美のつむぎが他よりもすぐれているというふうな感じにおられる人が相当あると思ひますし、そうでない方も、単に大島つむぎというのはいくつかの製法なり、商品の特徴なりを示すものであつて、地名との結びつきを認識しない消費者もまた相当あるやうでございまして、そういう状況でございまして、大島つむぎと奄美という地名を結びつけた認識、そういう認識が強くあるやうな表示のルールというものが、これに対しては、つむぎの業界の中でも必ずしも利害が一致しない面があるからではなからうか。これは業界から直接聞いたわけではございません。私の憶測でございまして、そういう状況もあるやうに思ひます。

○柏原ヤス君 私、この韓国産のつむぎというものを売りたいものだと思つて、いろいろとさがしたりしたわけなんです。さつぱり見当たらないうです。専門家が調べればわかるのかも知れませんが、これも、これはしるうとの悲しさというのですか。そういう点から考えたのですけれど、おそろくやつぱり大島つむぎとして売られてゐるんだというところは想像できるわけですね。また、正々堂と大島つむぎという表示をつけて売られてゐるのかも知れない、そういうふうな考えです。ちょ

うど、そういうふうな私だけが考へてゐるのではなくて、事実売られてゐることを取り上げて、朝日新聞に投書してゐる記事が載つてゐるんですね。これは昭和四十九年二月二十二日の記事ですけれど、ちょっと申し上げると、奄美手織りの大島紬(つむぎ)にはラベルに製造者名が入つてゐる。それは容易に入手できないが、それだけに、日ごろ私たちが忘れかけた貴重なロマンとノスタルジアのぬくもりを伝えてくれる。ところで、日本の代表的商社の一つであるM社が扱つた「男物大島紬」に韓国製がある。小売価格も十万円前後だったし、日本各地で「正絹大島紬なら何でもよい、値段さえ手ごろであれば……」と思つて買った人が多いであらう。それはそれでいいと思ふ。が、悪いのは藍(あい)地に濃紅糸で本場奄美大島紬と綴つてあり、ご念にも奄美産まがいのラベルまで、はつてあることだ。韓国産ならそれでもよい。なぜ韓国の製造者名を入れさせるようにしないのだらうか。それが奄美の関係者も、隣国の生産者もともに、大切にする方法ではないだらうか。M社が注文して下さつたのか、あるいは、すでに出来上がつてゐたものを商つただけなのか、そのところはよくわからない。けれども、複雑な商取引の過程で、基本的な倫理の一線を見失つたのであれば、経済協力という形で、経済侵略が行われてゐるという見方をされても仕方があるまい。M社はその扱つた韓国製本場奄美大島紬にも似て少しタイトに乱れがあるやうだ。こういう投書なんですね。これを見ても、確かに堂々と韓国産のつむぎが奄美大島つむぎとして、本場大島つむぎとして売られてゐると思ひます。そこで、公正取引委員会としては、原産国の表示についての法律を五月一日から施行するわけですね。その施行する前に、この韓国産つむぎについて実態をばつぱり把握する、そして正しい原産国の表示をさせる上からも、商品の試買検査をする必要があると、こういうふうな私に考へますけれども、この点いかがでしょうか。

○説明員(利部修二君) 現在売られております大島つむぎの相当量を試買するということは、私どもの役所としては非常にむずかしいことのように存じますが、もし問題のある、疑わしいようなものが出回りました場合には、直ちにそういうものを試買いたしましたして、流通の経路を追跡いたしまして、効果的な手を打つというところはぜひやりたいと思つております。

それから相当量のものが、相当量の韓国産と思われるつむぎが国内で販売されてゐるようにも思ひますので、大島つむぎが実際にどのような表示で販売されてゐるのかにつきましては、私どものほうの職員、ないしは公正取引委員会消費者モニターというものを持っておりますが、そういう人の方の協力も求めて調査をしてみたいと存じます。

○柏原ヤス君 韓国産のつむぎが売られてゐるならばおっしゃいましたけど、売られてゐるわけですね。税関でチェックした数だけでも相当な数です。一月は少し減つておりますけれども、また二月にはふえてゐるし。また、チェックされない、表示が何もついてないものももうチェックもされないでどんどん入つてゐるわけですね。それで、問屋さん、また小売り屋さんなどに聞いてみますと、韓国産のつむぎが相当出ていると事実言つてゐるわけですね。ですから、出てゐるならばやつてみようかと——私は、試買検査をやるべきじゃないかということまで、強く公取の手によつてこれをばつぱりしていただきたいと申し上げてゐるわけですね。大島つむぎといふと、非常に値段が高いので、それを買うだけの財力はないと、しかし、これは奄美大島の業者の人たちが非常に将来を心配してゐる。それだけじゃなくて、そのほかにもやはり同じ織物を扱つてゐる産地では戦々恐々だと、やがて自分たちのほうにもそういうことが起きるだらう。現に村山大島つむぎのほうは全然だめになつてしまつたという、その事実もありまして、そういう点、やはりここで火をふいてゐる奄美大島つむぎの問題で公取がきつと私はや

るべきじゃないかと、こういうふうに思いますので、いまのお答えが、何となく一部分のことでございまして、こういうふうなお考えじゃないのかしらと。着物というとはんとうにぜいたく品だと、実用品ではないようなものになっておりますし、石油の問題だったら大騒ぎするけれども、こうした一部分の問題であつたらあまり大騒ぎしないということになって、やはりそのモラルが悪いと思うんです。また、将来大きな問題にならない前に、やはりこれを正しくしていくことが私は大事じゃないかと思ひますので、火が広がらないうちにもみ消していただきたいと思ひますので申し上げたわけなんです。

○説明員(利部修二君) 私先ほど申し上げましたこと、若干ことが足りなかつたのでございまして、韓国産のものがあればと申し上げましたのは、表示の面では韓国産か日本産かということばかりに、どうも表示がされていくのを、把握する必要があるというつもりで申し上げたわけでございます。その他御指摘の点、まことに申し上げるとおりだと私も思ひます。確かに、大島つむぎでありながら表示が全然されてないものは、景品表示法での規制はしにくいのでござい

ますが、税関を通り抜けましたものの中でも、若干景品表示法でも規制可能なものもございまして、それは、一つは、あたかも製造業者が付した表示のようになつていて、要するに反物それ自体とか、反物の中のものとかに表示されているその表示が全部日本語で書いてあるというものでございまして、消費者のほうは、製品に日本語で書いてあれば、まあ普通ですと日本で作られたものと思ひますので、それがそれでよいと、その商品の原産国を誤認させるおそれがあるというところになりますので、そういう場合には景品表示法の不当表示として規制すること可能でございます。

それからもう一つの点は、最初に申し上げました業界の表示適正化のルールとして、奄美なら奄

美、あるいは他の産地なら他の産地で、自分のところをつくつたものには積極的にこれこれの表示をするということをやめまして、それが普及いたしませんと、消費者のほうは、そういう表示がついていないものはそうでない、何も書いてないけれどもこれは韓国産ないしは——ともかく国産でないものというふうな認識が当然でございまして、でございますので、そういう業界の表示を進めるように指導してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○柏原ヤス君 この試買検査という点はどうですか、もう一度、まあ無理だと、こういうお答えです。

○説明員(利部修二君) 相当大きな規模の試買検査をするのは、当方としては無理でござい

○柏原ヤス君 じゃ、何らかの形でそれではこの問題は公取として取り上げていただけませんか。

○説明員(利部修二君) 御質問の趣旨に沿うような形で何らかの手を打たたいと思ひます。

○柏原ヤス君 通産省にお聞きしたいんですが、日本の大手商社が、大島つむぎの技術向上、また品質の高級化、また販売面、こういう点についてあらゆる援助を惜しまない、こう言つて韓国の業者を助ましているということなんですが、この韓国製の大島つむぎを日本製とまぎらわしい表示で売るといふことは、この表示の問題だけではな

くて——まあ表示の問題でこれを取り上げれば、単なる現象の上にあつた表面的な問題だと思ひます。しかし、よく考えてみると、これはやはり本質的に商法道徳の上からやはり取り上げなければならぬという解決はできないと思ひます。韓国製という名前が入つていけば、これはいいものだ、高いものだといふふうになれば、これは堂々と韓国製といふ表示を入れて向こうから売つてく

ら、安ものだといふふうには消費者にとられるから、切り落としてでもやめてしまつて表示をまぎらわしくしてしまふ、まあごまかしてしまふ。こ

れじゃ、奄美大島のつむぎ業者に対して非常な疑問を持たせるといふか、一つの圧迫になるだけじゃなくて、韓国の国に対してよくないと思ひます。まあそういう点で、通産省としてはこれをどういふふうな指導をなさるか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(田口健次郎君) 先生おっしゃいましたように、糸でも、幾らでも糸を売る、あるいは何でもその技術を教えると、それで韓国から大島つむぎが幾ら入つてきてもよろしいということだけで済む問題ではないと思ひます。やはり奄美の方の生活水準を上げなければいけませんし、伝統的な和装品というものを国内で伸ばしていくということが必要だと思ひます。そういう観点から、やはりわが国関係業界、特に貿易業界の原糸の輸出、それから韓国製品の輸入といった問題につきましまして、強く自衛を要請してまいりたいといふふうに考えております。

○柏原ヤス君 それで、まあ通産省のお答えが、ほんとうに何らかの形で実績をあげていただきたい。私が申し上げるまでもなく、この織物の業界とか、まあ着物を扱っている世界というものは、非常に戦後せいたく品とか、特殊な人が着ている、そして古いそうした社会のものが残っているんだといふような、ほかとちよつと違うわけですね。そういう点でむづかしい点もあるでしようし、それだけに、通産省がこれを近代化させていくといふことにはいろいろ問題もあると思ひますけれども、ひとつ、日本の伝統的な一つの産業でもあり、これはいい指導でもつて残しておきたい。また、ただそれを伝統の工芸産業として残すだけじゃなくて、もっと近代化して、やはり着物の世界といふものも実用化すればこのようにいいものだといふふうにしていくことも、私は新しい産業の開発だと思ひます。そういう点でひとつ

○説明員(田口健次郎君) ただいまの先生おっしゃられました御趣旨に沿いますように、ほんとうに力を入れて、この大島つむぎ業界の振興に努力

を傾注していきたいと思ひます。

○柏原ヤス君 そこで自治省にお願ひしたいんですが、この受身になつた奄美大島のつむぎの問題を、やはり受身でなくて積極的に振興させていくということが大事だと思ひます。そういう点でこれらの振興策、特に振興開発五カ年計画といふものも今度計画されたわけでございますから、今後の奄美群島の振興計画から見た大島つむぎの位置といふものをどういふふうにお考えになつて

るか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(林忠雄君) 現在、何と申しましても大島における二大産業の一つがこのつむぎであると考えております。もう一つは、言うまでもなくサトウキビでございます。この二つの産業に関する振興策というのは、これ、まあ復興計画、振興計画以来力を入れてまいりましたけれども、今度

は特に振興開発といふふうな名前も変えまして、もっと積極的に前向きといふのは、島の方々の所得を積極的に向上させる施策に力を入れていきたいという場合に、このつむぎに関しては、もう二つの大きな柱の一つといふふうな考えております。で、具体的には、県が現在その振興開発計画の原案を作成中でございますが、その中にこのつむぎに関する施策もできるだけたくさん織り込んでまいりまして、これを現在、まあ復帰当時三万反だったのが現在約三十万反まで伸びてまいりまして、こちよつとまた頭打ちだといふ心配な場面もあるわけでございますけれども、これを乗り越えて、さらにこれが倍増してまいりますようにあらゆる面で力を注いでまいり、そういうつもりでやっております。

○柏原ヤス君 その位置づけはわかりましたが、それじゃ、今度の計画の中で振興対策をどういふふうに考えていらっしゃるか。

○政府委員(林忠雄君) まず一つには、この融資の面、長期低利資金を融資するという面、奄美振興信用基金を通じて、従来からもこれは設備資金を、短期の運転資金ということで融資の実績がございまして、これを業界の御要望に沿つて

大きくふやしてまいりたいということが一つ。それから次に、織り子とかあるいは図案師とか、こういう人々を絶えないように次々と養成していくための養成所と、あるいは共同作業場、あるいは従来はまあ家庭労働的なものが多かったんですが、いまは生産の規模も大きくなつてまいりましたので、今度はたとえば従業員の宿舎その他福利施設というふうなものが必要になつてまいります。そういうものに関する補助というふうなもの、あるいは技術を指導するための染色指導所というものに対する充実、こういった面でこの振興計画の中に取り入れて進めてまいりたい、このように考えております。

○柏原ヤス君 いまお話を伺いますと、非常にあれもこれもという内容でございすけれども、この予算を見ますと、非常に少ないわけですね。大島つむぎ、観光開発も含めてたつた二千四百七十八千ですか、こんな少しい何ができるのかしらと思つてしまいます。何とてみますと、織工の養成所を一所所建てるのだと、それも一千万足らず。それで建物だけ建てればあとは村まかせというのですか。まあ県が監督はするんでしょうけれど、これではたして私は新しい開発、そして特に所得を上げるためのつむぎの振興をやっているという、そのことばと事実とちよつとあまりにも違い過ぎると思つていいたくというところが一番大事なところだと思つてゐる。観光開発もこれから大いにやると言つてゐる、それも含めてこういうわずかな予算、この点、まあことはやむを得ないとしても、来年はもう少しがんばつていただきたいと思つてゐる。まあ五カ年計画だから徐々になつてくるわけですが、五カ年計画だからこそやはり最初につまみかき、最初にこれだけの意気込みでやるんだから、五カ年計画も相当な効果を上げるだろうという意気込みでいきたいと思います、やはり十年たつてもこれだけじゃないか、二十年たつてもたつたこれだけか

と、今度の五カ年だつて大したことない、こういうふうな、ことばだけは開発だとかなんだか言つていますけれど、その期待されるものは非常に失望であり、ほんとうにこの期待されたためにやろうという意欲というものは出てこないのじゃないかと思つてゐる。そういう点、御存じとは思いますが、期待されるようにやるといふ、そういう御発言をお願いしたいのですけれどもいかがでしょうか。

○政府委員(林忠雄君) これがまあ二つの産業の大きな柱だといふことは先ほど申し上げたとおりでございまして、決してことばだけ飾つた意味ではございせんけれども、まあこういうものに關するその対策と申しますか、これは道路をつくつて舗装するとかというふうな、まるまる公費でもって事業をするというものと違ひまして、やはりその一つの現地で自立できる産業があると、それについてそれがまた一人立ちできるように、さらにはその規模がどんどんふくらんでいくように、まあ手助けをするというものでございすから、行政的な補助金というものは、確かに御指摘のとおり、四十九年度においては、一カ所千九百万円ほどでございす。全体の奄美の五十何億からすれば微々たるものだといふ御指摘は、数字的にはそのとおりでございすけれども、特に金融措置とかいふようなものが、これらの産業をさういふふうに進めさせていく場合のまあ常道と申しますか、さういふものにおいての力の入れ方は、御指摘のとおりと申しますが、御示唆のとおり十分力をいれてまいりつゝでございます。さらにはこの産業の規模がふくらむにしたがつて、先ほど申しましたような従来は考えられなかつた福利施設というものは、これはまあ補助金というものも考えられると思つてゐる、さういふ面においても同じように力を注いでまいりたい。気持ちとしては、最初申し上げたのに決してうそ偽りがあるわけじゃない、このつむぎを育てていくといふことが、なお新しい観光、水産業その他の

の振興ともあわせまして、従来からあつたものを育てていくといふことはぜひ大切なことだと、さういふつもりでがんばつてまいりたいと思つてゐる。

○柏原ヤス君 それから資金の点でも、大いに振興対策として考えていくとお話でございすので、それも非常に期待されている面だと思つてゐる。そこで、この資金の中で長期の運転資金、さういふものを融資の中に適用させていくお考えかどうか、そして適用させることができるというならば、そのワケはどのくらいのお考えになつてゐるか、教えていただきたいと思つてゐる。

○政府委員(林忠雄君) 従来から、このつむぎに關する資金手当といつたしましては、長期のものとしては設備資金、大体これは五年ぐらゐのものにございす。それと、それから短期の運転資金は、これはまあ一年以内のこととございす。大体六カ月というのをめどにして実績を持つておるわけにございすけれども、さらにこれに加へまして、やや長期の経営安定のための資金といふものも加へてまいりたいといふことで現在検討中でございす。で、ワケの問題は、ちよつといふ数字として申し上げるほど固まつておりませんけれども、まあざつと言へば、四十九年度では一億ぐらゐを予定できるかと思つておりますけれども、なおその上で基本計画の段階でより詳しく検討し、業界の方々の御要望も十分参酌して、さういふものに対する態度をきめてまいりたいといふふうに考えております。

○柏原ヤス君 最後に、自治省と通産省にお聞きしたいんですが、やはりつむぎ振興のために、もちろん建物や資金のことをいろいろお骨折りいただいてゐるわけですが、織り工の技術、染織の技術、特に意匠の、図案ですね、柄とかデザイン、さういふようなものを向上させていくといふことがまた一つの大きなこれからの問題だと思つてゐる。まあ京都が本社で奄美大島が工場だといふうになんじやなくて、あくまでも新しい製品をどんどん出していくといふ、さうした近代化した奄美

大島のつむぎといふものが生産されなきゃならぬと思つてゐる。さういふ点で、さういふことはお考えになつていらつしやるかどうか。またもう一つは、大島に染織指導所がございす。この役割りはほんとにと強化されなきゃならぬし、積極的に推進していつて、むしろほんとうに指導らしい指導のできる人材をこゝで育てていくといふことが大切だと思つてゐる。さういふことがどうかといふと、いろいろ問題があるんじゃないかと思つてゐる。さういふ点で、自治省としてはどういふふうにお考えになつていらつしやるか、これ、伺つておきたいと思つてゐる。

○政府委員(林忠雄君) 先生のたゞいまの御示唆のとおりのお考えでやつてまいりたいと思つております。いまちよつと御質問の中でも御示唆されましたような、京都が本社で奄美が工場という、これはまあさういふ流通形態になつてゐるということが、そのおもな原因は資金的なものにあるように私たちが聞いておりまして、これは地元で調達できる資金がある程度潤沢になれば、一々京都から注文が出て、京都の図案どおりに織つて、それで流通過程での利潤の吸い上げと申します。この流通形態もある程度改善できる。しかし、またこの流通形態に乗るということが、また現在つむぎを全国的に販売する上においてこれを全くシャットアウトするわけにもいかぬといふことで、その辺の悩みがたいへん地元の業界にあるようにもよく伺つております。完全なシャットアウトではございせんけれども、地元でもっと自主的に図案もかき、地元独自のものをつくり上げるという努力も、全体の生産を伸ばし、売り上げを伸ばすために必要であると思つてゐる。さういふ方面のために、御示唆いただきました染織指導所の機能というものを、従来からありますけれども、なおこれを御示唆のような方向で発展させていくといふことがたいへん大切であらうと思つてゐる。御示唆のとおり力をいれてまいりたい所存

○柏原ヤス君 通産省に最後にお聞きしたいんですが、やはりこの日本の国にとっても大事なつむぎの産業の振興というものを真剣にお考えいだだきたいと思うんですが、その点具体的に、こういうふうに協力するということがございましたら——あると思いますので、お聞かせいただきたいと思っています。

○説明員（田口健次郎君） 昭和四十二年から現在

までの特定繊維工業構造改善臨時措置法というこ
とで、繊維産業、なかんずく中小企業の構造改善
をはかってまいりましたけれども、この法律がこ
として一応まあ切れる予定にありますので、現在
この特織法の改正案を提出しております。今後の
繊維の、なかんずく中小企業の構造改善の方向を
考えますと、やはり商品開発、それから技術の向
上ということが非常に必要になるのではなからう
かというところで、一応予算及び財投計画の中にも
繊維の関係の計画が出ておりますけれども、中小
企業振興事業団から一応三百二十二億円の融資を
中小企業の皆さまにする。これがやはり従来のよ
うな設備中心ばかりではございませんで、やはり
技術開発、商品開発等を使う、長期の運転資金も
その中に含まれるというようなことにもなってお
ります。それから産地の組合に対しまして、特に
中小の組合員の技術を向上するための補助金を四
十九年度から出すという計画になっておるわけ
でございます。で、その大島つむぎにつきまし
ても、この法律に適合したい計画が出てくるよう
に私どももお力添えしたいと思いますけれども、
その計画が出てまいりますれば、できるだけ積極
的に協力してまいりたいというふうに考えます。

○委員長（久保田藤麿君）委員の異動について御報告いたします。

本日、片山正英君、増田盛君、小山邦太郎君及び安井謙君が委員を辭任され、その補欠として久米健太郎君、斎藤十朗君、山内一郎君及び松垣

○河田賢治君 きょうは宮之原委員、それからまた柏原委員がだいぶ総論各論にわたつて質問されましたので、きわめて限定した問題について質問したいと思うんです。

第一に自治省ですが、今度五カ年の計画がずつ

と続けられるわけですが、御承知のように、奄美群島の県民所得——郡民所得と申しますか、これは非常に低くて、日本でも一番低い鹿児島県民所得、その平均に対しても八七％にとどまっています。国の平均所得に対して実に四九％、これは四十年前ですが、非常に低いわけですね。半分以上だ、こういう状態なんです。これまで、いろいろな法律の範囲内で、道路だとか港灣あるいは学校その他公共建築、環境改善施設等々が行なわれませんでしたけれども、まだ各個人の——一次、二次、三次産業などについても十分な発展を遂げておりませんし、したがってまた所得が低い。ですから、これらのやはり産業従事者の所得をふやし、あるいは経営を改善するとかいうようなことも今後五カ年の間に相当急ピッチでやらないと、特に先ほど来から問題になっておりますように、一般のところよりも離島は何といつても不便でなし、また、いろいろ経済的にも負担がかかるというような状態なので、これを急速にこの五カ年の中でやりあげる必要があると思うんですが、大体自治省をは、この五カ年計画でどのくらいの県民所得の差をなくすとか、あるいは国民所得に対する格差をなくすとかいうような、大まかな——きちんとしたものはなかなか出ないと思いますけれども、

いは突っ込んで立てるわけでありましようけれども、しかし、そこを指導するのが自治省でもあ

りますので、その辺のところをひとつ聞いておきたいと思うんです。

○政府委員（林忠雄君） 振興開発計画の原案は理

在鹿児島県においていろいろ作成と申しますか、検討中でございますして、この大きなワク組み、フレーム等について着々ときまりつつある段階でございます。そこで、おそろくいま先生御指摘の大きな目標というのはきめられることと存じますので、現在まだ数字的には申し上げる段階にはないんでございますが、けさほど宮之原先生の御質問でも同じような御趣旨が出現して、一体さつと考えてどのぐらいのことを考えているんだと、こういうお話でございますが、これに對して、大体この五年でひとつの意気込みと申しますか、ほんの二倍程度にはできるのではあるまいか、ないしはぜひひししたいと、そんな心がけのもとで計画を定めてまいりたい、現在としてはこの程度の考え方でおります。

○河田賢治君　ところで、産業の中でも、サトウ

キビなどと、それから名瀬の大島つむぎを中心とした産業であります。ほかの島はまた農業が中心だと思ふんですが、この農業について、かなり内地から卵から野菜まで入れていると。もちろん野菜も、いろいろ季節の關係や土地の自然条件でできるものもあると思ふですね。けれども、卵ぐらいはちよつとぐらいやればたいいえさまでできるでしょうし、それからお年寄りが多くて、非常に社会保障の問題で困つているといわれているんです。しかし、鰻を飼うぐらいのことは年寄りでもできるわけですね、そんなに大規模にやらなければ。この辺の、つまり農産物の移入状況をひとつお聞かせ願ひたいと思ふんですが、これは農林省でもけっこうですし、自治省でもけっこうです。

卵につきまして、一番新しい時点というよう
なことで四十八年を参考にとってみますと、島内

大体生産される量が約千五百十トン程度ではないかというふうに見ております。それから大体おきに鹿児島県から——鹿児島県からと言うとちよ

と語弊がございますが、本土のほうから移入してあります数字が約二千百トン強というような状況になっておりまして、合計してみました中で、島内で生産しているものの割合は大体三五%程度ではないでしょうか。このところ、島内で供給している割合は逐次高まりつつあるようではございますが、現在は大体三分の一というようなところではないかというふうな見方をいたしております。

○河田賢治君 鹿児島、いろんな奄美大島にお

ける一疋形は農業試験場の大島支場に、は総員二十
四人おられるとか、徳之島の糖業——まあこれは
砂糖のほうですから別ですけれども十三名、名瀬
の農業改良普及所十一名、瀬戸内農業改良普及所
八名、徳之島の農業改良普及所十一名、沖永良部
支所で九名とか、あとは瀧とか蜷とか蜚蚕、畜産等々で
ありますが、水産試験場の大島支場は三人ですま
ね。あと、大島の染色指導所、こういうようなもの
で、その中には研究員の方もおられますが、相
当人はおられるわけなんですけれどもね。これがあ
け小さな島で十人とか十一人の改良普及所があつ
て、そうしてこのごろ観光客も多いですから、三
十万とか三何万とか、それらの人の野菜とか四十
なんかも相当ふえることにはなりましようけれど
も、私ちょっと北のほうしか見なかったのですけれ
ども、まだ荒地地もあるんですね。それからまた
た山なんかの、里山と言いますか、ああいうところ
も、少し手を入れて何かやれば、鶏のえさとかか
若干のあればできるのじゃないかと思うんですけ
れどもね、野菜なんか。もちろん気候の関係上、
あればあると思うんですけれどもね。これなんか
について、鹿児島県でおやりになって、それをほ
かの県とも比較し、またその自然条件、またお

あたりは指導をされておるんでしょ。それとも、これまでは自治省の関係だったから、自治省

でやつてくれるだろうというのでほうっておか
ておるのか、その辺のことをちよつと聞いておき
たいと思います。

運輸省ですか、あたりが何かこう特定な、運賃の割り引きでもずいぶん段がありますから、そういうふうにして、当面そういう問題で生活物資の非常な高騰、これによる生活の破壊というものを緩和していく、そういうお考えはどうでしょうか。なかなかすぐできませんか。

○説明員(浜田直太郎君) 東京都が伊豆七島への貨物運賃に關しまして、昭和四十六年でございまして、約二〇%ばかりの引き上げが計画されたときがあったわけでございまして、その際、関係の各船会社に要請をいたしまして、特に生活の関連物資について運賃を据え置くことにしたい。で、そのために安い特定の運賃を設定いたしました。これらについて補助金を交付する制度、これを開始しました。私も聞き及んでおります。年間約三千万円になっておると聞いております。先生御指摘の御趣旨は、かような制度を、これと同様の環境にあるところの離島に關する貨物輸送に適用するかどうか、こういう御趣旨だと思います。しかしながら、これらの問題は、やはり私どもの立場といたしましては、あらゆる離島に対するそういうような問題としてとらえなければならぬ。また、物価対策全般の問題からとらえなければならぬということ、なかなかむずかしい問題を含んでいると思います。しかしながら、先生御示唆いただきましたように、割り引き制度でありますとかいうようなもの、今後の取り扱い等につきましては、私も技術的な困難はあると思いますが、十分前向きに検討していくべきではなからうかと考えております。

○河田賢治君 自治省にお聞きしますがね、東京都が、さつき申しましたように、ある程度小笠原諸島ですか、伊豆七島のはうもちょっと形を変えてやっているようですがね。これは東京都は不交付団体ですから、ほかの地方団体から見ればやや裕福だと言うこともできると思うんですが、それはいいんですが、鹿兒島あたりに同額のものをやれとは言いませんけれども、しかし、地方自治体自身でそういう態度で、まず態度で示さない。そう

して、わずかもそういう補助金を出して、奄美大島の人々の生活を擁護するんだという、そういう態度を見せませんとね。それで自治省としても、特別交付金か何か、ほかの名目でも出せば出していいと。そしてこれがだんだん普及して、全国の——それは観光で金があり余って行く人は別ですけれども、普通、島に住んでいる人から見れば、やはり生活を少しも楽にしたい、あるいは生活の苦勞を少しも取り除きたいというのは、これはもうだれしも考えることなんですから、そういう場合に、自治省あたりも何かの方法で、県も、少々金がないけれども、わずかも少し出していいと、だから、これ以上は自治省が出してくれとか、自治省も困つたら、これはまた国のほうで考へるとかいうふうにして、まず実際のところを踏み出さぬと、私は地方自治体というものは守れないと思うんです。この点について、自治省はどうお考えですか。この東京都の例は、鹿兒島でも少しはやって、それから自治省でもそれを補助するとかいうような。多少でもそれを踏み出さぬと、なかなか私は進まぬと思うんですよ、仕方が。この点で自治省ひとつ。

○政府委員(林忠雄君) 東京都の場合は、確かに先生の御指摘のとおり、都自体の規模が非常に大きいので、反面今度は、小笠原はもう現在島民が三千人くらい、千五百人くらいでございまして、対象が非常に小さいので、都自体の施策としても、比較的取り上げやすかつたのであらうと思ひます。

これに關して今度は奄美になりますと、県自体の財政力があるかに小さいところへもつていて、群島民は二十万に近い——まあいま十六万ぐらいでございまして、はるかに対象が大きいので、よほど張り切らないと、東京都のほうでは手軽にやれるようなこともできないという財政的な事情及び規模の事情は確かにあると存じます。地方自治体が、しかし、その困難を踏み越えてやろうという態度であれば、これを何もおかしいという理由は全然ございませぬのでございませう。

も、ただ自治省のほうとしましては、たとえば振興開発計画でもつて、たとえば港の設備をよくすることによって輸送費を落とすとか、それから島内の自給度を高めることによって運賃からくる不利から免れるとか、そういう方面でできるだけ島の生活の安定に資するという本来の道がございまして、地方団体自体の施策としての航路補助ということになりまして、いま申しました財源の及び対象の大小からして、鹿兒島県にとっては非常にむずかしい問題ではないかという気はいたしております。

それからなお、これはあるいはよいことかもしれませんが、この二十年間、奄美の復興、振興ということ、国も相当力を入れてまいりましたので、鹿兒島県の中には、ややもすれば、奄美のことについては国がやってくれる、ただでさえ乏しい財源で、県の財源は奄美に振り向けるという余裕はむしろないんで、奄美は国の責任でやってほしいという気持ちがあったことも、これは否定できないんじゃないか。

ただ、これについては、今回の振興開発計画になりましては、県のほうも、これから県でもできるだけのことはやるということ、たとえば、信用基金に対する出資その他にいたしましても、相当力を入れていくという姿勢を示しておりますので、今後は、県独自の施策として、対奄美ということに從來以上に県も考えてもらえらんだという気持ちは持っております。

ただ、鹿兒島県ははるかに離島もいろいろございまして、それらを含めて、あそこには離島振興課という課もございまして、そういうところで、今後はいろいろ独自の策をお練りになるんじゃないか。それに対して、必要な財源措置というものは、あるいは特別交付税とか、起債とか、その他で、こちらとしても、御相談があれば前向きに応じようという気持ちは十分持つておるつもりでございまして。

○河田賢治君 私、東京並みにやるのは、それはむずかしいと思うんですよ。しかし、県の姿勢

として、たとえ千円でも出すとかいうようなことを始めれば、やっぱり変わってくるんですよ、島民の気持ちからいって。それからまた、いろいろな問題でやはりそれぞれ県をよくしていくという気持ちにもなりますし、とにかく国にたよるのもこれはよしあしなんです、やっぱり自分のところでも少しもやっていると、足らぬところは国からひいて援助してくれというんなら、話もしいいわけでしょう。私はそのことを言っているんで、ひとつこの問題についても、いろいろ鹿兒島県自身も、確かに非常に日本では困難な県でありますけれども、そういうつまり島民と一緒にやって島の復興に努力するという姿勢が、やっぱり県当局にも私はほしいと思うわけですが、そういう点の指導を、自治省もかんでおるわけですから、ひとつよろしく願ひして次の問題に入りたいと思ひます。

あと、先ほど来からだいたい問題になりました大島つむぎの問題なんです。大島つむぎが、先ほど来からいろいろ、奄美群島の産地でだけだつてつむぎ、鹿兒島がどうだとかあるのは大体予想されるのは韓国から入っているものがどのくらいというふうなことは、きのういただいたんで大体承知しております。問題は通産省のほうから——本来いまだだんと韓国の工業の発展、そしてできるだけまた付加価値の高いものに移るわけなんです。この場合に、つまり付加価値が高い、またよく売れるということで、日本の和装品方面にどんどん進出しているという問題があるわけですね。技術の段階からいきまして、御承知のとおり、一番簡単なしぼりであるとか染めだとかいうことから入りますわけですが、それがだんだん発展しますと、やがて織物をつくる、あるいは染め呉服をつくる、こういうふうな大体内地と競合するもの、この場合に、通産省は外国で和装品をつくることに——ここが大事なことで、日本人だけが着るものを、どんどん韓国で安ければつくらすという御方針なのか。それとも、少なくとも日本人が着る専用の衣類とか帯とか、こういうもの

これは日本でつくったらしいと、外国ではもつとほかの高級品もあるわけですから、そういうものに移つてもらうべきだというふうなそういう指導、また、国の韓国に対する態度ですね、この点をひとつ、まずお聞きしておきたいと思うんです。これは根本問題です。

○説明員(田口健次郎君) お答え申し上げます。

基本的には、先生御指摘なさいました和装品は、わが国特有のものでございます。それからわが国の特に中小零細企業の方々がつくつておられるものが非常に多いということで、基本的には、こういった和装品につきましても、国内の中小企業がつくつて生産を続け、あるいは伸ばしていくことが可能になるための体質改善をいたしたいというふうに考えております。

○河田賢治君 それではお聞きしますが、韓国の絹織物輸出五カ年計画というものが、韓国の商工部から——これは七一年から七六年までなんですけれども、発表されておるわけですね。これが業界誌なんかには出ておるんですけれども、これがいつごろ出たということはわかりませんが、大体一九七二年ごろじゃないかと思うんですが、このことは御存じでしょうか。

○説明員(田口健次郎君) 韓国の、いわゆる絹織物輸出につきましても五カ年計画を立てているという話を伺いますが、計画の内容については必ずしも明らかでございせんので、調査をいたしまして後日報告をいたしたいと思います。

なお、御指摘の大韓民国商工部対日通商調査団の報告書というものは、一応拝見しておりますけれども、これによりまして、非常に対日絹織物の輸出計画ということで、相当大規模の計画を立てておるといふことは聞いております。

○河田賢治君 これね、いまあなたは十分調べていないとおっしゃるんですけれども、これは重大な問題なんですよ。一九七一年が白生地染め呉服というのにはゼロなんです。それが一九七二年に、単位が百万ドルですが、コンマ五ですね。ここから

ら出発して、一九七六年、再来年は二億ドルになるんです。これは三百円としますと六百億になるでしょう。これが白生地染め呉服。それからしぼりは一九七一年に三千四百萬ドル。これが一九七四年、ことしですね、五千萬ドル。そしてこれはもうずっと七五年、七六年と同じなんです。つまりピークにきたわけですね。それからつむぎが一九七一年は百万ドルで、これがだんだん上昇して、一九七六年には四千五百萬ドルという、こういう数字があがっているわけですね。合計して三千五百萬ドルから二億九千五百萬ドルと、これだけの品物が載っているわけですが、ところが、実際にこれを見てみますと、大体においてこのとおり来ているんです。たいして変わらぬのですよ。韓国からの輸入がね。そうして、これを通産省の方でね——これは一つの伝統産業の中にありますけれども、しかし、かなり多くの日本の産地があるわけですね。しかし、ちりめんなんといえども私の丹後をはじめ、長浜であるとか十日市とか岐阜とか、いろいろなところ、ずいぶん数県におたつていて数十万人の人がこれで生業しているわけですね。これがだんだん来ている。しぼりなんかは、確かに一九七三年、四千七百萬ドル。統計を見ますと、通関統計を見ましても、大体それは合っているのですよ。だから、これはもうしぼりの段階は済んだと。今度はどこへ移るかといえども、韓国は織物に移ってきたでしょう、御承知のとおり。村山大島ですか、あんなものはいくらもあつちのほうへちよつと私は聞いたんですけれども、とにかくあそこも非常に打撃を受けて、今日まあ七十企業がある。十六萬五千反入って、男物がいま二〇%から二五%、女物が七五・八〇%。だから、これはいま、五年前から始まってどんどんどんどんあおられていって、で、輸入量が把握できないで困っている。村山つむぎも、ほかの業界誌なんか見ますと、これはもういわば全滅的な打撃を受けたとまで書いてあるんです。それほど大きな被害を受けているんです。まあ村

山つむぎ自身は、労力の関係からあちらこちらに出しておりますけれども、産地価格でこれが三萬五千円から四萬五千円ですね、これは二反で——一匹でというのですか。輸入価格は二萬五千円から三萬五千円。一匹当たり一萬円の差が出るわけなんです。ですから、安いものがこうしてどんどん入って、もうかなり村山地区は大きな打撃を受けている。京都あたりでも、しぼりはかなり友禅が大きな打撃を受けて、いままたちりめんですね、これはもう丹後の、ずっとあの辺から丹波にかけて、あるいは兵庫縣なんかにかけて、たくさんこの業者がおるわけですがね、これなんかは、一九七六年、再来年になると、つまり日本のいま為替相場が三百円としますと、六百億入るといふんです。いま、丹後だけでも千億ちよつとこえるぐらいなんです。これが入ってきたらどうにもならぬでしょう。

だから、私が言うのは、みんなこれは日本人が着るんですよ。外国人が着るわけじゃないんです。こういうふうには、おたくのほうではこういうものの統計もあまりとらぬとか、この事情も知らぬというんでは、幾ら——それはまあ輸出ばかりこれまで考えておられたらうけれども、しかし、いまだだんだんと輸入に変わって、そして韓国ものやほかのものがだんだん入るんですから、ある程度こういうものについて統計もとり、それからまたいろいろ調査して、つまり内地の中小企業を中心にした問題ですから、こういうものについて私は調べる必要があると思うんです。

じゃ、もう一つお聞きしますが、一九七二年、おとし秋に、韓国の大統領秘書官が来て日本側の商社代表と懇談しているのです。そこで韓国国生糸や絹織物輸出の中期計画の説明があったと。そして、これによると日本の和装市場、友禅が八・七億ドル、ちりめんが三・六億ドル、あるいは西陣が三・三億ドル、つむぎが六千萬ドル、しぼりが五千萬ドル、その他二億九千萬ドル、合戦織が六億六千萬ドルで、二十六億二千萬ドル、すなわち八千億円だとしている。しかし、こ

れが一九七六年を最終年度とする第三次五カ年計画では、日本の和装市場のこれは一〇%を占め、昭和八十年には二〇%をめどに和装輸出を積極的に拡大する方向だと伝えたといわれる。こういうことを通産省ではお聞きになったことがありませんか。韓国の大統領秘書官が来て業者と会った。まあ、業者が会って、いろんな人が——どんな、だれが出たかというところはここにも書いてありますけれどもね。こういう問題についてはどうですか。お聞きになっていないのですか。

○説明員(田口健次郎君) 恐縮でございますが、私自身いまお話しされましたことについてはちよつと知識がございません。

○河田賢治君 これは私はゆゆしい問題になってくるところなんです。確かに韓国には、いろいろな外交関係の問題があるでしょうけれども、しかし、もうだんだん二年三年すれば、ある程度技術は覚えるわけでしょう。織機も日本からいくんですから、生産力は技術の面で同じことになつてくる。そうすると、あとは賃金の問題ですよ。ところが、御承知のとおり、あそこ賃金というのは三分の一から五分の一、一つの台を二十四時間運転しているとあるわけですね。ですから、幾ら日本で太刀打ちしようにも、技術が大体同じ機械を使つて同じようになれば、もうこれは日本のこういうちりめん加工や染め呉服等々は、もう向こうの生活水準まで下がらなければこれは太刀打ちできないということになるわけですね。そういうものを韓国へどんどん、かなり日本の大商社がこれとの関連を持ってやっておりますし、中には中小企業もやっておりますけれども、こういう問題が大きな私は国内の——これがだんだんつくられて入ってきてしまえば、もう向こうもたいへんでしょう、これを入れるとか言つても、だから、いま大島つむぎでももう将来を、こころ、二年のうちにどうなるかということを見な心配しているんです。そして、統計なんかは帯ということになつていまして、ベルト。西陣のあん

山つむぎ自身は、労力の関係からあちらこちらに出しておりますけれども、産地価格でこれが三萬五千円から四萬五千円ですね、これは二反で——一匹でというのですか。輸入価格は二萬五千円から三萬五千円。一匹当たり一萬円の差が出るわけなんです。ですから、安いものがこうしてどんどん入って、もうかなり村山地区は大きな打撃を受けている。京都あたりでも、しぼりはかなり友禅が大きな打撃を受けて、いままたちりめんですね、これはもう丹後の、ずっとあの辺から丹波にかけて、あるいは兵庫縣なんかにかけて、たくさんこの業者がおるわけですがね、これなんかは、一九七六年、再来年になると、つまり日本のいま為替相場が三百円としますと、六百億入るといふんです。いま、丹後だけでも千億ちよつとこえるぐらいなんです。これが入ってきたらどうにもならぬでしょう。

だから、私が言うのは、みんなこれは日本人が着るんですよ。外国人が着るわけじゃないんです。こういうふうには、おたくのほうではこういうものの統計もあまりとらぬとか、この事情も知らぬというんでは、幾ら——それはまあ輸出ばかりこれまで考えておられたらうけれども、しかし、いまだだんだんと輸入に変わって、そして韓国ものやほかのものがだんだん入るんですから、ある程度こういうものについて統計もとり、それからまたいろいろ調査して、つまり内地の中小企業を中心にした問題ですから、こういうものについて私は調べる必要があると思うんです。

れが一九七六年を最終年度とする第三次五カ年計画では、日本の和装市場のこれは一〇%を占め、昭和八十年には二〇%をめどに和装輸出を積極的に拡大する方向だと伝えたといわれる。こういうことを通産省ではお聞きになったことがありませんか。韓国の大統領秘書官が来て業者と会った。まあ、業者が会って、いろんな人が——どんな、だれが出たかというところはここにも書いてありますけれどもね。こういう問題についてはどうですか。お聞きになっていないのですか。

○説明員(田口健次郎君) 恐縮でございますが、私自身いまお話しされましたことについてはちよつと知識がございません。

○河田賢治君 これは私はゆゆしい問題になってくるところなんです。確かに韓国には、いろいろな外交関係の問題があるでしょうけれども、しかし、もうだんだん二年三年すれば、ある程度技術は覚えるわけでしょう。織機も日本からいくんですから、生産力は技術の面で同じことになつてくる。そうすると、あとは賃金の問題ですよ。ところが、御承知のとおり、あそこ賃金というのは三分の一から五分の一、一つの台を二十四時間運転しているとあるわけですね。ですから、幾ら日本で太刀打ちしようにも、技術が大体同じ機械を使つて同じようになれば、もうこれは日本のこういうちりめん加工や染め呉服等々は、もう向こうの生活水準まで下がらなければこれは太刀打ちできないということになるわけですね。そういうものを韓国へどんどん、かなり日本の大商社がこれとの関連を持ってやっておりますし、中には中小企業もやっておりますけれども、こういう問題が大きな私は国内の——これがだんだんつくられて入ってきてしまえば、もう向こうもたいへんでしょう、これを入れるとか言つても、だから、いま大島つむぎでももう将来を、こころ、二年のうちにどうなるかということを見な心配しているんです。そして、統計なんかは帯ということになつていまして、ベルト。西陣のあん

な日本の帯がベルトなんです。こういうことじや——何としても、どんなものが外国から入るかぐらいのことは、やっぱり統計の内容なんかも——まあ、若干お変えになると聞いておりますけれども、もともと、やはり日本のそういう産業に影響を与えるそれを、通産省としてもどういう産業政策をとるかというためには、やはりそれだけのこまかいデータを私は必要と思うんです。で、あなたのほうでそれもなかなか——

つむぎはとってなかったとおっしゃるけれども、しかし私は、この鹿児島県の大島支庁が出してある——これは当時は沖縄がまだ外国のあれであった時分ですけれども、これにはちゃんとそういうつむぎ糸幾ら、織機が幾ら、大島つむぎが幾ら、グラムとメートル、そして金額ですね、そういうものがみなこまかく出ているんですよ、これ。つむぎのうち、これが大島つむぎでこれが村山だというのとはなかなか関税のほうで見にくい点もあるかもしれないけれども、しかし、こういうものはある程度とりまかせんと、これからあなたのほうで国内の産業政策をどうするか、和装の問題とか、あるいは輸出はどうで、国内でできるものはどうするかというようなことは、やっぱり相当そういう仕事をやりにならぬと、これはもう机の上だけで産業政策なんて立つものじゃないんですから。この点を私は、これはまあ通関、貿易統計ですから、これはあなたのほうの直接の関係にやありませんけれども、しかし、あなたのほうの仕事としては、そういう分類をしてもらわなきゃ、あなたのほうの仕事だとして、いわゆる客観的に問題はつかめないでしよう。だから、そういう点で、あなたのほうが大蔵省に要請して、税関で

ある程度そういうこまかいものをとるようにしてもらおうということ、それから関税の問題ですけれども、もしももしもこういうふうな内地の和装産業が、大島つむぎをはじめとして、どんどん食いつままれるというふうな事態には、通産省としては関税政策なんか、あるいはいりんな対外的な関係もありましようけれども、ほんとにこれを守ら

なきゃならぬとお考えになるなら、どういうような手段をそういう問題が起きた場合おとりになるか、ひとつちょっとその辺を聞かしてもらいたいと思うんです。

○説明員(田口健次郎君) 先生御指摘の第一の点でございませうけれども、まず輸入の美態の把握に從來より力を入れて、統計の整備あるいは輸入の監視につとめたいと思います。

それから、二番目の点でございませうけれども、関税問題でございませう。御高承のとおり、わが国の関税制度につきましては、外国製品の価格の低落、それからその他予想されない事情の変化によりまして輸入が急増する。で、国内産業に重大な損害を与える、あるいはまた与えるおそれがある場合におきまして、国民経済上緊急な必要があるときは緊急関税を発動し得るというような法的措置が講じられておるわけでございませう。で、緊急関税の発動につきましましては、ただいま申しました条件が満たされていないといけないという必要はございませうけれども、今後の輸入動向等を、先ほど申しましたように、十分把握検討の上、慎重に対処してまいりたいというふうに考えておるわけでございませう。

○河田賢治君 いま、相当日本の大きな商社が、向こうの企業と合併して、どんどん生糸から一貫作業をすうつとやるというふうなことをだいたい計画しているところもあるわけですね。生糸はもちろ向こうで日本へ全部送るほどとれまされんけれども、やがて産地もふやしたり、あるいはまた直接外国から韓国へ商社を通じて入ることもあるわけですね。そうすると、あすこで生糸からすうつと一貫工程を持って、最後の織りから縫いまでやるというふうなところが、いま、だいたい向こうの商社と日本の合併企業あるいは関連企業等々で計画されているわけですね。こうなると、ますますこの問題は深刻な問題を私は帯びると思うんです。ですから、ちょっとぐらいいの自衛を商社に要請するぐらいいで、それほど善良な会社の社長もあまりいないと思うんですね。中には小さい人もお

ります。その小さな工場が、向こうが郷里であつたり何かしてそちらへ出す人もありますけれども、しかし、全体として、やはりこういう和装品をできるだけ外国ではつくらぬで、これはもう日本で作るべきだというふうな大きな方針で、これ、どんな政府が打ち出して韓国とも交渉するとか、多少のあなたジグザグがあつても、やはり国の、つまり産業政策というものを確立して、そして現に機を織つたりあるいは衣類を織つたりしている人、たくさんは関連業者があるわけですから、これらの人に安心を与えながら、技術の足らぬところはもつと技術をよくするとか、あるいは合理化のできるところは合理化をさせるとか、いろいろな方向でやはりある程度発展させるといふ、こういうめどをつけさせまないと、通産省がこういう問題についてあまり、外国から来たのはどうにもなりませんというふうな、また自治省でもそういうことを衆議院でおっしゃっておいましていただいても、これにはもう手が出ないのだと、これじゃだめだと思ふんですね。やっぱり一つの国策としてそのぐらいいのことを発表させるぐらいいの——まあ大臣が御まかせんからこれは無理ですけども、私はやっぱりそのぐらいいの意気込みをもつて、そしてほかのメリヤスとか何とかいふものなものは、どこでつくつてもこれはできるわけなんだし、これはもういわゆる国際商品であり、部品のなんですから、だからその辺のところははっきり、私は今後通産省がいろいろな材料も特別につくるとか調査もするとか、何を聞かれてもこれは知りませんでは、堂々と業界誌が出しているんですね。あなたの方だとして、業界のことは多少でも読んでいられると思うんですね。そんなことじゃ、とても私は日本の産業を守っていくというふうなことにならぬと思ふんです。私は時間が来ましたが、もうこれで終わりますけれども、とにかく通産省はひとつこの際大きく考えを転換して、和装品については日本国内で自給していくというぐらいいの方向をきちんと出していただく、これは大島つむぎをはじめ、すべてに関連するわけですから。

これはもうたいへんな問題になりますよ、ここ一、二年のうちに。このことをまあ通産省の方に申し上げて、大臣に十分伝えてもらおうということにして、私の質問を終わります。

○委員長(久保田藤麿君) ちょっと速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(久保田藤麿君) 速記をつけて。

○委員長(久保田藤麿君) 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)を議題といたします。

この際、補足説明を聴取いたします。首藤税務局長。

○政府委員(首藤義君) 先ほど説明されました地方税法の一部を改正する法律案の内容につきましては、お配りいたしております新旧対照表によりまして、補足して御説明申し上げます。

新旧対照表は、お手元の法律案関係資料のちやうどまん中ごろからあとに、青ページのあとにつづつてございませう。

まず、総則の改正であります。

一ページの第五条の改正は、現行の電気ガス税を電気税及びガス税に分離しようとするものであります。

次に、道府県民税の改正であります。

三ページから四ページ。第二十四条の五の改正は、障害者、未成年者、老年者または寡婦の非課税限度額を現行の年所得四十三万円から五十万円に引き上げようとするものであります。

四ページ。第三十二条の改正は、白色申告者の専従者控除の控除限度額を現行の十七万円から二十万円に引き上げようとするものであります。

六ページから七ページ。第三十四条第一項第六号から第九号までの改正は、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ一万円引き上げて現行の十二万円から十三万円とし、特別障害者控除額を現行の十四万円から十六万円に引き上げようとするものであります。

七ページ。第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに同条第二項及び第三項の改正は、配偶者控除額を現行の十五万円から十八万円に、扶養控除額を現行の十二万円から十四万円に、基礎控除額を現行の十六万円から十八万円に、老人扶養親族及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族にかかる扶養控除額を現行の十四万円から十六万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

なお、基礎控除額等の引き上げによって、住民税の課税最低限は、夫婦二人の給与所得者の場合、現行の八十六万五千円から百一十二万六千円に引き上げられることとなります。

八ページ。第五十一条の改正は、道府県民税法人税割りの標準税率を、現行の百分の五・六から百分の五・二に、制限税率を現行の百分の六・六から百分の六・二に改めようとするものであります。

次は、事業税の改正であります。

一〇ページから一一ページ。第七十二条の十四第五項の改正は、生命保険事業の課税標準の算定について、現行では各事業年度の新規契約にかかると初年度収入保険料に一定率を乗じて得た金額によっているのを、各事業年度の収入保険料に個人保険にあつては百分の二十四、貯蓄保険にあつては百分の七、団体保険にあつては百分の十六、団体年金保険にあつては百分の五を乗じて得た金額によることに改めようとするものであります。

一一ページから一二ページ。第七十二条の十四第六項の改正は、損害保険事業の課税標準を算定する場合に正味収入保険料に乘すべき率について、船舶保険にあつては現行の百分の二十を百分の二十五に、運送保険及び積荷保険にあつては現行の百分の二十五を百分の四十五に改める等合理化をはかるようとするものであります。

一二ページから一三ページ。第七十二条の十七第三項の改正は、個人事業税の事業専従者控除限度額を現行の十七万円から二十万円に引き上げようとするものであります。

一三ページ。第七十二条の十八の改正は、個人事業税の事業主控除額を現行の八十万円から百五十万円に引き上げようとするものであります。

一四ページから一五ページ。第七十二条の二十二及び第七十二条の四十八の改正は、中小法人に対する軽減税率の適用所得の範囲について、六％の税率については現行の百五十万円以下の金額を三百五十万円以下の金額に、九％の税率については現行の三百五十万円以下の金額を七百万円以下の金額に拡大しようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

一五ページ。第七十三条の改正は、政令で住宅の範囲を限定しようとするものであります。

一五ページから一六ページ。第七十三条の四第一項の改正は、商工会議所及び日本商工会議所並びに商工会及び商工会連合会が直接その本来の事業の用に供する不動産の取得を非課税としようとするものであります。

一六ページ。第七十三条の六第四項の改正は、新都市基盤整備事業の施行に伴う換地の取得を非課税としようとするものであります。

次は、料理飲食等消費税の改正であります。

一六ページ。第百十四条の三第一項の改正は、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食にかかる基礎控除の額を現行の千円から千五百円に引き上げようとするものであります。

なお、この改正は、昭和四十九年十月一日から施行することとしております。

次は、自動車税の改正であります。

一六ページから一七ページ。第百五十一条第八項の改正は、所有権留保自動車にかかる自動車税の徴収方法について、一定の場合を除き、当該自動車の買い主から徴収するようにしなければならぬものとしようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。

一七ページから二二ページ。第二百九十二条から第三百十四条の四までの改正は、障害者等の非課税限度額の引き上げ、白色申告者の専従者控除の控除限度額の引き上げ、各種所得控除額の引き

上げ等の改正で、道府県民税と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

二二ページ。第三百十四条の六の改正は、市町村民税法人税割りの標準税率を現行の百分の九・一から百分の十二・一に、制限税率を現行の百分の十・七から百分の十四・五に改めようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

二三ページから二四ページ。第三百四十八条第二項第六号の二の改正は、海洋汚染防止法の規定により備えつけられたオイルフェンスを非課税とするものであります。

二四ページ。第三百四十八条第二項第七号の二の改正は、国立公園または国定公園の特別保護地区等の区域内の特定の土地を非課税とするものであります。

二四ページから二五ページ。第三百四十八条第二項第九号の改正は、公的医療機関の開設者または特定医療法人が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産を非課税とするものであります。

二五ページ。第三百四十八条第二項第二十三号の四の改正は、農業機械化研究所の試験研究または検査の用に供する固定資産を非課税とするものであります。

二五ページから二六ページ。第三百四十八条第四項の改正は、法人である労働組合、国家公務員または地方公務員の団体が所有し、かつ、使用する事務所を非課税とするものであります。

二六ページから二七ページ。第三百四十九条の三第一項の改正は、発電所の用に供する家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

二七ページ。第三百四十九条の三第四項の改正は、重要産業用合理化機械について課税標準の特例措置を廃止し、新たに住宅、流通産業等の民生関連設備、廃棄物再生処理用の機械、設備、農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した農林漁業者または中小企業者の共同利用に供する

機械、装置について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二七ページから二八ページ。第三百四十九条の三第十三項の改正は、新造車両にかかる課税標準の特例措置の適用期間を五年間に延長しようとするものであります。

二八ページ。第三百四十九条の三第二十六項の改正は、水資源開発公団が所有するダムの用に供する固定資産のうち、水道または工業用水道の用に供する部分について課税することとし、家屋及び償却資産について課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

二八ページから二九ページ。第三百四十九条の三の二第二項の改正は、小規模住宅用地について課税標準を価格の四分の一とする特例措置を設けようとするものであります。

二九ページから三〇ページ。第三百四十九条の四第一項の改正は、大規模の償却資産にかかる課税限度額を引き上げるため、市町村の人口段階に応ずる課税定額を人口段階区分に応じ、五億円ないし四十億円に引き上げるとともに、資産価格に対する課税最低限度保障額を大規模の償却資産の価格の十分の四に引き上げようとするものであります。

三〇ページから三一ページ。第三百四十九条の四第二項及び第三百四十九条の五の改正は、大規模の償却資産にかかる基準財政需要額に乘すべき財源保障率を百分の百六十に引き上げるとともに、これに伴い新設大規模償却資産にかかる財源保障率を第一次新設大規模償却資産にあつては百分の二百二十に、第二次新設大規模償却資産にあつては百分の二百に、第三次新設大規模償却資産にあつては百分の百八十に、それぞれ引き上げようとするものであります。

三三ページ。第四百四十六条第七項の改正は、第百五十一条第八項と同趣旨の改正であります。次は、電気ガス税の改正であります。電気ガス税に分離

しようとするは、次のような改正を行なうとするものであります。

三四ページから三五ページ。第四百八十九条第一項及び第二項の改正は、暫定非課税期間の満了するエチレン、プロピレン、ターポリマーゴム及び合成グリセリンを電気税の恒久的な非課税品目に加えるものとしてあります。

三六ページから三八ページ。第四百八十九条第十一項及び第四百八十九条の二第三項の改正は、保育所においてその入所者の保育のために直接使用する電気及びガスを非課税としようとするものであります。

三八ページ。第四百九十条の改正は、ガスの税率を現行の六%から五%に引き下げようとするものであります。

三八ページから三九ページ。第四百九十条の二の改正は、免税点を電気税については現行の千円から千二百円に、ガス税については現行の二千円から二千七百円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

次は、国民健康保険税の改正であります。

五〇ページ。第七百三条の第四項の改正は、課税限度額を現行の八万円から十二万円に引き上げようとするものであります。

五〇ページ。第七百三条の第四項の改正は、みなし世帯主にかかる減額を資産割額についてできるようにしようとするものであります。

次は、都等の特例の改正であります。

五一ページ。第七百三十四条第三項の改正は、道府県民税法人税割額及び市町村民税法人税割額の税率の引き上げ等に併し都に対する特例についても同様の措置を講じようとするものであります。

次は、本法附則の改正であります。

五二ページから五三ページ。附則第四条第二項の改正は、所得税において繰り戻し還付の期間の特例が認められた認定中小企業者の純損失について、繰り越し控除期間を三年から五年に延長しようとするものであります。

五四ページ。附則第八条の改正は、法人税において繰り戻し還付の期間の特例が認められた認定中小企業者等の欠損金について、法人の住民税にかかる繰り越し控除期間を五年から七年に延長しようとするものであります。

五四ページから五五ページ。附則第九条第二項の改正は、生命保険会社が社会福祉事業振興会と締結する保険の契約に基づく収入保険料については、生命保険事業の課税標準の算定上これを控除しようとするものであります。

五五ページ。附則第九条第三項の改正は、生命保険事業の課税標準である収入金額の算定方法の改正について、二年間に限り、税負担の激変を緩和するための調整措置を講じようとするものであります。

五五ページから五六ページ。附則第九条第四項の改正は、附則第四条の改正と同様に、認定中小企業者の純損失について、個人事業税にかかる繰り越し控除期間を三年から五年に延長しようとするものであります。

五六ページから五七ページ。附則第十一条第二項の改正は、農業委員会のあることによる農地の交換分合によつて行なわれた土地の取得で農業振興地域にかかるとするものの不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を、二年間延長しようとするものであります。

五七ページ。附則第十一条第七項の改正は、日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋にかかる不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を、二年間延長しようとするものであります。

五七ページから五八ページ。附則第十一条の二第五項及び第六項の改正は、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が雇用促進事業団から資金の貸し付けを受けて事業所の用に供する施設を取得した場合に、その取得が昭和五十二年三月三十一日までに行なわれた場合に限り、不動産取得税を減額しようとするものであります。

五八ページから五九ページ。附則第十四条第二

項の改正は、リース契約にかかる公害防止施設について三年度間に限り、固定資産税を非課税とするものであります。

五九ページ。附則第十五条第一項の改正は、日本自動車ターミナル株式会社の事業用資産にかかるとする固定資産税の課税標準の特例措置を二年延長しようとするものであります。

五九ページから六〇ページ。附則第十五条第四項の改正は、農山漁村電気導入促進法の農山漁業団体が、発電所、変電所または送電施設の用に供する家屋及び償却資産について、従来どおり、課税標準の特例措置を認めようとするものであります。

六〇ページ。附則第十五条第七項の改正は、原油備蓄施設について一定期間、固定資産税の課税標準の特例措置を設けようとするものであります。

六〇ページ。附則第十五条第九項の改正は、電子計算機にかかる固定資産税の課税標準の特例措置を二年延長しようとするものであります。

六一ページから六二ページ。附則第十八条第九項の改正は、小規模住宅用地にかかる昭和四十九年度及び昭和五十年年度の固定資産税の額は、昭和四十八年度の課税標準となるべき額によつて算定した税額をこえないようにしようとするものであります。

同条第十項及び第十一項の改正は、新たに固定資産税が課せられることとなる小規模住宅用地等の税額算定方法を定めようとするものであります。

六三ページから六四ページ。附則第十八条の二第二項及び第三項の改正は、個人の所有する非住宅用地にかかる昭和四十九年度及び昭和五十年年度の固定資産税の課税標準となるべき額は、現行制度による額が前年度の課税標準となるべき額の五倍をこえるときは、一・五倍の額を限度とし、その課税標準となるべき額の価格に対する割合の最低限度を昭和四十九年度にあっては百分の三十、昭和五十年にあっては百分の六十にしようとするものであります。

七二ページから七三ページ。附則第三十一条の改正は、昭和四十九年六月一日から昭和五十年五月三十一日までの間、綿糸及びビスコース繊維、銅アンモニア繊維、酢酸繊維またはビニロン等の合成繊維の燃素の製造の用に供する電気に対して課する電気税の税率を、現行の六%から二%に、毛糸の製造の用に供する電気に対して課する電気税の税率を現行の六%から四%にそれぞれ引き下げようとするものであります。

七三ページ。附則第三十二条第二項の改正は、軽自動車以外の家用の自動車の取得にかかる自動車取得税の税率を、当該取得が昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に限られる場合に限り、現行の百分の三から百分の五に引き上げようとするものであります。

七四ページ。附則第三十二条第三項の改正は、低公害自動車にかかる自動車取得税の税率について、自動車取得税の税率の引き上げに伴う所要の調整を行なうとするものであります。

七四ページ。附則第三十二条第四項の改正は、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に取得される自動車にかかる自動車取得税の免税点を現行の十五万円から三十万円に引き上げようとするものであります。

七七ページから七九ページ。附則第三十三条の三の改正は、土地の譲渡等にかかる事業所得等に対する住民税の課税の特例を定めたものであります。すなわち、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等の譲渡等による所得については、当分の間、他の所得と分離し、当該事業所得または雑所得の金額の道府県民税にあっては百分の四に相当する金額、市町村民税にあっては百分の八に相当する金額と総合課税を行なった場合に算出される当該事業所得または雑所得にかかる道府県民税額または市町村民税額の百分の百に相当する金額とのいずれか多い金額に相当する道府県民税及び市町村民税を課することとしてあります。

八〇ページから八一ページ。附則第三十四条の二の改正は、特定市街化区域農地等を宅地の用に

供するために譲渡した場合における長期譲渡所得に対する住民税の特例を定めたものであります。

八一ページから八二ページ。附則第三十五条第三項の改正は、国または地方公共団体等に対する譲渡等一定の譲渡による短期譲渡所得に対しては、分離課税制度を適用しないこととしようとするものであります。

八五ページから八六ページ。附則第三十五条の四の改正は、所得税法の改正による退職所得控除の引き上げが昭和四十九年一月一日にさかのぼって適用されることに伴い、昭和四十九年分の退職手当等にかかる住民税のうち、すでに納付されているものについて還付等の手続が必要となる場合があるため、そのための所要の規定の整備であります。

八七ページから八九ページ。附則第三十七条の改正は、昭和五十年に予定されております沖繩国際海洋博覧会の開催に伴う特例措置として参加国、参加国の代表等または沖繩国際博覧会協会に對しては住民税を非課税とするほか、博覧会の用に供する施設については、不動産取得税を非課税とする等の措置を講じようとするものであります。

次は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。

九〇ページ。第二条第一項第五号の改正は、水道または工業用水道の用に供するダムにかかる固定資産を市町村交付金の対象としようとするものであります。

九〇ページ。第二条第六項の改正は、日本国有鉄道が車両工場及び車両基地に設置した廃液処理施設等を市町村納付金の対象としないこととするものであります。

九一ページから九二ページ。第四条第五項の改正は、水道または工業用水道の用に供するダムにかかる家屋及び償却資産について交付金算定標準額の特例措置を設けようとするものであります。九二ページから九五ページ。第五条の改正は、

固定資産税における大規模の償却資産の市町村の課税限度額の引き上げに伴い、交納付金についても、これと同様の措置を講じようとするものであります。

九七ページ。第二十一条の三の改正は、多目的ダムのうち水道または工業用水道の用に供する固定資産を市町村交付金の対象としようとするものであります。

九八ページから九九ページ。附則第十六項の表の第六号の改正は、日本国有鉄道の車両の運行に伴う騒音を防止するための遮音壁について、納付金算定標準額の特例措置を設けようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(久保田藤麿君) 奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保田藤麿君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保田藤麿君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久保田藤麿君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○原文兵衛君 私、ただいま可決されました奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、各派共同による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点に配慮し、奄美群島の振興開発及び小笠原諸島の復興に遺憾なきを期すべきである。

一、奄美群島の振興開発計画の策定にあたっては、地元市町村の意見を十分反映させるとともに、計画期間内に本法の目的が達成されるよう社会、経済の発展に対応する事業量を確保し、関係各省庁間の連携を密にして、事業の効率的な推進に努めること。

なお、計画期間を経過しても諸格差が是正されない場合は、さらに検討を加え、特別措置の効力の延長等必要な措置を講ずること。

二、奄美群島の振興開発事業については、補助採択基準の緩和等十分な予算措置を講ずるとともに、補助単価は同群島の特殊事情に即応した適正なものとし、超過負担を生じないよう努めること。

また、振興開発事業にかかる地元負担については、引き続き、起債の特別枠の確保及び充当率の引上げを図ること。

三、奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、大島紬、製糖業の経営基盤の強化及び企業環境の整備、さとうきび、水産業等の保護育成を推進するとともに、地域経済の発展と住民福祉の向上に結びつく観光産業等を開発し、群島住民の就業機会の増大と生活の安定に努めること。

なお、そのため、国の助成措置及び奄美群島振興開発基金の融資、保証業務の増強について格別の配慮をすること。

四、奄美群島内における主要地方道の国道昇格、一般道路の改良・舗装、港湾、空港及び通信網の整備等を促進するほか、特に海上輸送費等による離島特有の高物価問題に対処するため、本土・奄美・沖縄を連結する海上輸送体制の合理化を図り、国鉄運賃並みの輸送費が実現するよう必要な措置並びに国鉄航路の開港について検討すること。

五、小笠原諸島の復興計画の策定にあたっては、社会、経済情勢の変化に対応しつつ同諸島の特性が発揮できるよう配慮し、本土との交通通信手段、産業基盤、生活基盤の整備を促進することとし、事業の実施については、国は東京都と緊密な連絡をとり、弾力的かつ効率的な執行を図ること。

なお、計画期間を経過後も、所期の目的が達成されない場合には、さらに検討を加え、必要な措置を講ずること。

六、小笠原諸島の復興事業については、十分な予算措置を講ずるとともに、補助単価は同諸島の特殊事情を考慮した適正なものとし、超過負担を生ずることのないよう努めること。

七、小笠原村が本来の自治体として、すみやかに自主的な運営ができるよう各般の施策を推進すること。

八、小笠原諸島における戦後処理問題とりわけ硫黄島の遺骨収集、不発弾処理等について、早急に調査を行ない、国の責任においてその解決を図ること。

九、小笠原諸島の旧島民が帰島する場合に必要な代替地等を確保するため、国有地の払下げを行なう等必要な措置を講ずること。

右決議す。

以上であります。

何とぞ御賛同をお願いいたします。

○委員長(久保田藤麿君) ただいま原文兵衛君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久保田藤麿君) 全会一致と認めます。
よって、原文兵衛君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、町村自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。町村自治大臣。

○国務大臣(町村金五君) ただいま議決されました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(久保田藤麿君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保田藤麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項中

	(1) 經常経費		(2) 投資的経費	
	人口	海岸保全施設の延長	人口	海岸保全施設の延長
1 小学校費	教職員数	学校数	教職員数	学校数
2 中学校費	教職員数	学校数	教職員数	学校数
3 教育費	人口	海岸保全施設の延長	人口	海岸保全施設の延長

經常経費
投資的経費

人口
海岸保全施設の延長

に改め、同表市町村の項中

「5 下水道費」に改め、同表第二項の表第五号中「平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同表第六号及び第七号中「メートル」を「キロメートル」に改め、同表第十五号を削り、同表第十六号中「学校基本調査」を「学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)」に改め、同表第十五号とし、同表第十七号を同表第十六号とし、同表の次に次のように加える。

一十七 小学校の学校数 一 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数一校一
第十二条第二項の表中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、同

号の次に次のように加える。

一二十一 中学校の学校数 一 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数一校一

第十三条第五項の表市町村の項中

「5 下水道費」に改め、同表第二項の表第五号中「平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同表第六号及び第七号中「メートル」を「キロメートル」に改め、同表第十五号を削り、同表第十六号中「学校基本調査」を「学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)」に改め、同表第十五号とし、同表第十七号を同表第十六号とし、同表の次に次のように加える。

正
「5 下水道費 一人口集中地区人口」に改める。

附則第六項から第八項までを削り、附則第九項中「借入金」の下に「(地方交付税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十四号)による改正前の交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第三十三号)附則第十一項の規定による借入金という。)」を加え、同項を附則第六項とし、附則第十項を削り、附則第十一項を附則第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8 昭和四十八年度から昭和五十一年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、昭和四十八年度から昭和五十年までの各年度にあつては第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額から第三号に掲げる額を減額した額(昭和四十九年度にあつては、更に千六百七十九億六千万円を減額した額)とし、昭和五十一年度にあつては第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額(昭和四十八年度にあつては、当該額に三百億円を加算した額)

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時沖繰特別交付金の額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額から当該各年度における借入金の額に相当する額を控除した額

9 前項第二号に掲げる額は、政令で定める基準に従い当該各年度の予算で定める額とする。

10 附則第八項第三号の借入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第三項の規定に

よる借入金の額として当該各年度の予算で定める額とする。

11 昭和五十二年度から昭和五十五年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第六条第二項の規定により算定した額から、当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額から当該各年度における借入金の額に相当する額を控除した額を減額した額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる金額をそれぞれ加算した額とする。この場合において、当該借入金の額については、前項の規定を準用する。

年 度	金 額
昭和五十二年度	百二十四億円
昭和五十三年度	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円

附則第十二項中「附則第九項及び」を削り、附則第十三項から第二十項までを削り、附則第二十一項を附則第十三項とし、附則第二十二項から第二十五項までを八項ずつ繰り上げ、附則第二十六項を附則第十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

19 当分の間、地方団体に對して交付すべき交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

三三

20 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

経費の種類	測定単位	単位費用
市町村民税臨時減税補てん償還金	市町村民税の減収補てんのため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 一、〇〇〇、〇〇〇円
市町村民税の減収補てんのため発行を許可された地方債に係る元利償還金		千円

附則第二十七項を附則第二十一項とし、附則第二十八項を附則第二十二項とする。

別表

地方団体の種類		経費の種類	測定単位	単位費用
一	警察費	警察職員数	一人につき	二、八〇六、〇〇〇円
二	土木費			
1	道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一〇二、〇〇〇
(1)	経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、八五六、〇〇〇
(2)	投資的経費			一、八五六、〇〇〇
2	河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	三〇、九〇〇
(1)	経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	二六〇、〇〇〇
(2)	投資的経費			二六〇、〇〇〇
3	港湾費	港湾（漁港を含む）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	九、六九〇
(1)	経常経費	港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長	一メートルにつき	二、二九〇
(2)	投資的経費			二、二九〇
4	その他の土木費	人口	一人につき	二二三〇
(1)	経常経費	人口	一人につき	一、三四〇
(2)	投資的経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	五六〇〇
三	教育費			

道府県

1	小学校費	教職員数	一人につき	一、四三八、〇〇〇
2	中学校費	教職員数	一人につき	一、四二四、〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき	一、一三三、一〇〇
(1)	経常経費	生徒数	一人につき	一六、六〇〇
(2)	投資的経費	生徒数	一人につき	一五、九〇〇
4	その他の教育費	人口	一人につき	八六七、〇〇
四	厚生労働費	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	七三二、〇〇〇
1	生活保護費	町村部人口	一人につき	一、六四〇、〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	一、〇五〇、〇〇
(1)	経常経費	人口	一人につき	一六一、〇〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	一、二六〇、〇〇
3	衛生費	人口	一人につき	二一三、〇〇
4	労働費	失業者数	一人につき	一三四、〇〇〇
五	産業経済費			
1	農業行政費	農家数	一戸につき	二四、三〇〇
(1)	経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	一七、二〇〇
(2)	投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一、一〇〇
2	林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、八七〇
(1)	経常経費	水産業者数	一人につき	四三、三〇〇
(2)	投資的経費	水産業者数	一人につき	一七、七〇〇
3	水産行政費	人口	一人につき	五〇二、〇〇
4	商工行政費	道府県税の税額	千円につき	一一〇、〇〇
六	その他の行政費	恩給受給権者数	一人につき	三三二、〇〇〇
1	徴税費			
2	恩給費			
3	その他の諸費			

市町村					
(1) 經常經費 投資的經費	人口	一人につき		二五三〇〇〇	
(2) 投資的經費	人口	一人につき		一四六〇〇〇	
三 教育費					
1 小学校費	児童数	一人につき		九、七六〇〇〇	
(1) 經常經費	學級数	一學級につき		二五〇、〇〇〇〇〇	
(2) 投資的經費	學校数	一校につき		二、一〇〇、〇〇〇〇〇	
2 中学校費	學級数	一學級につき		一七一〇〇〇〇〇	
(1) 經常經費	生徒数	一人につき		九、一五〇〇〇〇	
(2) 投資的經費	學級数	一學級につき		二五〇、〇〇〇〇〇	
3 高等学校費	學校数	一校につき		二、一〇〇、〇〇〇〇〇	
(1) 經常經費	學級数	一學級につき		一七一、〇〇〇〇〇〇	
(2) 投資的經費	教職員数	一人につき		二、二六四、〇〇〇〇〇	
4 その他の教育費	生徒数	一人につき		一六四〇〇〇〇〇	
(2) 投資的經費	生徒数	一人につき		九〇〇〇〇〇〇	
四 厚生労働費					
(1) 經常經費	人口	一人につき		一、五一〇〇〇〇	
(2) 投資的經費	人口	一人につき		一一五〇〇〇	
1 生活保護費	人口	一人につき		一、四八〇〇〇〇	
2 社会福祉費	人口	一人につき		九二三〇〇〇	
(1) 經常經費	人口	一人につき		一六一〇〇〇	
(2) 投資的經費	人口	一人につき		五一〇〇〇〇	
3 保健衛生費	人口	一人につき		一、三九〇〇〇〇	
4 清掃費	人口	一人につき		一五六〇〇〇	
(1) 經常經費	人口	一人につき		一三四、〇〇〇〇〇	
(2) 投資的經費	失業者数	一人につき		一二、六〇〇〇〇〇	
5 労働費					
五 産業經濟費					
1 農業行政費	農家数	一戸につき		五、八〇〇〇〇〇	
(1) 經常經費	農家数	一戸につき		一二、六〇〇〇〇〇	
(2) 投資的經費	農家数	一戸につき		五、八〇〇〇〇〇	

費	人口	一人につき	二九四〇〇
2 商行政費	人口	一人につき	二九四〇〇
3 その他の産業経済費	人口	一人につき	八、二三〇〇〇
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	五、五四〇〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一、二五〇〇〇
六 その他の行政費	市町村税の税額	千円につき	一、六五〇〇〇
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	一、二五〇〇〇
2 戸籍住民基本台帳費	人口	一人につき	三、二〇〇〇〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	二二〇、〇〇〇〇
(1) 経常経費	面積	一平方キロメートルにつき	七、七五〇〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	一〇〇、〇〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
九 辺地対策事業償還費	辺地対策事業費の発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇〇〇
十 特別事業償還費	公共事業費等特定の事業費の発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	一一七〇〇

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律（昭和三十九年法律第

3 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、附則第十九項及び第二十項並びに別表の規定は、昭和四十九年度分の

四十九号）は、廃止する。

4 地方交付税から適用する。

昭和四十九年度に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方

公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	土地開発基金費	人口	一人につき 二九四〇〇円
	財政調整基金費	人口	一人につき 七〇六〇〇
市町村	土地開発基金費	人口	一人につき 一、〇〇〇〇〇
	財政調整基金費	人口	一人につき 五〇〇〇〇

5 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

6 昭和四十九年度に限り、地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項中 九 特別土地保有税

前年度における特別土地保有税の課税標準額」とあるのは、

九 特別土地保有税

土地に對して課税するものにあつては当該年度における特別土地保有税の課税標準額、土地の取得に對して課税するものにあつては前年度における特別土地保有税の課税標準額とする。

7 昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和四十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「附則第九項」を「附則第六項」に改め、同項第二号中「附則第五項」を「附則第三項」に改める。

第二項中「附則第九項」を「附則第六項」に改める。

8 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和四十七年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「附則第十一項」を「附則第七項」に改め、同項第三号中「附則第五項」を「附則第三項」に改め、同条第二項中「附則第

9 昭和四十八年度分の地方交付税の特例に関する法律（昭和四十八年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

し、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 地震保険(その保険契約が地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)第二条第二号各号に掲げる要件を備える保険をいう)にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の二十を乗じて得た金額

第七十二条の十七第三項中「行なう」を「行う」に、「もつばら」を「専ら」に改め、同項第一号中「十七万円」を「二十万円」に改める。

第七十二条の十八第一項中「行なう」を「行う」に、「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に、「八十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十二条の二十二第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「百五十万円」を「三百五十万円」に、「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「百五十万円」を「三百五十万円」に、「三百万円」を「七百万円」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「百五十万円」を「三百五十万円」に、「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「三百万円」を「七百万円」に、「添附」を「添付」に改める。

第七十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「部分」を「部分で、政令で定めるもの」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十七 商工会議所及び日本商工会議所並びに商工会及び商工会連合会が直接その本来の事業の用に供する不動産

第七十三条の六に次の一号を加える。

4 道府県は、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業の施行に伴う換地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第一百十四条の三第一項中「千円」を「千五百円」に改める。

第一百五十一条に次の一号を加える。

8 道府県は、第一項、第三項又は前項の規定に

より、第四百四十五条第二項に規定する自動車に對して課する自動車税に係る地方団体の徴収金を徴収する場合には、当該自動車の買主の住所又は居所が不明である場合その他政令で定める場合を除き、当該自動車の買主から徴収するようにならなければならない。

第二百九十二条第一項第四号中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改める。

第二百九十四条の三第一項中「信託を含む」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加える。

第二百九十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「四十三万円をこえる」を「五十万円を超え」に改める。

第三百三十三条第四項中「もつばら」を「専ら」に改め、同項第一号中「十七万円」を「二十万円」に改める。

第三百三十四条の二第一項第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改め、同項第五号中「割りもどし金」を「割戻金」に、「割りもどし」を「割戻し」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「十二万円」を「十三万円」に、「十四万円」を「十六万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項第十号中「十五万円」を「十八万円」に改め、同項第十一号中「十三万円」を「十四万円」に、「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第二項中「十六万円」を「十八万円」に改め、同条第三項中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第三百三十四条の四「漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬による所得又は著作権の使用料による所得」を「漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいものうち政令で定めるもの」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百三十四条の六第一項中「百分の九・一」を「百分の十一・一」に、「こえて」を「超えて」に、

「百分の十・七」を「百分の十四・五」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百三十一条の五第二項中「第三項」を「次項まで」に、「翌年の一月一日から」を「六月一日から翌年の」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百四十八条第二項第六号の二中「自治省令で定めるもの」の下に「並びに海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第三十六号)第三十九条の二の規定により備え付けられたオイルフェンス」を加え、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十七条第一項に規定する国立公園又は国定公園の特別地域のうち同法第十八条第一項に規定する特別保護地区その他自治省令で定める地域内の土地で自治省令で定めるもの

第三百四十八条第二項第九号中「及び民法第三十四条の法人」の下に「医療法第三十一条の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人」を加え、同項第二十三号の三の次に次の一号を加える。

二十三の四 農業機械化研究所が直接農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第三十九条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産

第三百四十八条第四項中「地方団体関係団体職員共済組合」の下に「法人である労働組合、国家公務員法(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む)による法人である国家公務員の団体、地方公務員法による法人である地方公務員の団体」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第三百四十九条の三の見出し中「発電、」を削り、同条第一項中「発電所、」を削り、「もつばら」を「専ら」に、「並びに農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第二条第一項の農林漁業団体がその用に供するもの(第二十一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を「がその用に供するもの」に改め、同条

第四項中「若しくは第六条」を削り、「租税特別措置法」の下に「第十一条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第七号に掲げる機械その他の設備、同法第四十三条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第七号に掲げる機械その他の設備、同法」を加え、「設備又は」を「設備、」に改め、「政令で定めるもの」の下に「資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で政令で定めるもの又は農業協同組合、中小企業等協同組合(企業組合を除く)その他政令で定める法人が取得した農林漁業者若しくは中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの」を、「前三項」の下に「又は第二十一項」を加え、同条第十三項中「三年度分」を「五年度分」に改め、同条第十四項中「取得した土地」の下に「(第三百四十八条第二項第二十七号に掲げる土地を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

26 水資源開発公団が所有するダム(ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む)の用に供する家屋及び償却資産(第三百四十八条第二項第二号に掲げる家屋及び償却資産を除く)のうち水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一(当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一)の額とする。

第三百四十九条の三の二に次の二項を加える。

2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの(以下本項において「小規模住宅用地」という。))に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの(以下本項において「小規模住宅用地」という。))に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

「その上に存する住居の数」を加える。
第四百四十六条に次の一項を加える。
7 市町村は、第一項又は第三項の規定により、

ス税」を「電気税」に改め、同条第五項中「もばら」を「専ら」に、「電気ガス税」を「電気税に改め、同条第六項中「電気ガス税」を「電気税

4. 日本原子力研究所が直接その業務の用に供するガスで政令で定めるものに対しては、ガス税を課することができない。

第四項」に改め、同条第四項中「第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日（同項第三号の特別土地保有税に基

6 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「土地の取得」とあるのは「附則第十五条の二第五項に規定する施設（以下「施設」という。）の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前条第一項第一号」とあるのは「同項」と、「二年」とあるのは「三年」と、「同号」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「施設」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十五条の二第五項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「施設」と、「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十五条の二第五項」と、「同号」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

2 市町村は、昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、機械類信用保険法（昭和三十六年法律第五十六号）第二条第三項に規定するリース契約に係る第三百四十八条第二項第六号の二、第六号の四、第六号の六又は第六号の七に掲げる施設又は設備に対しては、同項ただし書の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

附則第十五条第一項中「昭和四十九年一月一日」を「昭和五十一年一月一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋（専ら発電、変電又は送電の用に供する機械器具を収容するものに限り。）及び償却資産で農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体がその用に供するものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当分の間、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固

定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

7 昭和四十八年一月二日から昭和五十年三月三十一日までの間に新設された原油の備蓄を増強するための石油貯蔵施設で政令で定めるもの（以下本項において「原油備蓄施設」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該原油備蓄施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該原油備蓄施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条第九項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、附則第十八条の前の見出し中「昭和四十九年度」を「昭和五十年年度」に改め、同条第一項中「次条」を「第九項又は次条」に、「これを」を「超える」に改め、同条に次の三項を加える。

9 昭和四十九年度及び昭和五十年年度分の固定資産税に限り、小規模住宅用地（第三百四十九条の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。）に係る当該各年度分の固定資産税の額は、当該小規模住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該小規模住宅用地の第一号に掲げる額又は第二号に掲げる額のいずれか多い額を当該小規模住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「小規模住宅用地調整固定資産税額」という。）を超え

等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

二 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額

10 小規模住宅用地のうち昭和四十九年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る同年年度及び昭和五十年年度分の固定資産税並びに小規模住宅用地のうち同年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る同年年度分の固定資産税に係る前項の規定の適用については、当該小規模住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日において住宅用地（第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）であつたものとみなす。

11 小規模住宅用地のうち昭和四十九年度に係る賦課期日において地目の変換等があるもの（第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けるものに限り。）に係る同年年度及び昭和五十年年度分の固定資産税並びに小規模住宅用地のうち同年度に係る賦課期日において地目の変換等があるもの（同条第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものに限り。）に係る同年年度分の固定資産税に係る第九項の規定の適用については、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該小規模住宅用地に係る地目の変換等があつたものとみなす。

附則第十八条の二第二項中「第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ。」を削り、「これを」を「超える」に改め、同条第二項中「これを」を「超える」に、「第一号」を「当該非住宅用地の第一号」に改め、「控除した額」の下に「又は当該非住宅用地の第三号に掲げる額のうちいずれか少ない額」を加え、同項に次の一号を加える。

三 次に掲げる額のうちいずれか多い額

イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額に一・五を乗じて得た額

ロ 昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の三十を乗じて得た額

附則第十八条の二第三項及び第四項を次のように改める。

3 昭和五十年年度分の固定資産税に限り、個人の所有する非住宅用地に係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、当該非住宅用地の同号に掲げる額を当該非住宅用地に係る同年年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

二 次に掲げる額のうちいずれか多い額

イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額に二・二五を乗じて得た額

ロ 昭和五十年年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の六十を乗じて得た額

4 法人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る同年年度分の固定資産税、個人の所有する非住宅用地のうち同年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る同年年度分の固定資産税に限り、同年度及び昭和五十年年度分の固定資産税並びに個人の所有する非住宅用地のうち同年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る同年年度分の固定資産税に係る前三項の規定の適用については、当該非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該法人又は当該個人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

5 法人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度に係る賦課期日において地目の変換等があるもの（第三百四十九条第二項ただし書の規定

「気税」に、「第四百九十条」を「第四百九十条第一項」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 綿紡績糸のねん糸並びに第四百八十九条第一項第二十三号又は第二十八号に掲げる繊維のねん糸及びこれらの繊維の紡績糸のねん糸
附則第三十一条第二項中「電気ガス税」を「電気税」に、「第四百九十条」を「第四百九十条第一項」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 毛紡績糸のねん糸
附則第三十一条第三項中「電気ガス税」を「電気税」に、「第四百九十条」を「第四百九十条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(非住宅用地に対して課する昭和四十九年度分及び昭和五十年年度分の特別土地保有税の課税の特例)

第三十一条の二 附則第十八条の二第一項の規定の適用がある法人の所有する非住宅用地に対して課する昭和四十九年度分の特別土地保有税並びに同条第二項の規定の適用がある個人の所有する非住宅用地に対して課する同年年度分の特別土地保有税及び同条第三項の規定の適用がある個人の所有する非住宅用地に対して課する昭和五十年年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十八条の二第一項から第三項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

附則第三十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第三十三条にいう軽自動車をいう。次項において同じ。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八の規定にかかわらず、百分の五とする。

3 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する自動車のうち自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から同年九月三十日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 軽自動車 百分の二
二 前号に掲げる自動車以外の自動車 百分の二
イ 営業用 百分の二
ロ 自家用 百分の四

附則第三十二条に次の一項を加える。
4 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第六百九十九条の九の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「三十万円」とする。

附則第三十三条の次に次の二条を加える。
(みなし法人課税を選択した場合に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十三条の二 昭和五十年から昭和五十四年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者がその者の所得税につき租税特別措置法第二十五条の二第一項の選択をした場合には、その者の当該選択をした年の翌年の四月一日の属する年度以降の各年度分（同条第七項の規定により同条第一項の選択をやめた年の翌年の四月一日の属する年度以降の年度分を除く。）の道府県民税の所得割の額は、第三十二条から第三十七条の三まで並びに附則第五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。
一 前年のみなし法人所得額（租税特別措置法第二十五条の二第二項第一号に規定するみなし

し法人所得額をいう。以下本条において同じ。）に百分の二十三・九（みなし法人所得額のうち七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一）を乗じて計算した金額に百分の五・二を乗じて計算した金額
二 前年の次項の規定による総所得金額並びに退職所得金額及び山林所得金額につき、第三十三條から第三十七條の三まで並びに附則第五条第一項及び第三項の規定により計算した道府県民税の所得割の額に相当する金額
前項に規定する者の前年の総所得金額は、第三十二条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 前年の不動産所得の金額及び事業所得の金額がなないものとみなし、かつ、前年の事業主報酬の額（租税特別措置法第二十五条の二第二項第一号に規定する事業主報酬の額をいう。）を給与所得に係る収入金額とみなした場合における前年の総所得金額
二 前年のみなし法人所得額の百分の七十二（みなし法人所得額のうち七百万円を超える部分の金額については、百分の六十）に相当する金額をこの法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受ける利益の配当とみなした場合における前年の配当所得の金額

3 第一項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第二十五条の二第五項の規定の適用を受けている場合におけるその者の当該年度分の道府県民税の所得割の額は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。
一 第一項の規定により計算した道府県民税の所得割の額
二 前年の過大報酬額（租税特別措置法第二十五条の二第五項に規定する過大報酬額をいう。以下本号において同じ。）に百分の二十八（みなし法人所得額に過大報酬額を加算した金額が七百万円を超える場合には、過大報酬

額のうちその超える部分の金額に達するまでの金額については、百分の四十）を乗じて計算した金額に百分の五・二を乗じて計算した金額

4 第一項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第二十六条第一項に規定する者に該当する場合におけるその者に係る第一項及び第二項の規定の適用については、その者のこれらの規定に規定する前年のみなし法人所得額は、同法第二十五条の二第六項の規定によるその者の前年のみなし法人所得額による。

5 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する税額の計算の細目その他同項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「第三十二條から第三十七條の三まで並びに附則第五条第一項及び第三項」とあるのは「第三十三條から第三十四條の五まで、第三百三十四條の七及び第三百三十四條の八並びに附則第五条第二項及び第三項」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の十二・一」と、「第三十三條から第三十七條の三まで並びに附則第五条第一項及び第三項」とあるのは「第三百三十四條の七及び第三百三十四條の八並びに附則第五条第二項」と、「第二項中「第三十二條第二項」とあるのは「第三百三十三條第二項」と、第三項中「百分の五・二」とあるのは「百分の十二・一」と読み替えるものとする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)
第三十三条の三 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三十二条第一項及び第

二項、第三十五條並びに第三十七條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下本項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれが多い金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

一 土地等に係る事業所得等の金額(第三項第三号の規定により適用される第三十四條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の百分の四に相当する金額

二 土地等に係る課税事業所得等の金額につき本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等(租税特別措置法第二十八條の六第一項に規定する土地の譲渡等をいう。)が同条第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三條第一項第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三十四條第一項第十一号及び第六項の規定の適用については、第二十三條第一項第十二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第二十八條の六第四項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

四 第三十七條の二及び附則第五條第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

五 第三十七條の三第一項の規定の適用については、同項中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額並びに附則第三十三條の三第四項において準用する同条第三項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の百分の八十八に相当する金額の合計額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第四十五條の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十二條第一項及び第二項、第三十五條並びに第三十七條、第三百十四條の三並びに第三百十四條の五」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と、「百分の四」とあるのは「百分の八」と、前項中「第三十三條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と、「第三十二條第八項及び第九項」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項」と、「第三十七條の二及び附則第五條第一項」とあるのは「第三百十四條の七及び附則第五條第二項」と、「第三十七條の三第一項」と

とあるのは「第三百十四條の八第一項」と、「第四十五條の二」とあるのは「第三百十七條の二」と読み替えるものとする。

附則第三十四條第三項第一号中「及び第十号」を、「第十号及び第十一号」に、「第三十四條第六項」を「第三十四條第一項第十一号及び第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十四條の二 前条第一項の場合において、同項に規定する譲渡所得が租税特別措置法第三十一條の二第一項に規定する譲渡所得に該当するときは、当該譲渡所得に係る昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の道府県民税については、前条第一項中「百分の一(昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分については百分の一・三とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の一・六とし、昭和五十一年度分については百分の一・三)」とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五條の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達された後に提出されたもの及びその時までに提出された第四十五條の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとして市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 前二項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、「百分の一・三」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、前項中「第四十五條の二第一項」とあるのは「第三百十七條の二第一項」と

「第四十五條の三第一項」とあるのは「第三百十七條の三第一項」と読み替えるものとする。

附則第三十五條第一項中「規定する譲渡所得」の下に「(同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。)」を加え、同項第一号中「同法第三十三條の四第一項」を「租税特別措置法第三十三條の四第一項」に、「第三項において」と「第四項において」に、「前条第三項第三号」を「附則第三十四條第三項第三号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「附則第三十五條第五項」を「附則第三十五條第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項」を「附則第三十四條第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「次項」を「第四項」に、「前条第三項第二号」を「附則第三十四條第三項第二号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、同項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡(租税特別措置法第三十一條第一項に規定する土地等の譲渡をいう。)が同法第二十八條の六第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる譲渡に該当することにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

附則第三十五條の次に次の五條を加える。

(農業生産法人に現物出資した場合の所得割の納期限の延長)

第三十五條の二 市町村長は、昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一條の九第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、その者の所得割の額のうち当該譲渡所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得割については、政令で特別の定めをするものを除き、同条第一項及び第二項の規定の例によつてその納期限を延長するものとする。

2 租税特別措置法第四十一條の九第四項から第

七項までの規定は、前項の規定による所得割の納期限の延長について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的調整は、政令で定める。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による所得割の納期限の延長に關し必要な事項は、政令で定める。

(農業生産法人に現物出資した者が死亡した場合の所得割の徴収猶予)

第三十五条の三 市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる市町村民税の所得割の額の全部又は一部につき、納税義務者の申請に基づき、三年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

一 農地法第二条第七項に規定する農業生産法人に租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する農地等(以下本号において「農地等」という。)を出資した者が当該出資をした日の属する年の翌年の四月一日の属する年度の第三十七条の二第一項の規定による申告書の提出期限前に当該申告書を提出しない

で死亡した場合において、その者の相続人がその者の当該年度分の市町村民税の所得割につき同項の規定による申告書をその提出期限までに提出したとき、その者に係る当該年度分の市町村民税の所得割の額のうち当該出資した農地等に係る譲渡所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

二 前条第一項の規定の適用を受けていた者が死亡した場合、その者に係る同項に規定する市町村民税の所得割の額

市町村長は、前項の規定によつて徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

3 第十五条第四項、第十五条の二第一項、第十五条の四及び第十六条の二第一項から第三項まで

の規定は、第一項の規定による徴収の猶予について第十一條、第十六條第三項、第十六條の二第四項並びに第十六條の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 第一項の規定により市町村民税の所得割につき徴収を猶予された者の当該徴収を猶予した税額に係る第三十七條の二規定の適用については、同条第一項中(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、

年七・三パーセント)とあるのは、「(附則第三十五條の三第一項の規定により徴収を猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)」とする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の申請の手続その他同項の規定による所得割の徴収の猶予に關し必要な事項は、政令で定める。

(昭和四十九年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の還付等)

第三十五條の四 昭和四十九年中に支払うべき退職手当等で同年四月一日前に支払われたものにつき徴収された第五十條の二の規定によつて課する所得割の額又は当該退職手当等につき徴収された第三十七條の二の規定によつて課する所得割の額が、それぞれ当該退職手当等につき所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和四十九年法律第 号)による改正後の所得税法第三十條第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る第五十條の二の規定によつて課する所得割の額(以下本項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。)又は当該退職所得の金額に係る第三十七條の二の規定によつて課する所得割の額(以下本項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。)を超え

る場合には、第五十條の五又は第三百二十八條の五第二項の規定による納入申告書に、それぞれ

れ改正後の道府県民税の退職所得割額又は改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、第十七條の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。

2 前項前段に規定する場合には、昭和四十九年中に支払うべき退職手当等で同年四月一日以後

第五十條の六第一項第二号及び第五十條の八	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額
第三百二十八條の六第一項第二号及び第三百二十八條の十三第一項	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額

(みなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十五條の五 昭和五十年から昭和五十四年度までの各年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十三條の二の規定の適用を受ける場合における第七百三十三條の四第五項から第八項まで及び第七百三十三條の五の規定の適用については、第七百三十三條の四第五項から第八項まで及び第七百三十三條の五の規定の適用については、これらの規定(第七百三十三條の四第六項及び第七項を除く。中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第七百三十三條の四第六項及び第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

条までにおいて同じ。)とする。

に支払われるものに係る第五十條の六第一項第二号若しくは第三百二十八條の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る第五十條の八若しくは第三百二十八條の十三第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(昭和四十九年四月一日前に支払われた退職手当等)については、附則第三十五條の四第一項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額)	徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(昭和四十九年四月一日前に支払われた退職手当等)については、附則第三十五條の四第一項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額)
--	--

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十五條の六 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十三條の三第一項の事業所得又は雑所得を有する場合における第七百三十三條第四第五項から第八項まで、第七百三十三條の五及び第七百六條の二の規定の適用については、これらの規定(第七百三十三條の四第六項及び第七項を除く。中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第七百三十三條の四第六項及び第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

とす。

附則第三十六條第二項中「前條第一項」を「附則第三十五條第一項」に改める。
附則に次の一条を加える。
(沖繩國際海洋博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第三十七條 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 博覧会 國際博覧会に関する条約(第三号において「条約」という)の適用を受けて昭和五十年に開催される沖繩國際海洋博覧会をいう。

二 博覧会協会 財団法人沖繩國際海洋博覧会協会をいう。

三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び政令で定める國際機関並びに条約第十条に規定する博覧会國際事務局をいう。

四 参加国の代表等 博覧会に参加する外国政府の代表、博覧会國際事務局の理事その他博覧会の事務に従事する参加国の職員(これらの者のうち日本の国籍を有する者を除く)をいう。

五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(参加国を除く)をいう。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等、参加国又は博覧会協会に対しては、第二十四條及び第二十九條十四條の規定にかかわらず、道府県民税及び市町村民税を課することができない。ただし、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与以外の所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、この限りでない。

3 道府県は、参加国が博覧会に關して行う事業又は博覧会協会が行う事業に対しては、第七十二條の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

4 道府県は、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三條の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、当該家屋が博覧会の終了の日から六月を経過する日までに撤去されていないときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

5 道府県は、参加国又は参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるものに対しては、第四百四十五條の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

6 道府県は、参加国又は参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合における当該自動車の取得に対しては、第六百九十九條の二の規定にかかわらず、自動車取得税を課することができない。

7 市町村は、参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものに対しては、第四百四十二條の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

8 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手續その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第四百四十四條の三第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(道府県民税に關する規定の適用)

第二條 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法(以下「新法」という)の規定中個人の道府県民税に關する部分(新法第五十條の二の規定によつて課する所得割に關する部分を除く)は、昭和四十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二條第四項第一号の規定の適用については、昭和四十九年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、「十九万二千五百円」とする。

3 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に關する部分は、昭和四十九年四月一日(以下「施行日」という)以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この条において同じ)について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第五十一條第一項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税に限り、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に關する規定の適用)

第三條 次項及び第三項に定めるものを除き、新法の規定中法人の事業税に關する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ)について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の十四第五項及び第六項並びに附則第九條第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二條の二十二第二項第二号及び第三項並びに第七十二條の四十八第一項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和五十年四月三十日までの間に終了した事業年度分の法人の事業税に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「三百五十万円」とあるのは「三百万円」と、「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

4 新法の規定中個人の事業税に關する部分は、昭和四十九年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

5 新法第七十二條の十七第三項第一号の規定の適用については、昭和四十九年度分の個人の事業税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、「十九万二千五百円」とする。

(不動産取得税に關する規定の適用)

第四條 新法の規定中不動産取得税に關する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日から昭和四十九年十月一日までの間に行われた家屋又はその部分の取得(購入による取得を除く)に係る新法第七十三條の十四第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「住宅を建築」とあるのは「地方税法の

一部を改正する法律（昭和四十九年法律第
号）による改正前の地方税法第七十三条第四号
に規定する住宅（以下本項において「住宅」と
いう。）を建築」と、同条第二項中「共同住宅等」
とあるのは「地方税法の一部を改正する法律に
よる改正前の地方税法第七十三条の第十四第一項
に規定する共同住宅等」と、「住宅を建築」と
あるのは「同法第七十三条第四号に規定する住
宅（以下本項において「住宅」という。）を建築」
とする。

3 施行日から昭和四十九年十月一日までの間に
行われた改正前の地方税法（以下「旧法」とい
う。）第七十三条の第十四第一項に規定する共同住
宅等に該当する家屋又はその部分の取得（購入
による取得を除く。）に係る新法第七十三条の十
五の二第一項の規定の適用については、同項中
「一戸」とあるのは、「居住の用に供するため
に独立的に区画された一の部分」とする。

4 施行日前において新築された家屋に係る土地
の取得に係る新法第七十三条の二十四第一項第
二号の規定の適用については、同項中「住宅の
床面積」とあるのは「地方税法の一部を改正す
る法律（昭和四十九年法律第 号）による改正
前の地方税法第七十三条第四号に規定する住宅
（以下本項において「住宅」という。）の床面積」
と、「一戸」とあるのは「一戸（当該家屋が同
法第七十三条の第十四第一項に規定する共同住宅
等に該当する場合には、居住の用に供するため
に独立的に区画された一の部分）」とする。

（料理飲食等消費税に関する規定の適用）

第五条 新法第百四十四条の三第一項の規定は、昭
和四十九年十月一日以後の旅館における宿泊及
びこれに伴う飲食に対して課すべき料理飲食等
消費税について適用し、同日前の旅館における
宿泊及びこれに伴う飲食に対して課する料理飲
食等消費税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規
定中個人の市町村民税に関する部分（新法第三

百二十八条の規定によつて課する所得割に關す
る部分を除く。）は、昭和四十九年度分の個人の
市町村民税から適用し、昭和四十八年度分まで
の個人の市町村民税については、なお従前の例
による。

2 新法第三百三十三條第四項第一号の規定の適用
については、昭和四十九年度分の個人の市町村
民税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、
「十九万二千五百円」とする。

3 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人
の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開
始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日
以後の解散又は合併による清算所得に対する法
人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対
する法人税を課される法人の清算中の事業年度
に係る法人税額及び残余財産の一部分配により
納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を
含む。以下この条において同じ。）について適用
し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町
村民税及び同日前の解散又は合併による清算所
得に対する法人税額に係る法人の市町村民税に
ついては、なお従前の例による。

4 新法第三百三十四條の六第一項の規定は、昭和
四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の
法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併
による清算所得に対する法人税額に係る法人の
市町村民税について適用し、同日前に終了した
事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解
散又は合併による清算所得に対する法人税額に
係る法人の市町村民税については、なお従前の
例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規
定中固定資産税に関する部分は、昭和四十九年
度分の固定資産税から適用し、昭和四十八年
度分までの固定資産税については、なお従前の例
による。

2 昭和四十九年一月一日までの間において建設
された旧法第三百四十九條の三第一項に規定す

る発電所の用に供する家屋及び償却資産（農山
漁村電気導入促進法第二條第一項の農林漁業団
体が発電所の用に供するものを除く。）に対して
課する昭和四十九年度以降の各年度分の固定資
産税については、旧法第三百四十九條の三第一
項中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、
「三分の二」とあるのは「六分の五」として、同項
の規定の例による。

3 新法第三百四十九條の三第四項の規定中租税
特別措置法第十一條第一項の表の第七号又は同
法第四十三條第一項の表の第七号に掲げる機械
その他の設備に関する部分は、昭和四十八年四
月一日以後において新設された当該機械その他
の設備について、昭和四十九年度分の固定資産
税から適用し、新法第三百四十九條の三第四項
の規定中廃棄物再生処理用の機械その他の設備
に関する部分は、施行日以後において新設され
た当該機械その他の設備について、昭和五十年
度分の固定資産税から適用し、同項の規定中農
林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機
械及び装置に関する部分は、昭和四十八年一
月二日以後において新設された当該機械及び装
置について、昭和四十九年度分の固定資産税から
適用する。

4 昭和五十一年三月三十一日までの間において
新設された企業合理化促進法（昭和二十七年法
律第五号）第六條の規定の適用を受ける機械設
備等に対して課する昭和四十九年度以降の各年
度分の固定資産税については、旧法第三百四十
九條の三第四項中「二分の一」とあるのは、「二
分の一（昭和四十八年四月一日から昭和五十
一年三月三十一日までの間において新設された機
械設備等については、三分の二）」として、同項
の規定の例による。

5 新法第三百四十九條の三第十三項の規定は、
昭和四十八年一月二日以後において取得された
同項に規定する車両について、昭和四十九年度
分の固定資産税から適用する。
6 旧法第三百四十九條の三第十三項の規定は、

昭和四十八年一月一日までの間において取得さ
れた同項に規定する車両に対して課する固定資
産税については、なおその効力を有する。

7 新法第三百四十九條の三第二十六項の規定
は、昭和四十八年一月二日以後において建設さ
れた同項に規定する固定資産について、昭和四
十九年度分の固定資産税から適用する。

8 新法第三百四十九條の三第二十六項の規定
は、昭和四十八年一月一日までの間において建
設された同項に規定する固定資産についても、
昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

この場合において、同項中「当該固定資産に対
して新たに固定資産税が課されることとなつた
年度から五年分」とあるのは、「当該固定資
産が建設された日の属する年の翌年（その日が
一月一日である場合には、同日の属する年）の
四月一日の属する年度から昭和四十八年度まで
の年度の数を五から控除し、昭和四十九年度分
から当該控除して得た数に相当する年度分」と
する。

9 新法第三百四十九條の五の規定は、施行日前
において建設された一の工場又は発電所若しくは
変電所（一の工場又は発電所若しくは変電所
に増設された設備で一の工場又は発電所若しく
は変電所に類すると認められるものを含む。以
下この項及び次項並びに附則第二十八條第六項
及び第七項において「一の工場」という。）の用
に供する償却資産で、当該一の工場が建設され
た日の属する年の翌年（その日が一月一日であ
る場合には、同日の属する年）の四月一日の属
する年度から昭和四十九年度までの年度の数が
五を超えないもの（次項の規定の適用を受ける
ものを除く。）の同年度分以後の固定資産税につ
いても、適用する。

10 昭和四十八年一月一日までの間において建設
された一の工場の用に供する償却資産で、昭和
四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべ
き金額を算定する場合において旧法第三百四十
九條の五の規定の適用を受けていたものについ

ては、昭和四十九年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産を新法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、旧法第三百四十九条の五の規定がなおその効力を有するものとした場合において当該償却資産に係る同条に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度又は第五適用年度に該当する年度は、それぞれ当該償却資産に係る新法第三百四十九条の五第一項に規定する第一適用年度又は同条第二項に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度若しくは第五適用年度とみなす。

11 旧法附則第十四条第二項の規定は、昭和四十一年四月一日から昭和四十八年七月三十一日までの間において取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

12 旧法附則第十五条第四項の規定は、昭和四十二年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間において取得された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

13 旧法附則第十五条第七項の規定は、昭和四十一年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間において就航した同項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

第八条 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、市町村長は、次の各号に掲げる宅地等に係る当該各号に定める額については、これらの額を当該宅地等の所有者に通知することによって新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、小規模住宅用地（新法第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。

以下次条までにおいて同じ。）の価格に同項に定める率を乗じて得た金額又は第三号に定める宅地等基準価格に係る新法第四百七条第一項及び第四百三十二条第一項の規定の適用については、新法第四百七条第一項中「第四百三十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）附則第八条の規定による固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百三十五条第一項（第四百三十九条第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第八条の規定による当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

一 小規模住宅用地 新法第三百八十一条第六項の規定により土地課税台帳等に登録された小規模住宅用地の価格に新法第三百四十九条の三の二第二項に定める率を乗じて得た額及び調整対象小規模住宅用地（新法附則第二十三條に規定する調整対象小規模住宅用地をいう。）で新法附則第二十八條第一項の規定が適用されるもの（同条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、同条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額

二 調整対象住宅用地（新法附則第二十三條に規定する調整対象住宅用地をいう。）で新法附則第十八條第八項若しくは附則第二十八條第二項の規定が適用されないもの又は調整対象非住宅用地（新法附則第二十三條に規定する調整対象非住宅用地をいう。以下この号において同じ。）で個人の所有するもの（当該調整対象非住宅用地に係る新法附則第十八條の二第二項に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額が同項第三号に掲げる

額であるものに限り、新法附則第二十八條第二項の規定の適用を受けるものを除く。）新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額

三 新法附則第二十八條第二項の規定が適用される宅地等 同条第一項及び第二項の規定により土地課税台帳等に登録された合算額及び昭和四十九年度において新たに固定資産税を課することとなり、又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等にあつては、宅地等基準価格

第九条 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、市町村長は、宅地等（新法附則第十八條の二第一項に規定する非住宅用地で法人の所有するものを除く。）に対して課する固定資産税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、当該宅地等が小規模住宅用地であることの認定ができないこと等のやむを得ない理由があることにより当該宅地等に係る同年度分の固定資産税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）ができなかつた場合には、当該宅地等の第一号又は第二号に掲げる額を当該宅地等に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を同年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該宅地等に係る固定資産税をそれぞれの納期において徴収することができる。

一 昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の一を乗じて得た額

二 次に掲げる額のうちいずれか多い額

イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額（新法附則第十八條第一項に規定する宅地等調整固定資産税額をいう。）の算定の基礎となる課税標準となるべき額

準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において本算定が行われた場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、本算定による昭和四十九年度分の固定資産税額（以下この条において「本算定税額」という。）に既に賦課した固定資産税額が満たないときは、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を超えるときは、新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において当該固定資産税の納税者に交付する納税通知書には、次の各号に掲げる事項を趣旨とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、第一項の規定により仮に算定した額であり、又は当該額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合には、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

（電気税に関する規定の適用）
第十条 第三項に定めるものを除き、新法の規定中電気税に関する部分は、施行日以後に使用す

る電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年六月一日前に使用した電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十一条第一項第三号及び第二項第二号の規定は、昭和四十九年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(ガス税に関する規定の適用)
第十一条 新法の規定中ガス税に関する部分は、施行日以後に使用するガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年六月一日前に使用したガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納すべき料金に係るもの)については、なお従前の例による。

については、新法第四百八十九条の二第三項中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第七十七条第一項第一号に規定する施設」とあるのは「及び心身障害者福祉協会法第七十七条第一号に規定する施設」と、新法第四百九十条の二第二項中「二千七百円」とあるのは「三千円」とし、昭和四十九年十月一日前に使用したガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納すべき料金に係るもの)については、新法第四百九十条第二項中「百分の五」とあるのは「百分の六」とする。

(特別土地保有税に関する規定の適用)
第十二条 新法第五百八十六条第二項第十九号、第二十一号及び第二十九号の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和四十九年度分から適用する。

2 新法第五百八十六条第二項第十九号、第二十一号及び第二十九号の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和四十九年一月一日以後の土地の取得について適用し、同日以前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)
第十三条 新法附則第三十二条第二項から第四項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する規定の適用)
第十四条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和四十九年度分の都市計画税から適用し、昭和四十八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

十九年度以降の各年度分の都市計画税については、新法第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)附則第七條第二項の規定によりその例による」とされるところの改正前の第三百四十九条の三第一項」とする。

(国民健康保険税に関する規定の適用)
第十五条 次項に定めるものを除き、新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、昭和四十九年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五条の五の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について附則第三十七条第一項の規定により適用される新法附則第三十三条の二の規定の適用がある場合には、昭和四十九年度分の国民健康保険税についても、適用する。この場合において、新法附則第三十五条の五中「昭和五十年」とあるのは、「昭和四十九年度」とする。

(都の特例に関する規定の適用)
第十六条 新法第七百三十四条第三項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税(清算所得に対する法人税額を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分に納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度の法人の都民税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

(みなし法人課税を適した場合には、道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用)
第十七条 新法附則第三十三条の二の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者

が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。次条において「昭和四十八年の租税特別措置法改正法」という。附則第五条の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法第二十五条の二の規定の適用を受けた場合には、その者の昭和四十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税についても、適用する。この場合において、新法附則第三十三条の二第一項中「昭和五十年」とあるのは「昭和四十九年度」と、「百分の二十三・九」とあるのは「百分の二十三・六」と、「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の三十四・一」とあるのは「百分の二十九・六」と、「百分の五・一」とあるのは「百分の五・六」と、同条第二項中「前年の不動産所得の金額」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)附則第五条第一項に規定する指定期間における不動産所得の金額」と、「百分の七十一」とあるのは「百分の七十三」と、「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十六」と、同条第三項中「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十六・七五」と、「百分の五・一」とあるのは「百分の五・六」と、同条第六項中「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、「百分の十二・一」とあるのは「百分の九・一」とする。

2 新法附則第三十三条の二の規定の適用については、昭和五十年年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、同条第一項中「七百万円」とあるのは「六百万円」と、「百分の三十四・一」とあるのは「百分の三十二・四」と、同条第二項中「七百万円」とあるのは「六百万円」と、同条第三項中「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定

の適用)
第十八条 新法附則第三十三条の二の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者

の適用)

第十八条 新法附則第三十三條の三の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第六條各号に掲げる土地の譲渡等(租税特別措置法第二十八條の六第一項に規定する土地の譲渡等を含む。)を当該各号に掲げる日以後に行つた場合について適用する。

(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用)

第十九条 新法附則第三十五條第一項(租税特別措置法第三十二條第二項に規定する譲渡に係る同条第一項に規定する譲渡所得に関する部分に限る。)の規定は、施行日以後に租税特別措置法第三十二條第二項に規定する譲渡をする場合について適用する。

(罰則に関する規定の適用)

第二十条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十二條 土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、課税の適正化を図るため、別に定めるもののほか、今後における土地の価格の状況等を考慮して更に検討を加え、その結果に基づき、昭和五十一年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(地方財政法の一部改正)

第二十三條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「電気ガス税」を「電

気税、ガス税」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十四條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項の表市町村の項中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「電気ガス税」を「電気税」に、「電気ガス税額」を「電気税額」に改め、同号の次に次のように加える。

六 ガス税
前年度中において納入され、又は納付されたガス税額

第十四條の二中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十五條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項及び第十四條の二の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和四十九年度分の地方交付税に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の表中「電気税額」とあるのは「電気ガス税額のうち電気に係るもの」と、「ガス税額」とあるのは「電気ガス税額のうちガスに係るもの」とする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十六條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三條の表中「電気ガス税」を「電気税及びガス税」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十七條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「工業用水道施設」の下に「のうちダム(ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。)以外のもの」を加え、「土地で」を「土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、」に改め、同条第六項中「地方税法」を「地方税法」に、「類するもので」を「類するもの並びに同項第六号の二及び第六号の四に掲げるもので、」に改める。

第四條第一項中「十分の四」の下に「地方税法第三百四十九條の三の二第二項に規定する小規模住宅用地に相当する土地にあつては、十分の二・五」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「発電所、」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二條第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の十分の五(当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年度間にあつては、同項の価格の十分の二・五)の額とする。

第四條第二項の次に次の一項を加える。
3 発電所の用に供する固定資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の十分の五の額とする。

第五條第一項中「こえる」を「超える」に、「十分の三」を「十分の四」に改め、同項の表人口五千人未満の町村の項中「三億円」を「五億円」に改め、同表人口五千人以上一万人未満の町村の項中「三億三千万円」を「五億四千四百万円」に、「三千万円」を「四千四百万円」に改め、同表人口一万人以上三万人未満の市町村の項中「四億八千万円」を「七億六千八百万

円」に、「三千万円」を「四千八百万円」に改め、同表人口三万人以上二十万人未満の市町村の項中「八億円」を「十二億八千万円」に、「五千万円」を「八千万円」に改め、同表人口二十万人以上の市の項中「二十五億円」を「四十億円」に改め、同条第二項中「百分の百五十」を「百分の百六十」に改める。

第十條第一項中「又は第四号」を「、第四号又は第五号」に改め、「送電の用に供する固定資産」の下に「、水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産」を加える。

第十一條第一項中「第四條第四項」を「第四條第六項」に改める。

第二十一條の三の見出し中「発電の用に供する」を削り、同条中「で、当該多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電の用に供されているもの」を削り、「当該多目的ダム」を「当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分を」に改め、「第二條第一項第四号に掲げる固定資産」の下に「又は同項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産」を加え、「当該多目的ダム及び当該用途につき同法第二十七條に規定する方法と同一の方法」を「当該固定資産につき政令で定める方法」に、「この場合において」を「ただし」に、「第四條第三項中「課税標準となるべき額の十分の五の額とし、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度を経過した年度以後にあつては、前条第二項の価格の十分の五の額」とあるのは、「課税標準となるべき額」とする」を「第四條第三項の規定は、適用しない」に改める。

第二十一條の四第一項中「百円未満」を「千円未満」に改める。

附則第十六項中「第四條第四項」を「第四條第六項」に改め、同項の表の第二号中「三年度分」を「五年度分」に改め、同表の第三号中

「行なう」を「行う」に改め、同項の表に次のように加える。

六 車両の運行に伴い発生する騒音を防止するための遮音壁で政令で定めるもの（第一号に掲げるものを除く）	十年度分	三分の二
	三十分の二	

附則第十七項及び第十八項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、附則第十九項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に、「第十八項」を「附則第十八項」に改める。

第二十八条 別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新交納付金法」という。）の規定は、昭和五十年年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下「交付金及び納付金」という。）から適用し、昭和四十九年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法の規定中水道又は工業用水道の用に供するダムに係る市町村交付金及び都道府県交付金に関する部分は、昭和四十九年度以降の各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金について適用する。この場合において、昭和四十七年三月三十一日までの間において建設された新交納付金法第二十一条第五号に掲げるダムの用に供する固定資産（新交納付金法第二十一条の三の規定により当該固定資産とみなされるものを含む）のうち家屋及び償却資産については、新交納付金法第四条第五項中「当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年度間」とあるのは、「当該固定資産が建設された日の属する年度の翌年度から昭和四十七年度までの年度の数を五から控除し、昭和四十九年度から当該控除して得た数に相当する年度間」とする。

3 昭和四十九年度分の市町村交付金及び都道府県交付金のうち新交納付金法第二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産（新交納付金法第二十一条の三の規定により当該固定資産とみなされるものを含む）に係るものに対する新交納付金法の規定の適用については、新交納付金法第五条第三項中「前年の九月三十日」とあるのは「昭和四十九年五月三十一日」と、新交納付金法第六条及び第八条中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十九年七月三十一日」と、新交納付金法第九条第一項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十九年八月三十一日」と、新交納付金法第十条第一項中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十九年七月三十一日」と、同条第三項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十九年八月三十一日」と、新交納付金法第十三条第一項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和四十九年十一月三十日」と、新交納付金法第十四条第一項中「毎年六月三十日」とあるのは「昭和四十九年十二月三十一日」と、新交納付金法第十六条第三項中「前年の十月三十一日」とあるのは「昭和四十九年六月三十日」と、同条第四項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和四十九年九月三十日」とする。

4 新交納付金法第四条第三項の規定は、昭和四十九年四月一日以後において建設された発電所の用に供する固定資産に係る昭和五十年年度以降の各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金については、前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「旧交納付金法」という。）第四条第三項に規定する固定資産に係るものにあつては、同項中「地方税法第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三号）による改正後の地方税法第三百四十九条の三第一項」とし、これらの規定の例による。

5 昭和四十九年三月三十一日までの間において建設された発電所の用に供する固定資産に係る昭和五十年年度以降の各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金については、前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「旧交納付金法」という。）第四条第三項に規定する固定資産に係るものにあつては、同項中「地方税法第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三号）による改正後の地方税法第三百四十九条の三第一項」とし、これらの規定の例による。

6 新交納付金法第五条の二の規定は、昭和四十八年三月三十一日までの間において建設された一の工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌々年度から昭和五十年年度までの年度の数が五を超えないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く）の同年度分以後の交付金及び納付金についても適用する。

7 昭和四十八年三月三十一日までの間において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十九年度分の交付金及び納付金の交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において旧交納付金法第五条の二の規定の適用を受けていたものについては、昭和五十年年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもつて新交納付金法第五条の二に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、附則第七条第十項後段の規定を準用する。

8 新交納付金法附則第十六項の表の第二号の規定は、昭和四十八年四月一日以後において取得された同号に掲げる車両について、昭和五十年年度分の市町村納付金から適用する。

9 旧交納付金法附則第十六項の表の第二号の規定は、昭和四十八年三月三十一日までの間において取得された同号に掲げる車両については、なおその効力を有する。

10 新交納付金法附則第十六項の表の第六号の規定は、昭和五十年年度分の市町村納付金から適用する。この場合において、昭和四十八年三月三十一日までの間において設置された同号に掲げる遮音壁については、同項中「市町村納付金が納付されることとなつた年度」とあるのは「昭和五十年年度」と、同号中「十年度分」とあるのは「当該遮音壁が設置された日の属する年度の翌年度から昭和四十八年度までの年度の数を十から控除して得た数に相当する年度分」とする。

（特定多目的ダム法の一部改正）

第二十九条 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「発電の用に供する（特定用途）」を「第二十一条の二」を「第二十一条の三」に改める。

第三十条 前条の規定による改正後の特定多目的ダム法第三十五条の規定中水道又は工業用水道の用に供する部分は、昭和四十九年度分の同条の納付金から適用する。この場合において、同年度分の当該納付金については、同条中「三月三十一日」とあるのは「昭和四十八年三月三十一日及び昭和四十九年三月三十一日」と、翌年の六月三十日」とあるのは「昭和四十九年十二月三十一日」とする。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第三十一条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百五十五条第三項第六号を次のように改める。

六 昭和四十九年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間において使用する電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税）にあつては、当該期間において使用した電気として政令で定める料金に係るもの（基礎となる率を百分の三とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、昭和五十二年度において地方税法第四百九十条第一項に規定する税率となるように政令で定める率

第一百五十五条第三項に次の一号を加える。

七 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間において使用するガスに対して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、当該期間において使用したガスとして政令で定める料金に係るもの）基礎となる率を百分の三とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、昭和五十一年度において地方税法第四百九十条第二項に規定する税率となるように政令で定める率

第百五十五条第九項中「電氣ガス税」を「電気税」に改める。

第三十二條 前條の規定による改正後の沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律第百五十五條第三項第六号及び第七号の規定は、施行日以後に使用した電気又はガスに対して課すべき電気税及びガス税（特別徴収に係る電気税及びガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十三条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第三項を削る。

昭和四十九年四月十五日印刷

第五号中正誤

段行

誤

正

二	二	〃
三	二	〃
三	終わり	から
一七		
一六		
一六		

庵美群島

奄美群島

四	三
八	五

—

//	//	//
//	≡	//
//	//	//
九	二	〇

庵美近海

奄美近海

七	六
二	三
二	二

だ
っ
た
た

だ
っ
た
と

九 //

四 終
// かちわり

七 九一八

英連邦特

英連邦特

昭和四十九年四月十六日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局